

第1章 新 START 後の核軍縮に向けた諸提案とその評価

黒澤 満

はじめに

2011年2月5日に新 START¹が発効し、オバマ大統領の掲げる核兵器のない世界に向けての具体的な最初の措置が実施に移されている。オバマ大統領は、2010年4月8日の新 START 署名式において、「新 START は重要な第1歩であるが、それは核兵器のない世界に向けての最初の措置に過ぎない。昨年プラハで述べたように、この条約は一層の削減のお膳立てをするものである。さらに前進するため、非配備兵器を含む、戦略兵器と戦術兵器の両方を削減する交渉をロシアと追求することを希望している」と述べた²。このようにオバマ大統領はさまざまな核軍縮措置を提案してきているし、その他の国々や専門家もさまざまな考えを提案している。本稿は、新 START に続いて取られるべき核軍縮措置を取り上げ、内容を分析するとともに、そこでの課題をも指摘し、評価を行うものである。

1. 戦略核兵器の一層の削減

新 START 条約の履行に関係して、2011年6月1日に、条約発効時における両国の戦略核兵器の数がデータの交換により明らかにされた。すなわち2011年2月5日現在において、配備された弾頭 1,550 の制限に対して、米国は 1,800、ロシアは 1,537 であり、配備された運搬手段 700 の制限に対して、米国は 882、ロシアは 521 であり、配備および非配備の運搬手段 800 の制限に対して、米国は 1,124、ロシアは 865 であると発表された³。

さらに6カ月後、2011年9月11日現在の総数が10月25日に発表された。それによると、1,550 の制限に対し米国は 1,790、ロシアは 1,566、700 の制限に対し米国は 822、ロシアは 516、800 の制限に対して米国は 1,043、ロシアは 817 となっている。配備弾頭につ

¹ 新 START 条約については以下参照。黒澤満『核軍縮と世界平和』（信山社、2011年）第1章第4節「新 START（戦略兵器削減）条約」、63-82頁、Amy F. Woolf, *The New START Treaty: Central Limits and Key Provisions*, Congressional Research Paper, April 21, 2011.

<<http://www.fas.org/sgp/crs/nuke/R41219.pdf>>; The Department of State, “Article-By-Article Analysis of New START Treaty Documents,” Bureau of Arms Control, Verification and Compliance, May 5, 2010. <<http://www.state.gov/t/avc/trty/141829.htm>>

² The White House, “Remarks by President Obama and President Medvedev of Russia at New START Treaty Signing Ceremony and Press Conference,” April 08, 2010. <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-obama-president-medvedev-russia-new-start-treaty-signing-cere#>>

³ U.S. Department of State, “New START Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, June 1, 2011. <<http://www.state.gov/rls/164722.htm>>

いては、米国は 10 減少しているが、ロシアは 29 増加し、1,550 の制限を上回るものとなっている。配備された運搬手段は、米国は 60 の減少、ロシアは 5 の減少となっており、配備および非配備運搬手段は、米国は 81 の減少、ロシアは 6 の増加となっている⁴。

ロシアは、条約発効時においてすでに、配備された弾頭数および配備された運搬手段数において条約の制限を下回っていた。その後若干の増加もあったが、このような状況は、もし米国も条約に規定された完全な履行のための 7 年間の待たずにより早く削減するならば、条約義務の早期の完全履行の絶好の機会を生み出している。米国とロシアにとっての第 1 の課題は、削減をより早く実施することであり、2018 年ではなく、遅くとも次回の NPT 再検討会議の 2015 年までに履行することである。このことは米ロの核軍縮に対する積極的な姿勢の表れとして、次回 NPT 運用検討会議に極めて有益な影響を与えるであろう。

両国にとっての第 2 の課題は、できるだけ早くそれぞれの戦略核弾頭を 1,000 まで削減する条約を交渉し、締結することである。この交渉は、新 START の継続として、両国の核兵器の構造および構成を大きく変えることなく実施できるであろうし、中国、英国、フランスの参加を待つことなく実施できるであろう。ロシアは新型の多弾頭 ICBM の開発および配備を計画している。ロシアの戦略核戦力は現在減少しつつあるが、間もなく再び増強されると考えられるので、両国はこの機会をとらえて、新たな核軍備の増強という無駄な浪費をすることなく、一層の削減の方向に進むのが望ましいと考えられる。

ブルース・ブレアらの分析によれば、「米国およびロシアは、それぞれの安全保障を弱体化させることなく、500 の配備された運搬手段に全体として 1,000 の弾頭というレベルに戦略核兵器を削減することは可能である⁵。」後に検討するように戦略核兵器と戦術核兵器を同時に包括的に交渉すべきだとの見解があるが、戦略核兵器の一層の削減については独立した交渉も可能であると考えられる。

2. 非戦略（戦術）核兵器の削減

米国は約 200 の戦術核兵器をヨーロッパに配備し、国内に約 300 の戦術核兵器を保有し、

⁴ U.S. Department of State, “Fact Sheet: New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” October 25, 2011.
<<http://geneva.usmission.gov/2011/10/26/fact-sheet-start-treaty/>>

⁵ Bruce Blair, Victor Esin, Matthew McKinzie, Valery Yarymich, and Pavel Zolotarev, “Smaller and Safer: A New Plan for Nuclear Postures,” *Foreign Affairs*, Vol.89, No.5, September/October 2010, p.11

ロシアは 2,000-3,000 の戦術核兵器を保有していると考えられている⁶。新 START の批准への助言と承認に関して上院が採択した決議に従い、オバマ大統領が上院に送付した書簡において、「4(a) 米国は、NATO 同盟国との協議の後に、しかし新 START 条約の発効後 1 年以内に、ロシアと米国との間の非戦略(戦術)核兵器ストックパイルの不均衡を是正し、検証可能な方法で戦術核兵器を確保し削減するための協定についてロシアとの交渉を開始するように求める」と述べている⁷。ロシアは条約の批准時に一方的声明を発表し、もし米国と NATO のミサイル防衛がロシアの戦略兵力に脅威を与えるようならば、条約からの撤退を検討しなければならないと述べた。

第 1 は、西ヨーロッパの 5 カ国、すなわちドイツ、オランダ、ベルギー、イタリア、トルコに配備されている米国の戦術核兵器の問題である。米国の政治および軍事の高官はこれらの兵器の軍事的有用性は全く認めていないが、ヨーロッパの同盟国の安全保障に対する米国のコミットメントのシンボルとしての重要な政治的役割を果たすことができると理解している⁸。ドイツ、オランダ、ベルギーは配備された核兵器の撤去を要求しており、イタリアとトルコは沈黙しており、東ヨーロッパ諸国はヨーロッパに米国の核兵器を維持することを熱望している⁹。

ロシアの相応する行動なしに、米国がすべての戦術核兵器をヨーロッパから一方的に撤去することは難しいかもしれない。しかし、米国は、自国領域の外に核兵器を配備している唯一の国であり、その点から考えて、この可能性も追求されるべきであろう。そうでなければ、米国は、一般的に一定の戦術核兵器を撤去するか、あるいはその撤去を強く要求している諸国からの撤去を考えるべきであろう。

最近の調査によれば、14 カ国、すなわち NATO 加盟国の半数が戦術核兵器の配備の終了を支持しており、さらに 10 カ国はそのようなコンセンサスの決定が下されるならばブロッ

⁶ Paul Ingram and Oliver Meier (eds.), *Reducing the Role of Tactical Nuclear Weapons in Europe: Perspective and Proposals on the NATO Policy Debate*, An Arms Control Association and British American Security Information Council Report, May 2011.

<http://www.armscontrol.org/system/files/Tactical_Nuclear_Report_May_11.pdf#page=14>

⁷ The Whitehouse, "President Obama's Message to the U.S. Senate on the New START Treaty," February 2, 2011.

<<http://bereba.usmission.gov/2011/02/02/obama-message-senate-new-start/>>

⁸ Steven Pifer, "The United States, NATO's Strategic Concept, and Nuclear Issues," ACA, BASIC, IFSH, *Nuclear Policy Paper*, No.6, April 2011, p.2.

<<http://www.basicint.org/publications/steven-pifer/2011/united-states-nato%E2%80%99s-strategic-concept-and-nuclear-issues>>

⁹ Mark Fitzpatrick, "How European View Tactical Nuclear Weapons on their Continent," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.67, No.2, March/April 2011, pp.57-65.

クしないと述べており、3カ国のみが配備の終了に反対であるとしている¹⁰。

サム・ナンは、NATO が戦術兵器および宣言政策に対する立場を再検討すべきであること、米国およびロシアの両方の戦術核兵器の在庫につき一層の透明性、説明責任および統合を増すように動くこと、ならびに宣言政策の変更を通じて核兵器の重要性を低減する方法を探求することを助言している¹¹。

第2に、上述のように米国とロシアが保有する戦術核兵器の数は大きく異なるので、米国政府は、戦略兵器と戦術兵器の両方を一緒に包括的に削減する交渉を開始しようとしている。ホワイトハウスの軍備管理・大量破壊兵器テロ調整官であるゲイリー・セイモアは、「我々が現時点で取ろうとしている1つのアプローチは、配備されたおよび配備されていない戦略および戦術核兵器の両方を含めるような単一の上限を定めることである」と述べており¹²、ホワイトハウス安全保障補佐官のトーマス・ドニロンは、「ロシアとの次の合意への交渉アプローチは、非配備および非戦略核兵器の両方を含むべきであると我々は考えている。ロシアがその非戦略戦力を削減する相互的な措置をとり、その非戦略戦力を NATO の国境から遠くに移動するように、米国の戦術核兵器の役割と数に取り組むことが優先課題である」と述べている¹³。

これらの主張に沿った形で、スティーブン・パイファーは、「新 START に引き続く協定の交渉においては、米国の交渉者は、引退したものと解体を待っているものを除き、1,000以下の配備戦略弾頭という内訳をもちすべての戦略および戦術核弾頭に 2,500 以下という制限を求めるべきである」と提案している¹⁴。しかしマイルズ・ポンパーらは、「米国とロシアの高官が戦術核兵器の問題に遂に取り組むという意図は歓迎されることであるが、START 後の交渉の次のラウンドの初期の段階で2つのクラスの核兵器を結合させることは、問題を解決するものではなく、もっと問題を生じさせるものになるだろう」と批判的な意

¹⁰ Susi Snyder and Wilbert van der Zeijden, *Withdrawal Issues: What NATO Countries Say about the Future of Tactical Nuclear Weapons in Europe*, IKV PAX Christi, March 2011. <<http://www.nonukes.nl/media/files/withdrawal-issues-report-nonspread.pdf>>

¹¹ Sam Nun, "NATO Nuclear Policy and Euro-Atlantic Security," *Survival*, Vol.52, No.2, April-May 2010, p.16.

¹² "Pursuing the Prague Agenda: An Interview with White House Coordinator Gary Samore," *Arms Control Today*, Vol.41, No.4, May 2011, pp.10-11.

¹³ Thomas Donilon, "Key Note: Thomas Donilon," 2011 Carnegie International Nuclear Policy Conference, March 29, 2011. <http://carnegieendowment.org/files/Thomas_Donilon.pdf>

¹⁴ Steven Pifer, "After New START: What's Next?" *Arms Control Today*, Vol.40, No.10, December 2010, p.9. See also Steven Pifer, *The Next Round: The United States and Nuclear Arms Reduction After New START*, Brookings Arms Control Series Paper 4, December 2010. <http://www.brookings.edu/articles/2010/12_arms_control_pifer>

見を述べている¹⁵。

ミカ・ゼンコは、戦術核兵器を含めて実戦配備された核兵器を 1,000 に制限する検証可能で法的拘束力ある 2 国間条約を通じて、米国とロシアは一層の削減を追求すべきであると提案している。彼はまたそのような条約が可能となるための条件として、新 START 条約の批准と予備的履行、更新された CFE 条約への合意、実戦配備された戦術核兵器の管理に関する米ロの高官の間での議論、可能なミサイル防衛協力を含め、低減するロシアの ICBM を危険にさらさない米国のミサイル防衛能力についての両国の了解、の 4 つの条件を示している¹⁶。

1 つの方法として、米国とロシアは、新 START 条約に続くものとして、戦略兵器と戦術兵器および配備されたものと配備されていないものを含んだ核兵器の削減の交渉をできるだけ早期に開始すべきである。しかし、ロシアは将来的にロシアの戦略攻撃戦力を無効にするかもしれない米国/NATO のミサイル防衛計画を心配しており、ロシアはより強力な米国/NATO の通常兵器とのバランスを回復するために戦術兵器を維持しようとしている。

ミサイル防衛に関しては、両国とも新 START 条約に関連して一方的声明を行っている。ロシアの声明は、「米国のミサイル防衛システム能力にいかなる質的および量的増強がないという条件においてのみ、この条約は有効であり生存可能である。ロシア連邦はさらに、条約第 14 条に従った条約からの脱退を正当化するような『異常な事態』には、ロシア連邦の戦略核兵器能力を脅威にさらすような米国のミサイル防衛システム能力の増強が含まれるというその立場に注目する」と述べている。他方米国の声明は、「米国のミサイル防衛システムはロシアとの戦略バランスに影響することは意図されていない。米国のミサイル防衛システムは限定的なミサイル発射に対して米国を防衛するために、また地域的脅威に対して配備された米国兵力、同盟国・パートナーを防衛するために利用されるだろう」と述べている¹⁷。

¹⁵ Miles Pomper, William Potter and Nikolai Sokov, "Reducing Tactical Weapons in Europe," *Survival*, Vol.52, No.1, February-March 2010, p.75.

¹⁶ Micah Zenko, *Toward Deeper Reduction in U.S. Russian Nuclear Weapons*, Council on Foreign Relations, Council Special Report No.57, November 2010.
<<http://www.cfr.org/united-states/toward-deeper-reductions-us-russian-nuclear-weapons/p23212>> See also Alexei Arbatov, *Gambit or Endgame? The New State of Arms Control*, The Carnegie Papers, Nuclear Policy, March 2011.
<http://carnegieendowment.org/files/gambit_endgame_pdf>

¹⁷ U.S. Department of State, "New START Treaty Fact Sheet: Unilateral Statements," Bureau of Verification, Compliance, and Implementation, May 13, 2010.
<<http://www.state.gov/t/avc/rls/142837.htm>>

ロシア大使セルゲイ・キスリャクは、次取るべき措置について語りつつ、弾道ミサイル防衛の開発と、一層の核兵器の削減、通常兵器および宇宙兵器の状況との間の関連について深い懸念を表明した¹⁸。

したがって、新たな交渉はロシアのこれらの懸念を考慮しなければならない。第1に、最も困難な問題として、両国は両国間に信頼を醸成するためにできるだけ広くかつ深くミサイル防衛に関する協力的作業を行うことが必要である¹⁹。第2に、欧州通常戦力（CFE）条約体制における進展が、米ロの一層の核削減への新たな合意を容易にするであろう。CFE条約と非戦略核兵器に関連する問題は、ヨーロッパの安全保障構造を再建するより広い文脈の中に置くことも可能であろう²⁰。

3. 包括的核実験禁止条約（CTBT）

1996年に国連総会で採択されたCTBTは、この条約の発効のためにその批准が必要であると指名された44カ国のうち8カ国が批准していないので、まだ発効していない。第1に、条約発効のカギを握っているのは米国であるが、その上院は1999年に批准を拒否し、ブッシュ政権は、新たな種類の核兵器を実験する可能性を追求していたため、この条約に強力に反対した。しかし、オバマ政権は最初からこの条約の批准に熱心である。ただし幾人かの共和党の上院議員の抵抗がきわめて厳しいため、政府はまだ助言と承認のために条約を上院に提出するに至っておらず、その批准に向けての協議および教育を開始したところである。

条約は十分に検証できないという点、および米国の核兵器の安全性と信頼性を維持するために一層の実験が必要であるという点から条約に反対する強い意見が存在する。それに対して、ロバート・ネルソンは、CTBTは米国の安全保障を強化するし、CTBTは重要なところでは検証可能であるし、米国の核兵器は核実験なしでその安全性と信頼性を維持で

¹⁸ Sergei Kislyak, "What's Next after 'New START,'" 2010 Carnegie International Nuclear Policy Conference, March 29, 2011.

<http://www.carnegieendowment.org/files/Whats_Next_After_New_Start.pdf>

¹⁹ See Nikokai Sokov, "Missile Defense: Towards Practical Cooperation with Russia," *Survival*, Vol.52, No.4, August-September 2010, pp.121-130; Barry Blechman and Janas Vaicikonis, "Unblocking the Road to Zero: US-Russian Cooperation on Missile Defense," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.66, No.6, December 2010, pp.25-35.

²⁰ PIR Center and Ploughshares Fund, *Recommendations of the Sustainable Partnership with Russia (SuPR) Group*, March 2011, p.4.

<<http://www.ploughshares.org/sites/default/files/SuPR%20Group%20Letter%20&%20Recommendations.pdf>>

きると主張している²¹。 ケーガン・マクグラスも、米国の批准を取り巻く諸問題、すなわち条約の検証可能性、米国ストックパイルの信頼性、および米国の国家安全保障に対する条約の影響を分析した後、CTBT の批准は米国の安全保障の目的に有益であると結論している²²。さらにデビッド・ハウフェンマイスターも、CTBT を批准し条約の発効を見ることはきわめて米国の安全保障上の利益になることであると結論している²³。

米国の CTBT 批准は条約の発効にとって最も重要で最も不可欠な最初の一步であり、現在のオバマ政権はその批准を強く支持しそのため努力している。その意味で現在は CTBT の発効および生存可能性にとってきわめて重大な時期である。我々は CTBT が米国の国家安全保証に役立つだけでなく、核兵器のない世界に向けた直近の措置として、国際の平和と安全という利益に役立つことを考慮すべきである²⁴。

第 2 に、米国の批准は将来の条約の発効に対しても強力な影響力をもつことを強調すべきである。米国が批准すれば多くの国がそれに従うであろうと一般に考えられている。リビウ・ホロビッツとロバート・ガラン・ビレラの主張によれば、インドネシアと中国は米国に続いてすぐに批准するであろう。中東では、CTBT の批准はイランの利益になるだろう。エジプトは、イスラエルが批准した後でも、取引材料として CTBT を利用するので少し時間がかかるだろう。南アジアでは、インドも少し時間がかかるだろうし、パキスタンの選択はインドと国境を接している国々に深く影響されるであろう。最後に、北朝鮮はいつも通り予測不可能である²⁵。

ゲイリー・セイモアもまた、「CTBT に賛成できるための最善の議論は、その条約はアジアにおける核兵器の増強を制限するのに役立つ道具を我々に与えてくれることにより、米国の安全保障上の利益に役立つということであると考えている。もし米国が CTBT を批准するならば、中国、インドおよびパキスタンがすべて CTBT を批准するだろうし、それが核実験の再開への法的および政治的障害を作り出すだろうと本当に考えている」と述べて

²¹ Robert Nelson, "3 Reasons Why the U.S. Senate Should Ratify the Test Ban Treaty," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.65, No.2, March/April 2009, pp.52-58.

²² Kaegan McGrath, "Verifiability, Reliability and National Security: The Case for U.S. Ratification of the CTBT," *Nonproliferation Review*, Vol.16, No.3, November 2009, pp.407-433.

²³ David Hafemeister, "Assessing the Merits of the CTBT," *Nonproliferation Review*, Vol.16, No.3, November 2009, pp.473-482.

²⁴ Sergio Duarte, "The Future of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: *UN Chronicle*, Vol.46, No.1&2, 2009, pp.30-35.

²⁵ Liviu Horowitz and Robert Golan-Vilella, "Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: How the Dominoes might Fall after U.S. Ratification," *Nonproliferation Review*, Vol.17, No.2, July 2010, pp.235-257.

いる²⁶。

CTBT は、質的軍備競争を停止させる措置として、また新たな国家が核実験を行うことを防止する措置として、さらに核兵器のない世界に向けての 1 つの措置として、できるだけ早期に強固な国際法規範に結晶させるべきである。

4. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)

主として量的な核軍備競争を停止させるため、兵器用の核分裂性物質の生産を禁止する FMCT の交渉は、15 年以上もその開始が要求されているにもかかわらず、実質的にはまだ開始されていない。オバマ大統領の有名なプラハ演説の直後の 2009 年 5 月に、軍縮会議 (CD) は FMCT の交渉の開始に合意したが、パキスタンは手続き的な障害を持ちだすことにより実質的な交渉の開始をブロックしてしまった²⁷。軍縮会議はコンセンサス・ルールで運営されているため、すべての国が拒否権をもつ形になっている。2010 年の軍縮会議も、パキスタンの強硬な反対に直面し、交渉の開始に合意できなかった。

2010 年 NPT 再検討会議で採択された最終文書の行動計画に基づいて、国連事務総長は 2010 年 9 月に軍縮会議を再活性化するための会議を招集し、議論がなされたが、軍縮会議を再活性化するための具体的措置を生み出すことはできなかった。国連事務総長は 2010 年 7 月に同様の会議を招集したが、進歩はまったく見られなかった。

日本を含みいくつかの国は、FMCT の交渉を開始するために他のフォーラムを求めるべきであると主張していた。米国のトーマス・ドニロンは、「我々の好みは軍縮会議で FMCT を交渉することである。しかし軍縮会議がその交渉を開始するためのコンセンサスを達成できるかどうかはますます怪しくなっている。その結果、我々は、FMCT 交渉を開始する他の方法を検討するため、同盟国およびパートナーとの協議を開始するだろう。成功するために、我々は安全保障理事会のすべての常任理事国および他の関連当事国がこの努力に参加することを奨励する」と述べている²⁸。

²⁶ “Pursuing the Prague Agenda: An Interview with White House Coordinator Gary Samore,” *Arms Control Today*, Vol.41, No.4, May 2011, pp.10-11.

²⁷ Zia Mian and A. H. Nayyar, “Playing the Nuclear Game: Pakistan and the Fissile Material Cutoff Treaty,” *Arms Control Today*, Vol.40, No.3, April 2010, pp.17-24; Paul Meyer, “Breakthrough and Breakdown at the Conference on Disarmament: Assessing the Prospects for a FM(C)T,” *Arms Control Today*, Vol.39, No.7, September 2009, pp.19-24.

²⁸ Thomas Donilon, “Key Note: Thomas Donilon,” 2011 Carnegie International Nuclear Policy Conference, March 29, 2011.

<http://carnegieendowment.org/files/Thomas_Donilon.pdf>

しかしながら、中国は、インドとパキスタンが含まれていない 5 常任理事国の間での交渉には乗り気ではないし、FMCT の単独の交渉にも消極的である。中国は、2010 年 NPT 再検討会議において核分裂性物質の生産モラトリアムに強力に反対した唯一の国である。

ある中国の学者は以下のように述べている²⁹。

中国は 1987 年に高濃縮ウラン (HEU) の生産を停止し、1991 年頃に兵器目的のプルトニウムの生産を停止したと考えられている。しかし、米国のミサイル防衛および宇宙兵器計画のゆえに、中国は FMCT と宇宙における軍備競争の防止 (PAROS) を同時に議論したいと述べていた。・・・米国のミサイル防衛と宇宙兵器計画は、FMCT 交渉へ参加するかどうかの中国の意思に大きく影響するであろう。

パキスタンが強力にかつ断固として反対しており、中国がきわめて消極的である状況において、即時に FMCT 交渉を開始する可能性は非常に低い。しかし、FMCT は、核兵器のない世界に向けて国際平和と安全を強化するのに不可欠の措置の 1 つであるので、関係国は、FMCT の交渉開始のための信頼を醸成するため、それぞれの国家の安全保障上の懸念を考慮しつつ対話および協議を継続すべきであろう。

5. 核兵器の役割の低減

オバマ大統領の主張の 1 つの中心は「核兵器の役割の低減」であり、そのために努力することを常に強調してきた。その第 1 は「核兵器の第一不使用」または「唯一の目的」であり、米国の核兵器の使用に関する宣言政策の中心を占めるものである。この 2 つの概念は基本的には同義に用いられており、米国や西ヨーロッパでは、冷戦中にソ連が第一不使用を宣言しながらも、運用政策では第一使用を採用していたことから、第一不使用という用語に対する嫌悪感から最近では唯一の目的という用語がよく用いられる。

2010 年 4 月に発表された米国の核態勢見直し報告書では、米国または米国の同盟国・パートナーに対する通常兵器または生物化学兵器による攻撃を抑止するために、米国の核兵器が役割を果たす狭い範囲の事態が残っていると主張し、「米国は、米国の核兵器の『唯一の目的』は米国、同盟国・パートナーへの核攻撃を抑止することであるという普遍的政策を現在のところ採用する準備はできていない。しかしそのような政策が安全に採用できる条件を確立するため努力する」と述べている。結論部分では、「米国は、米国または同盟国・

²⁹ Hui Zhang, "China's Perspective on a Nuclear-Free World," *The Washington Quarterly*, Vol.33, No.2, April 2010, pp.148-149.

パートナーへの核攻撃の抑止を米国の核兵器の唯一の目的とするという目標をもちつつ、通常兵器を強化し、非核攻撃を抑止する核兵器の役割を低減することを継続する」と述べている³⁰。

したがってまずなすべきことは、米国が核兵器の唯一の目的は核攻撃に対する抑止のためであると宣言できるような環境を整備することである。これは基本的には米ロおよび米中との間の戦略対話により信頼を醸成するとともに、相互に唯一の目的を宣言できる方向に進むことである。しかし、第一不使用を宣言すると同盟国への保証が弱体化し、同盟国が核兵器保有に走る恐れがあるという議論に見られるように、日本を含む米国の同盟国の見解の変更も重要な要素である。

第2の措置は、NPTとの関連における消極的安全保証であり、米国はその核態勢見直しにおいて、「米国は、核不拡散条約（NPT）の当事国でありかつその核不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては、核兵器を使用せず、使用の威嚇をおこなわない」と宣言した³¹。これは以前の「計算されたあいまいさ政策」から脱却し、より強化された消極的安全保証として、一般に歓迎されている。これは以前の政策よりは明確になっているが、誰が違反を認定するのかについては、米国による認定が予定されている。この政策がより客観的になるためには、国連安保理などによる違反の認定を基礎とすることが求められる。またこの強化された消極的安全保証は米国の政策であり、その他の核兵器国、特にロシアおよびフランスなども、この強化された消極的安全保証に移行することが望まれる。

NPTとの関連における消極的安全保証のもう1つの問題は、米国の最近の宣言を含めそれらはすべて一方的な政治的な宣言であって、核兵器国の都合でいつでも変更や撤回が可能なものである点である。非核兵器国の多くが主張しているのは、法的拘束力ある消極的安全保証であり、その実現のための努力がなされるべきである。方法としては、軍縮会議での交渉による新たな条約の作成、それに関するNPT議定書の作成、あるいは国連安保理における法的拘束力ある決定の採択などが考えられる。

第3は、非核兵器地帯との関連における消極的安全保証であり、非核兵器地帯条約には、法的拘束力ある消極的安全保証が議定書の形で備えられている。現在有効な非核兵器地帯は、ラテンアメリカ、南太平洋、東南アジア、アフリカ、中央アジアに存在しているが、その議定書に5核兵器国すべてが批准しているのはラテンアメリカだけである。南太平洋

³⁰ The U.S. Department of Defense, Nuclear Posture Review Report, April 2010, pp.16-17. <<http://www.defense.gov/npr/docs/2010%20Nuclear%20Posture%20Review%20Report.pdf>>

³¹ *Ibid*, p.17

とアフリカに関しては、米国だけがまだ批准していない。オバマ政権になり、政府は 2010 年 5 月 2 日にそれらの議定書を上院に提出し、上院の助言と承認を求めている。これらに対し上院の承認が得られると、南太平洋とアフリカの非核兵器地帯の議定書が完全な形で効力をもつようになる。

東南アジア非核兵器地帯については、そこでの地帯の定義が領海を超えて大陸棚および排他的経済水域を含んでいること、中央アジア非核兵器地帯については、地帯構成国とロシアとの集団安全保障条約が条約規定より優先される可能性があることが問題視され、いずれの核兵器国もまだ議定書に署名していない。これらの 2 つの非核兵器地帯については、議定書を有効にするためには、地帯構成国と 5 核兵器国との積極的な協議により、上述の問題の解決が図られるべきである。東南アジアに関しては 2011 年 11 月の協議により、合意が達成されている。

6. 警戒態勢の解除

2007 年 1 月にシュルツやキッシンジャーは「核兵器のない世界」を提案したが、その基礎としてとるべき 8 つの措置の第 1 に、「冷戦期の核兵器配備態勢を変更して、警戒時間を増加すべきであり、核兵器の事故によるまたは無権限の使用の危険を削減すること」を挙げており、2008 年の「核兵器のない世界に向けて」も同様の主張を含んでいる。また 2000 年の NPT 運用検討会議の最終文書も、核軍縮に導く措置の 1 つとして、「核兵器システムの運用状況を一層低下させるための具体的な合意される措置」が勧告されていた。

ブルース・ブレアは、現在の即発射態勢がもつ危険として、①ロシアの早期警戒システムが老朽化している、②戦略核戦力に対する厳重な防護措置に重大な欠陥がある、③テロリストが核兵器を奪取する機会を生み出している、④核兵器の取得や即発射態勢を正当化する、という 4 つの危険を指摘する。また彼は、警戒態勢解除の利点として、①警戒態勢の解除は間違った発射の危険を減少する、②警戒態勢解除は、無許可の使用やテロリストによる奪取への防護を強化する、③警戒態勢解除は危機における安定性を強化しうる、④警戒態勢解除は核兵器の役割を低減させることにより拡散を停止するのに貢献する、という点を挙げている³²。

2011 年 4 月にオバマ政権は新たな核態勢見直し (NPR) 報告書を提出した。米国の戦略

³² Bruce Blair, "De-alerting Strategic Forces," Hoover Institution, *Reykjavik Revisited: Steps Toward A World Free of Nuclear Weapons*, October 2007, pp.25-31.
<<http://www.hoover.org/publications/books/online/15766737.html>>

核戦力のうち、重爆撃機は警戒態勢解除の状態にあるが、ほとんどすべての ICBM は警戒態勢にあり、かなり多数の SSBN がいつも海にいる。NPR は ICBM の警戒態勢および SSBN の海にいる割合の低減の可能性を検討したが、そのような措置は、「再警戒」が完成する前に攻撃するという動機を敵に与えることにより、危機における安定性を低下させると結論した。

その結果、NPR は米国の戦略兵力の現行の警戒態勢が維持されるべきであると結論した。ただ、すべての ICBM および SLBM は外洋照準を継続すること、危機における大統領の決定時間を最大化するよう指揮・管制システムに新たな投資をすること、生存可能性を増大し、即時発射の動機を低下させるような、ICBM の新たな設置様式を探求することを予定している³³。

オバマ大統領は、大統領に就任した初期の時期には、警戒態勢解除に積極的に取り組むことをしばしば強調していたにもかかわらず、行政府内部における議論の後にこのような報告書が提出され、以前の態勢をそのまま維持することが決定されたことは、きわめて残念なことである。

この問題は、2010 年の NPT 再検討会議でも熱心に議論されており、日豪提案も、「核兵器を保有するすべての国に対し、事故または無許可の発射の危険を低下させるための措置をとること、国際の安定と安全を促進するように核兵器システムの運用状況をさらに低下させることを要請」していた³⁴。

特にニュージーランドは、チリ、マレーシア、ナイジェリア、スイスとともに、この問題に積極的に取り組み、会議が、①警戒レベルの低下が核軍縮プロセスに貢献することを承認し、②核兵器システムの運用準備状況を低下させるため一層の具体的措置をとることを要請し、③そのために取られた措置を定期的に報告するよう核兵器国に要請するよう、勧告している。

会議の最終文書は、核兵器国に対し、行動 5(e)で、国際の安定と安全を促進するように核兵器システムの運用状況を一層低下させることに対する非核兵器国の正当な利益を考慮すること、5(f)で、核兵器の事故による使用の危険を低減することを要請している。

³³ The U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, April 2010, pp.25-27. <<http://www.defense.gov/npr/docs/2010%20Nuclear%20Posture%20Review%20Report.pdf>>

³⁴ 2010 NPT Review Conference, Working Paper submitted by Australia and Japan, NPT/CONF.2010/WP.9, 24 March 2010.

7. 核兵器禁止条約

国連事務総長パン・ギムンは 2008 年 10 月に 5 項目提案を行い、核兵器国に対して NPT の義務を履行するよう要請し、5 項目の 1 つとして、「彼らは、個別の相互に補強しあう諸文書の枠組みへの合意によりその目的を達成できるであろう。あるいは彼らは、強力な検証システムに支えられた核兵器禁止条約の交渉を検討することもできよう」と述べた。

2010 年 NPT 再検討会議の最終文書には、「会議は、国連事務総長の核軍縮のための 5 項目に注目する。それは特に、強力な検証システムに支えられた、核兵器禁止条約あるいは個別の相互に補強しあう諸文書の枠組みの交渉の検討を特に提案している」という文言が含まれた。

これは NPT 運用検討プロセスがその最終文書の中で核兵器禁止条約に初めて言及したものである。非同盟諸国は、核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所 (ICJ) の 1996 年の勧告的意見以来、核兵器禁止条約の交渉の開始を要求している。レベッカ・ジョンソンは、「これはもはや核兵器国のタイムテーブルおよび希望によってのみ決定される問題とみなされるものではなく、すべての国家の正当な任務として今や認められている」と述べ³⁵、核兵器禁止条約の問題がすべての国家の任務となっていることを強調している。

バリー・ブレックマンとアレクサンダー・ボルフラスは、「すべての国家から核兵器を廃棄することは核の脅威に対する唯一現実的な解決策である。特定の期日に廃棄を規定する国際条約がこれを達成できる。我々は、廃棄の制度をどのようにデザインするか、またいかなる国の安全保障をも危険にさらすことなくこれをどのように履行するかをすでに知っている。この目標に対する技術的な障害はまったく存在しない。それは厳密に政治的意思の問題である」と述べている³⁶。

モデル核兵器禁止条約は、最初 1997 年にそして改訂版が 2007 年に国際 NGO により提出されている³⁷。たとえば 2020 年あるいは 2030 年といった時間的枠組みの中で核兵器の廃棄を提案しているいくつかの専門家の報告書も存在している。このような文書を基礎にして、核兵器禁止条約の審議が公的なフォーラムでできるだけ早期に開始されるべきである。どのようなプロセスが必要でどのような時間的枠組みが必要であるかを議論すること

³⁵ Rebecca Johnson, "Assessing the 2010 NPT Review Conference," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.66, No.4, July/August 2010, p.9.

³⁶ Barry M. Blechman and Alexander K. Bollfass, "Zero Nuclear Weapons: The Pragmatic Path to Security," *Nonproliferation Review*, Vol.17, No.3, November 2010, p.571.

³⁷ IALANA, INESAP and IPPNW, *Securing Our Survival (SOS): The Case for a Nuclear Weapons Convention*, IPPNW, 2007.

はきわめて重要である。そうすることにより、我々が乗り越えるべき多くの障害が何であるかが判明するであろう³⁸。

核兵器の全廃の最終時点を含むような厳格な時間的枠組みをもつ核兵器禁止条約を早期に交渉するのは、困難なように思われる。それに代わって、ちょうど国連気候変動枠組条約のように、核兵器の廃絶に関する枠組み条約を追求することができるであろう。枠組み条約の下では、締約国は自国の核兵器を完全に廃棄するという明確な約束を法的義務として合意しなければならない。そしてその目標を履行するために、締約国会議（COP）が毎年開催され、その目標に向けての具体的な核軍縮措置を交渉し合意しなければならない。

第 3 に、核兵器禁止条約に向けての措置として、核兵器使用禁止条約が議論され交渉されるべきである。1996 年の ICJ の勧告的意見は、核兵器の使用は武力紛争に適用可能な国際法の規則に、そしてとくに人道法の原則と規則に一般に違反するだろうと述べている。

核兵器使用禁止の問題は 2010 年 NPT 再検討会議で初めて大きく議論され、核兵器国は、「核兵器の使用を防止し究極的にその廃絶へと導き、核戦争の危険を減少させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献することのある政策を議論すること」を要請されている。この会議においては、核兵器の使用の人道的側面が初めて議論され、会議は、核兵器のいかなる使用であっても壊滅的な人道的影響があることに深い懸念を表明し、すべての国がいかなる時においても国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守することの必要性を再確認している。

レベッカ・ジョンソンは、「第 1 に、核兵器禁止条約の機能は、NPT を損なうものではなく、NPT に規定された基本的な目的や義務を履行するものである。第 2 に、廃棄の規範（所有と使用の違法化）を国内レベルおよび国際レベルにおいて主要な議題として組み込むことが、外交官が交渉テーブルに着く前に必要である。第 3 に、核兵器の使用と保有を禁止する普遍的で無差別の条約は、時期尚早なのではなく、もっと早くからすべきであった」と結論的に述べている³⁹。

³⁸ 核兵器廃絶への反対論については以下を参照。Josef Joffe and James W. Davis, “Less Than Zero: Bursting the New Disarmament Bubble,” *Foreign Affairs*, Vol.90, No.1, January/February 2011, pp.7-13; Richard Perle, “Yes, Nukes: The Global Zero Utopia,” *World Affairs*, Vol.173, No.6, March/April 2011, pp.47-56; Amitai Etzioni, “Zero is the Wrong Number,” *World Policy Journal*, Fall 2009, pp.5-15; Michael Ruhle, “NATO and Extended Deterrence in a Multinuclear World,” *Comparative Strategy*, Vol.28, 2009, pp.10-16; Fred C. Ikle, “The Realist: Nuclear Abolition, A Reverie,” *The National Interest*, September/October 2009, pp.4-7; Michael O’Hanlon, “Is a World Without Nuclear Weapons Really Possible?” *Chronicle of Higher Education*, Vol.56, No.34, May 2010, pp.B12-B13; Bruno Tertrais, “The Illogic of Zero,” *The Washington Quarterly*, Vol.33, No.2, April 2010, pp.125-138.

³⁹ Rebecca Johnson, “Rethinking the NPT’s Role in Security: 2010 and Beyond,”

むすび

新 START の発効の後、次の措置をとることは新 START の署名および批准に比べてかなり難しそうである。しかし、国際社会、特に米国とロシアは、すべての核兵器の 90%以上保有する国として、さまざまな具体的措置に向けて努力すべきである。第 1 に、新 START 条約の義務を 7 年よりもずっと早く履行すべしであり、戦略核弾頭を 1,000 以下に削減するため交渉を進めるべきである。第 2 に、戦略核兵器の削減の交渉と並行して、それと独立してまたはそれと一緒に、5 つのヨーロッパ諸国に配備されている米国の戦術核兵器の撤去をも含めて、非戦略核兵器を削減するよう努力すべきである。

第 3 に、米国政府は、上院の助言と承認を得るためできるだけ早く CTBT を上院に提出すべきである。米国による CTBT の批准は他国が批准に進むのを確かに奨励するだろうし、CTBT の発効への道へと導くであろう。第 4 に、FMCT の交渉が、関係国間の信頼を醸成する措置をとることにより、軍縮会議あるいは他のフォーラムで開始されるべきである。第 5 に、核兵器の役割を低減させるため、各国の宣言政策において核兵器の第一不使用あるいは唯一の目的宣言が採用されるべきであろう。さらに消極的安全保証の強化が図られるべきである。

最後に、国際社会は、国連総会などの公式なフォーラムで核兵器禁止条約または核兵器廃絶枠組条約の議論および審議を開始すべきである。さらに、核兵器の使用を禁止する条約も議論され、交渉されるべきである。

これらの核軍縮の措置に向けての努力がなされると並行して、信頼を醸成し、紛争を平和的に解決するための他のさまざまな措置が追求されるべきである。

第2章 新 START 下における米国の抑止態勢と核兵器の役割低減

石川 卓

はじめに

2010年12月22日、米国上院は、同年4月に調印された新戦略兵器削減条約(新 START)の批准決議を可決した。ロシア議会も翌1月には批准決議を可決し、新 START は、2011年2月5日、発効するに至った。これにより、バラク・H・オバマ(Barack H. Obama)政権は、対ロ関係の「リセット」、およびプラハ演説で打ち出した「核兵器のない世界の平和と安定」という二つの目標に関し、一定の成果をあげることに成功したといえる。

しかしながら、特に後者の目標については「小さな一歩」であったにすぎないにも関わらず、その「代償」は決して小さくはなく、この条約の交渉から発効を経て今日に至るまでの過程——とりわけ米国議会における一連の審議過程——においては、これら二つの目標を追求していくことの難しさが示されることにもなった。すなわち、前ジョージ・W・ブッシュ(George W. Bush)政権が提示した「新三本柱」(new triad)の基盤をなしていた論理と同様に、核戦力を含む「攻撃力」の脚を短縮するためには、ミサイル防衛に代表される「防御力」および「防衛基盤」の脚を伸ばさなければならないということとともに、「攻撃力」の中における核戦力の比重を軽減するためには、通常戦力の比重を増さなければならないということが、改めて認識されることとなったのである¹。

このように、やや逆説的にも見えるとはいえ、米国の核戦力削減は、「安全・確実・効果的」(safe, secure, and effective)な核戦力を含む抑止力の維持をほぼ絶対的な条件とするものであるということが再確認された以上、新 START 下における米国の抑止態勢、そして、その中における核兵器の役割や位置づけは、新 START 後の核軍備管理・核軍縮の行方に大きな影響を及ぼす要因になるといわざるをえない。本稿では、そのような重要な意味合いを持つ米国の抑止態勢と核兵器の役割について、その現状を把握するとともに、今後の変化を展望することとしたい。

1. 核抑止力の維持

¹ このことが認識される機会は、新 START の批准決議はいうまでもなく、2011年12月末に大統領署名に至った2012年度国防権限法の審議過程にまで及んでいる。

新 START の発効により、米口の戦略核戦力は 2018 年までに、配備弾頭 1550 発、配備運搬手段 700 基／機（非配備を含めた場合、800 基／機）へと削減されることとなった。発効以降、その実施は順調に進んでいるとされ²、同条約に基づき米口間で交換されたデータによると、両国の戦略核戦力は 2011 年 9 月 1 日現在で表 1 のようになっている。

表 1. 米口の戦略核戦力

	米国	ロシア
配備 ICBM、SLBM	822 基／機	516 基／機
配備弾頭	1790 発	1566 発
配備・非配備 ICBM・SLBM 発射機、 配備・非配備重爆撃機	1043 基／機	871 基／機

出典：Bureau of Arms Control, Verification and Compliance, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet (Department of State, October 25, 2011) <<http://www.state.gov/documents/organization/176308.pdf>>, accessed on January 31, 2012.

新 START の規定範囲内でどのような戦力構成を構築するかについては、米ロそれぞれの判断に委ねられており、オバマ政権は、大陸間弾道ミサイル (ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)、戦略爆撃機からなる旧来の「三本柱」体制を維持するという方針を示してきた。その構成については、議会調査局が、2010 年 4 月の『核態勢見直し報告』(NPR 2010) や「1251 報告書」などで示されてきた計画なども踏まえつつ³、表 2 のような予測を提示している。現在、オバマ政権は、NPR 2010 の実施研究 (implementation study) の一環として、新 START を超える削減の可能性を検討しており⁴、その結果として、さらなる削減

² Ellen Tauscher, “The State Department's Role in NATO Deterrence and Defense Posture Review (DDPR) and Future Arms Control,” House Armed Services Strategic Forces Subcommittee Hearing on “The Current Status and Future Direction for U.S. Nuclear Weapons Policy and Posture” (U.S. Department of State, November 2, 2011) <<http://www.state.gov/t/us/176669.htm>>, accessed on January 31, 2012.

³ 「1251 報告書」は、2010 年度国防権限法第 1251 節によって議会が行政府に提出を義務づけた、核備蓄・核開発基盤・運搬手段に関する非公開報告書であり、その義務化は、オバマ政権が行きすぎた核軍縮措置をとる、あるいは核開発基盤の衰退を放置することを強く牽制するものであったといえる。

⁴ この研究は、2011 年末までに終了するといわれていた。その結果は不明であるが、それを受けて、戦力態勢やターゲティング戦略などの見直しの基盤となる「核運用指針」を大統領が発することになるとされる。“Statement of Dr. James N. Miller, Principal Deputy Under Secretary of Defense for Policy, Before the House Committee on Armed Services” (November 2, 2011), pp. 2-3 <http://armedservices.house.gov/index.cfm/files/serve?File_id=faad05df-9016-42c5-86bc-b83144c635c9>, accessed on January 31, 2012. 後出の「国防戦略指針」で、「より小さな核戦力で、われわれの抑止の目的が達成できる」可能性が示唆されたのは、この研究の結果であった可能性もある。U.S. Department of Defense, *Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense* (January 2012), p. 5.

の方向性や対口交渉に向けた方針が示される可能性もあるが、新 START の条約期間中は、概ねここに示されるような戦力構成になっていくものと予想される。仮にさらなる削減の早期実施が実現されるとしても⁵、脆弱性の最も低い SLBM の割合を従前以上に高め、戦略核戦力の報復能力としての側面をより強調するという方向性は維持されるであろう⁶。

表 2. 新 START 下での米国の戦略核戦力の構成⁷

	2010 年		2017 年 (予測)		
	発射機	弾頭	発射機総数	配備発射機	弾頭
ミニットマン III	450	500	420	400	400
トライデント II	336	1152	280	240	1090
B52 爆撃機	76	300	74	42	42
B2 爆撃機	18	200	18	18	18
計	880	2152	792	700	1550

出典：Amy F. Woolf, “U. S. Strategic Nuclear Forces: Background, Developments, and Issues,” CRS Report for Congress (November 8, 2011), p. 8.

このように、さほど大幅とはいえない核戦力削減ではあるが、オバマ政権は、その実現のためにも核近代化計画の拡充を強調することを余儀なくされてきた。ブッシュ政権末期に国防長官と議会がそれぞれ設置した諮問機関の報告書が、ともに米国の核開発基盤や核戦力の持続性に多々問題があることを指摘していたこともあり⁸、議会では対口交渉に臨む

⁵ 2010 年の『核態勢見直し報告』(NPR 2010) では、ロシアの削減が並行することが条件とされている。U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report* (April 2010), p. 30.

⁶ 「核態勢見直し」の過程でも、確実な第二撃能力を通じて戦略的安定性を支えるということが、満たすべき条件の一つとされた。Ibid., p. 20. ただし、トライデント II D5 は半数必中半径 (CEP) が 90 メートル程度と、ミニットマン III 以上に命中精度の高いミサイルであり、核弾頭を搭載していれば十分に対兵力攻撃用になるものである。この点については、Graham Spinardi, “Why the U.S. Navy Went for Hard-Target Counterforce in Trident II (And Why It Didn't Get There Sooner),” *International Security*, vol. 15, no. 2 (Fall 1990), pp. 147-190 などを参照。

⁷ ここでは、トライデント原潜については、各艦の発射機を 24 機から 20 機に減らしつつ、14 隻体制を維持することが想定されている。NPR 2010 では、2010 年代後半に 12 隻に減らす可能性も示唆されているが、その場合にも潜水艦搭載の核弾頭の総数に影響はないとされている。U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, p. 22. その後、国防省が、後継原潜の発射機を 16 機にする方針を決定したことに対し、議会の一部が反発し、またホワイトハウスの行政管理予算局 (OMB) が予算削減のため発射機を増やし、隻数を減らすよう提案するなどしている。

⁸ Task Force on DoD Nuclear Weapons Management, *Report of the Secretary of Defense Task Force on DoD Nuclear Weapons Management, Phase II: Review of DoD Nuclear Mission* (U.S. Department of Defense, December 2008), pp. vi, 25-26, 28-30; The Final Report of the Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States, *America's Strategic Posture* (Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 2009), pp. xviii, 45, 47-64.

オバマ政権に対し開発基盤への投資拡大が執拗に要求されてきた⁹。もとより米国の既存核戦力が、表 3 にも示されるように、かなり老朽化していることは否定しがたく¹⁰、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准を目標とし、NPR 2010 で新型核弾頭を開発しない方針を掲げたオバマ政権にとって、対ロ交渉への支持や新 START の批准を確保するためにも、核開発基盤の維持や核近代化計画を重視する姿勢を見せることは必要不可欠になっていたといえる。前政権から留任したロバート・ゲーツ（Robert M. Gates）国防長官も支持していた「信頼性のある代替核弾頭」（RRW）計画を終了させるなど、たしかにオバマ政権は、核戦力に関わる開発計画を部分的に縮小してきたが、当然とはいえ、概ね表 4 のような核近代化計画を進めるとともに、その関連予算の増大も図ってきたのである。

表 3. 米国の核弾頭

弾頭	種別	運搬手段	運用開始年
W78	ICBM	ミニットマン III	1979
W87	ICBM	ミニットマン III	1986
W76	SLBM	トライデント II D5	1978
W88	SLBM	トライデント II D5	1989
B61-3/4/10	爆弾	F-15、F-16	1979/1990
B61-7/11	爆弾	B-52H、B-2A	1985/1996
B83	爆弾	B-52H、B-2A	1983
W80-0/1	巡航ミサイル	原子力潜水艦、B-52H	1984/1982

出典：National Nuclear Security Administration, “Weapons” <<http://www.nnsa.energy.gov/ourmission/managingthestockpile/weapons>>, accessed on January 31, 2012.

核開発基盤の重視や核近代化計画の推進は、無論、長期的に核戦力を維持するためのものであるが、同時に核戦力のさらなる削減に寄与しうるものと位置づけられている。実際 NPR 2010 では、核開発基盤への投資やその再活性化が、技術的・地政学的な不測事態への備えとしての核弾頭の削減に寄与する可能性も示唆されている¹¹。つまり、反転の余地が残されているほど、削減の可能性は高まると想定されているのである。この点については、

⁹ 「1251 報告書」の提出義務化も、その結果の一つであったといえる。新 START 発効後の 2012 年度国防権限法の審議でも、特に下院では、行政府の核軍縮志向を厳しく制約・牽制する修正が多々試みられた。

¹⁰ 戦略運搬手段の配備開始後の平均年数は、ミニットマン III で 41 年、トライデント II D-5 で 21 年、B52-H 爆撃機で 50 年、B2 爆撃機で 14 年、オハイオ級原潜で 28 年になっているとして、その老朽化に強い危機感を示す向きも見られる。Baker Spring, “Nuclear Weapons Modernization Priorities after New START,” *Backgrounder*, no. 2573 (June 27, 2011), pp. 2-3.

¹¹ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, p. 41.

2010年2月の『4年期国防報告』(QDR 2010)では、「米国の復元力——強力さ、適応力、および急速な回復力——は、われわれの抑止態勢の重要な次元である」と、やや曖昧な形で論じられていたが¹²、新 START を超える核戦力削減を示唆した 2012年1月の「国防戦略指針」では、やはりかなり多義的に解しうるとはいえ、より明確に「可逆性」(reversibility)の重要性が公言されるに至っている¹³。

表 4. 米国の核近代化計画

国防省の計画				
システム	計画内容	費用	配備期限	備考
ミニットマン III ICBM	近代化および代替	\$70 億	2020 年 場合によつては 2050 年	推進・誘導システム、ターゲティング・システム、再突入体等の近代化、およびロケット・モーターの改良継続
次世代 ICBM	継続研究	\$2600 万 (FY2012-14)		2014 年に計画継続を判断
B-2 爆撃機	近代化	\$95 億 (FY2000-14)	2050 年代	レーダー、高周波衛星コミュニケーション能力の改善
B-52H 爆撃機	進行中の改善		2040 年代	GPS 導入、コンピュータのアップデート、重武装アダプター・ビームおよび先進的諸兵器の近代化
長距離ステルス爆撃機 (LRPB)	研究開発段階	\$400-600 億 (見込)		詳細は未決定
長射程スタンドオフ巡航ミサイル	ALCM の代替	\$13 億 (見込)		代替策も検討中。継続が決定されれば、2025 年に生産開始の見込み
SSBNX	次世代弾道ミサイル搭載原潜	\$960 億-1 兆 10 億	2029-80 年代	オハイオ級原潜の代替
トライデント II D5 SLBM LEP	近代化および延命		2042 年	
エネルギー省・国家核安全保障局の計画				
システム	計画内容	費用	配備期間	備考
W76	延命	\$40 億	2040-50 年	2018 年完了予定
B61 - 3/4/7	延命	\$40 億	2040 年代	2022-23 年完了予定
W78	延命	\$50 億	2050 年代	2025 年完了予定
W88	延命			FY2016 年開始、FY2031 年完了予定

出典：Tom Z. Collina, “Fact Sheet: U. S. Nuclear Modernization Programs” (Arms Control Association, November 4, 2011) <<http://www.armscontrol.org/factsheets/USNuclearModernization>>, accessed on January 31, 2012.

¹² U.S. Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report* (February 2010), p. 14.

¹³ U.S. Department of Defense, *Sustaining U.S. Global Leadership*, p. 7. 国防費削減が喫緊の課題になったことも、その一因になったものと推察される。

核抑止力の維持とその長期的な持続性を重視する姿勢はまた、同盟国への安心供与を目的とするものでもある。NPR 2010 でも、「米国は、敵を抑止し、同盟国を安心させ、また技術的・地政学的な不測事態に備える必要に応じた、可能な限り小規模な核備蓄を維持する」とされ¹⁴、新 START 交渉の進展中に一部同盟国から過度の削減に対する懸念が表明されたこともあってか、核戦力削減——および後述する核兵器の役割を低減する方策——に関しては同盟国と密接に協議する意向が強調されてきた。2010 年 11 月の北大西洋条約機構 (NATO) の「新戦略概念」でも、「核兵器が存在する限り、NATO は核同盟であり続ける」とされ、その安全の「至高の保証」を提供するのは特に米国の戦略核戦力である旨が明記されている¹⁵。

このようなオバマ政権の姿勢を核軍縮志向の後退と見る向きもあろうが、もとよりそれが傑出していたわけでもなく、国内外に根強く存在する「抵抗勢力」の存在を踏まえた、すぐれて現実的な対応をとってきたにすぎないと見るべきように思われる。

2. 核兵器の役割低減と通常戦力の比重増大

核兵器の運用政策の変更を通じて核兵器の役割を低減させる措置についても、ほぼ同様のことがいえるように思われる。NPR 2010 以降も、核兵器の役割低減を方針や可能性として打ち出してはきたが、NPR 2010 が提示した措置を超えて、具体的な進展があったとはいえない。

周知のように、NPR 2010 は、「米国は、極限的な状況においてのみ核兵器の使用を考慮する」とした上で、「核不拡散義務を遵守する NPT 加盟国」に限定する形で、消極的安全保障 (NSA) へのコミットメントの拡大を打ち出した¹⁶。しかし、一部の期待に反し、核先行不使用 (NFU) や核兵器の役割を核兵器使用の抑止のみに限定するという「唯一目的」(sole purpose) 論は採用されず、いわば妥協策として、その採用をめざすこと、および「米国の核兵器の基本的な役割」が「米国、同盟国およびパートナー諸国への核攻撃を抑止すること」であることを明記するに留まった¹⁷。オバマ政権内には、こうした点をもって、

¹⁴ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, p. 39.

¹⁵ Strategic Concept for the Defence and Security of the Members of the North Atlantic Treaty Organisation, “Active Engagement, Modern Defence” (Brussels: North Atlantic Treaty Organization, November 2010), secs. 17, 18 <<http://www.nato.int/lisbon2010/strategic-concept-2010-eng.pdf>>, accessed on January 31, 2012.

¹⁶ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, pp. viii-ix, 16-17.

¹⁷ Ibid., pp. 15-17.

NPR 2010 が「新たなドクトリン」を打ち出したとして、核兵器の役割軽減策はすでに十分に実施あるいは提示されたかのように評する向きも見受けられる¹⁸。

その後、前出の NPR 実施研究で、追加的な役割軽減措置が検討されている可能性もあるが、その実態や成果はほとんど明らかになっていない。その結果ないしは経緯を部分的にせよ反映しているかもしれない 2012 年 1 月の「国防戦略指針」でも、さらなる役割低減の可能性が漠然と言及されているにすぎない¹⁹。核抑止力の将来に懸念を強める議会に対し、オバマ政権は核政策に関する説明を繰り返し行ってきたが、NFU の採用など、核運用政策面で追加的な措置が検討されている様子は見られない。むしろ政権側が核兵器の役割軽減策として強調するのは、新 START による戦略核戦力の削減や、通常戦力が果たす役割の比重を増大させる試みである。無論、政権側の説明は、概して NPR 2010 や 2010 年 5 月の『国家安全保障戦略』など既存の政策文書で打ち出した一連の目標を達成すべく、政権がいかに努力しているかを強調するものであり、核戦力が縮小されても、通常戦力の比重が増すことで抑止は十分に維持されるといった論調になるのも不思議ではない。

議会側の関心も、さらなる核軍縮措置ではなく、既定の核軍縮措置の「穴埋め」の方に向けられているようである。新 START の批准決議でも、将来的な核軍縮措置については、ロシアが優位にある戦術核兵器に関する米ロ交渉、および他の核兵器国による核戦力削減の検討が「宣言」として求められているのみであった²⁰。むしろ、そこでは、「通常兵器による迅速なグローバル打撃」(CPGS)に関する詳細な報告書を提出することや、米国の核戦力の安全性・信頼性・性能を確保するよう努めることが「条件」の一つとして、また同条約は第 5 条第 3 項に規定された以外にはミサイル防衛に制約を課すものではなく²¹、条約調印時のミサイル防衛に関するロシアの一方的声明が米国に対する法的拘束力を持たないことが「理解」の一つとして、明記された。さらに、CPGS については、核弾頭搭載のシ

¹⁸ “The Prague Agenda: The Road Ahead,” Remarks as Prepared for Delivery by Tom Donilon, National Security Advisor to the President, Carnegie International Nuclear Policy Conference (Mission of the United States, Geneva, March 29, 2011) <<http://geneva.usmission.gov/2011/03/31/donilon-future-nuclear-policy/>>, accessed on January 31, 2012.

¹⁹ U.S. Department of Defense, *Sustaining U.S. Global Leadership*, p. 5.

²⁰ 後者に関しては、2010 年 NPT 再検討会議での要請に応え、英仏中を加えた 5 核兵器国による検証・透明性・信頼醸成措置に関する会議が 2011 年 7 月初めにかけてパリで開催された。同様の会議は、同再検討会議前の 2009 年 9 月にもロンドンで開かれている。パリ会議では、専門家会合を継続的に行っていくことも合意された。“Joint Statement on First P-5 Follow-Up Meeting to the NPT Review Conference” (U.S. Department of State, July 1, 2011) <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2011/07/167492.htm>>, accessed on January 31, 2012.

²¹ 新 START 第 5 条第 3 項では、ICBM・SLBM の発射機と迎撃ミサイルの発射機との互換が禁じられている。

システムと一緒に配備されない限り、戦略的安定に影響を及ぼすものではないこと、ミサイル防衛については、新たな抑止戦略および抑止失敗時の新戦略にとって不可欠であり、これにさらなる制約を課すことは米国の安全保障に益さないことが、「宣言」として明記された²²。

表 5. 欧州における PAA

第一段階	5 1 1 年	短・準中距離ミサイル (SRBM+MRBM) 脅威に対し、既存の迎撃システムを導入。欧州南部の防衛に焦点を置き、イージス BMD システム (SM-3 ブロック 1A)、その他の迎撃システム (THAAD など) を展開。欧州防衛の強化、米本土防衛の補完のため、AN/TPY-2 (移動式 X バンド・レーダー) などの前進配備センサーを配備。
第二段階	5 1 5 年	短・準中距離ミサイル脅威に対し、改良された迎撃システム SM-3 ブロック 1B を導入。改良されたセンサーを追加 (陸・海・空配備のネットワークを強化)。防衛範囲を拡大するため、SM-3 については、海上配備に加え、南欧への地上配備 (第一拠点) を含む。
第三段階	5 1 8 年	準中距離・中距離ミサイル (MRBM+IRBM) 脅威に対し、欧州北部に SM-3 の第二拠点を置くとともに、SM-3 ブロック 2A (開発中) の海上および地上配備により、全欧州をカバー。
第四段階	5 2 0 年	中東からの潜在的な ICBM 脅威に対する迎撃能力を追加。SM-3 ブロック 2B を展開。

出典 : The White House, “Fact Sheet on U. S. Missile Defense Policy: A ‘Phased, Adaptive Approach’ for Missile Defense in Europe” (September 17, 2009) <http://www.whitehouse.gov/the_press_office/FACT-SHEET-US-Missile-Defense-Policy-A-Phased-Adaptive-Approach-for-Missile-Defense-in-Europe>, accessed on January 31, 2012; Department of Defense, *Ballistic Missile Defense Review Report* (February 2010), p. 24 などを参考に作成。

そうした議会の期待に応えるかのように、オバマ政権は、抑止力における通常戦力の比重増大に努めてきた。まずミサイル防衛については、周知のように、「段階的適応型アプローチ」(PAA) を打ち出し、ブッシュ政権末期にロシアとの軋轢を生んだ東欧配備計画も中止するのではなく、修正した上で継続し、ロシアとの協力実現をめざしている。欧州配備計画は、イランを主たる脅威と想定し、表 5 にも見られるように、まずは短・中距離ミサイルへの対応を優先的に進め、長距離ミサイルに対しては長期的に対応可能な態勢を整えていくという形に修正された。NATO では以前から、短・中距離ミサイルに対応可能な各加盟国の能力を統合して構成される「能動的多層戦域弾道ミサイル防衛」(ALTBMD) 計画が進められてきたが、2010年3月には、その後の設計・開発・試験のための暫定運用能力

²² “New START Treaty Resolution of Advice and Consent to Ratification” (U.S. Senate, December 22, 2010) <<http://www.foreign.senate.gov/download/?id=E4C3A1B3-D023-4F58-8690-DF624C73548C>>, accessed on January 31, 2012.

第一段階が達成された。そして、翌年 1 月には同第二段階が達成され、NATO の軍事機構側に移譲されるに至っている²³。この暫定運用能力に関しては、その後、実際の標的ミサイルを対象とする初めての迎撃実験も成功している²⁴。また、2010 年 11 月のリスボン首脳会合では、長距離ミサイルに対応する計画を含む米国の PAA を ALTBMD と連結させ、その運用を NATO の正式任務とすることが合意された。現在、NATO では、「抑止・防衛態勢見直し」(DDPR) が進められており、「新戦略概念」において NATO の全体的な戦略の中核と位置づけられる「抑止」の基盤をなす「核および通常戦力の適切な組み合わせ」が追求されているが²⁵、そこでも、ミサイル防衛は重要な役割を付与されることになるであろう。

イランの短・中距離ミサイルという現実的な脅威に対しては、中東・湾岸地域でも積極的な動きが見られる。まずイスラエルには、ブッシュ政権期の 2008 年 9 月に、米国の欧州軍司令部が高出力 X バンド・レーダー (AN/TPY-2) を設置し、これに伴い、初めてとなる米軍常駐が実現されていた。また、米国が開発に協力してきたイスラエルのアロー迎撃ミサイルについては、2011 年 2 月、アロー 2 ブロック 4 の迎撃実験が成功したほか、より先進的なアロー 3 の開発も進められている。このようなイスラエルのミサイル防衛能力の強化を、米国は中東地域およびそこに展開される米軍の防衛に寄与するものと評価しており、2011 年 6 月には、米国のミサイル防衛局 (MDA) 局長がイスラエルのシステムを米国が計画する地域的なシステムに組み込む可能性に言及したことも報じられた²⁶。また、クウェート、サウジアラビア、カタール、バーレーン、アラブ首長国連邦 (UAE) が、PAC-3 あるいは PAC-2 GEM-T の導入、またはいずれかへのアップグレードを予定ないしは要請している。うち UAE は、戦域高高度地域防衛 (THAAD) システムの導入も予定している。湾岸地域に展開する米軍も、イージス艦、PAC-3、PAC-2 を運用し、THAAD、SM-3 ブロック 1B の追加を予定している²⁷。米国は、周辺国の協力も得ながら、短期的な圧力、そして

²³ “NATO Achieves First Step on Theatre Ballistic Missile Defence Capability” (Brussels: North Atlantic Treaty Organization, January 27, 2011) <http://www.nato.int/cps/en/SID-17D6D336-D9FD98B7/natolive/news_70114.htm>, accessed on January 31, 2012.

²⁴ “NATO’s Missile Defence – The First Live-Fire Test” (Brussels: North Atlantic Treaty Organization, November 17, 2011) <http://www.nato.int/cps/en/SID-6A41C0EF-DD45CD32/natolive/news_81041.htm>, accessed on January 31, 2012.

²⁵ Strategic Concept, “Active Engagement, Modern Defence”, sec. 17.

²⁶ “U.S.: Israeli Missile Defense System Can Protect Our Mideast Bases,” *Haaretz* (June 20, 2011) <<http://www.haaretz.com/news/diplomacy-defense/u-s-israeli-missile-defense-system-can-protect-our-mideast-bases-1.368755>>, accessed on January 31, 2012.

²⁷ “Gulf States Requesting ABM-Capable Systems,” *Defense Industry Daily* (January 2, 2012) <<http://www.defenseindustrydaily.com/gulf-states-requesting-abm-capable-systems-04390/>>, accessed on January 31, 2012; “U.S. Plans for Middle East Missile Shield Take

長期的な備えとしての対イラン・ミサイル防衛網の構築を着実に進めているといえよう。

北朝鮮の核・ミサイル脅威を抱える東アジアにおいても、ミサイル防衛については、一定の進展が見られる。日本はすでに二層の迎撃システムを運用しており、韓国、オーストラリアが米国との協力・協議を拡大させている²⁸。また、オバマ政権は、2010年1月、台湾への PAC-3 の追加売却を決定している²⁹。無論これらの動きは、いわば「ハブ・アンド・スポーク」的に展開されており、地域的に連携・統合されたミサイル防衛網が構築される見込みも、各国のシステムが中国のミサイル脅威を大きく減殺するレベルに達する見込みも現時点ではない。他方で、米国はミサイル防衛に関し中国との対話を進めているとされるが³⁰、いずれかの見込みが出てくれば、NATO のミサイル防衛がロシアとの関係悪化を招きうるのと同様に、中国との間に軋轢を生じることとなるろう。

次に、NPR 2010 が「即応を要する地域的脅威の打破」に特に重要になるとした CPGS については³¹、いずれも配備・運用段階には遠く及ばないものの、いくつかのオプションが追求されている。海軍が進めてきたトライデントの通常弾頭化（Conventional Trident Modification: CTM）の予算を議会が断ったことで、空軍の進める通常弾頭搭載型打撃ミサイル（Conventional Strike Missile: CSM）が先行オプションとなったが、これもまだ研究開発段階にある。CSM は、退役したピースキーパー ICBM（MX）などを利用し、滑空上昇（glide-boost）技術を用いることで通常の ICBM とは異なる軌道をとるミサイルになるとされる。これにより、核弾頭を搭載した ICBM と誤認される危険性を軽減できると想定されているのである。さらに、切り離し後に誘導可能な搭載物運搬体（Payload Delivery Vehicle: PDV）を組み合わせることで、長距離ミサイルを用いた CPGS の大きな課題とな

Shape,” Reuters (May 27, 2010) <<http://www.reuters.com/article/2010/05/27/us-iran-usa-shield-idUSTRE64Q6U120100527>>, accessed on January 31, 2012; Kenneth Katzman, “Kuwait: Security, Reform and Policy,” CRS Report for Congress (April 26, 2011), p. 10; Kenneth Katzman, “The United Arab Emirates (UAE): Issues for Policy,” CRS Report for Congress (December 23, 2011), p. 15 などを参照。

²⁸ ただし韓国は、米国のグローバルなミサイル防衛網構築への関与を拒んでいるといわれる。

²⁹ ブッシュ政権末期に売却が決定された分も含め、台湾はまだ迎撃システムの導入・配備には至っていないが、レーダーなど関連機材面で一定の進展が見られるとされる。“Sale of Additional PAC-3 Units to Taiwan Proceeds,” *Taipei Times* (December 20, 2011) <<http://www.taipetimes.com/News/taiwan/archives/2011/12/20/2003521194>>, accessed on January 31, 2012.

³⁰ “Statement of Dr. Brad Roberts, Deputy Assistant Secretary of Defense for Nuclear and Missile Defense Policy, Before the Senate Armed Services Committee” (April 13, 2011), p. 12 <<http://armed-services.senate.gov/statemnt/2011/04%20April/Roberts%2004-13-11.pdf>>, accessed on January 31, 2012.

³¹ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, p. 34.

る命中精度の向上が企図されている³²。このほか、極超音速実証機(Hypersonic Test Vehicle: HTV-2)、陸軍の先進極超音速兵器(Advanced Hypersonic Weapon: AHW)などの開発が進められており、一部については飛翔実験も実施されている。

なお、オバマ政権の解釈では、CTMのように、既存の戦略核ミサイルと同様に放物線に近い弾道を飛翔する運搬手段を用いる場合は、新 START の規制対象に含まれるが、CSMのように非放物線弾道を飛翔する運搬手段を利用する場合には、その対象にならないとされている。今後 CPGS が進展し、米国が新 START の規制範囲の外でその配備を進めていくことがあれば、新 START 交渉の際に CPGS を禁止しようと試みたロシアが異議を申し立てる可能性は高い。しかし、オバマ政権は、米国が同意しない限り、新 START に基づく二国間協議委員会(BCC)での協議を通じてロシアが米国による配備を止めることはできないことも示唆している³³。

このことは、ミサイル防衛と同様、CPGS がいずれ米ロ間の争点になる可能性が高いことを意味しているようにも思われるが、CPGS はいまだ開発の初期段階にあり、少なくとも新 START の条約期間中には配備に至らない可能性も高い。とはいえ、新 START を超える核戦力削減を米ロが交渉していくとすれば、やはり不可避免的に争点の一つになっていくものと想定される。ただし、米国議会の一部には、費用が膨張することへの懸念もある。オバマ政権は、前政権期以上に CPGS に予算を割いているが、国防費削減の必要が高まる中、部分的にせよ、計画推進のペースが低下する可能性も出てきているように思われる。いずれにせよ、当面は、既存の通常戦力の増大やより効果的な運用、実証済み技術の活用、また、すでに一部実施されてきた戦略ミサイル原潜(SSBN)の巡航ミサイル原潜(SSGN)への転換や、B52 爆撃機の通常兵器搭載型への転換のような、より実行の容易な通常戦力への転換など、特に迅速性という面では不十分な措置に依拠していくこととなろう。

また、NPR 2010 では言及のなかった「統合空海戦闘(ASB)構想」は、接近阻止・領域拒否(A2/AD)への対抗策として、米国が構築・強化を掲げる「地域抑止」(regional deterrence)態勢の重要な構成要素を提供しうるものである。2011年8月には、国防省内にASB室(ASBO)が設置され、同年12月には、ASB構想の上位概念となる「統合作戦接近構想」(JOAC)に関する国防省の文書も発表されている³⁴。しかしながら、国防省が

³² Amy F. Woolf, “Conventional Prompt Global Strike and Long-Range Ballistic Missiles: Background and Issues,” CRS Report for Congress (August 19, 2011), pp. 15-16.

³³ Ibid., pp. 35-36.

³⁴ U.S. Department of Defense, *Joint Operational Access Concept (JOAC)*, Version 1.0

同年 11 月に行った ASB 構想の概要説明は、長射程の精密打撃能力、電子・サイバー戦における増強された能力、先進的な防空・ミサイル防衛能力、能力を向上させた潜水艦・艦船・航空機などのすべてを活用して、A2/AD 能力の打破をめざすなどとしてはいたものの³⁵、さほど具体性を伴う構想になっている様子を窺わせるものではなかった。空軍・海軍が兵器開発・調達予算を要求するために便宜的に用いる枠組みに終わる可能性もなくはないように思われる。それでも、一定の能力の開発は進むことになるであろうが、既存もしくは実証済みの異種・異空間能力の統合的な運用による対 A2/AD 能力の向上を図ることを構想の中核としない限り、実質的な「穴埋め」になるのは、やはりかなり先のことになるであろう。

最後に、政権内で検討されているといわれる核ターゲティングの見直しについて簡単に触れておきたい。三本柱における SLBM の比重のさらなる増大、ICBM の単弾頭化など、たしかに対兵力ターゲティングからの脱却の兆候と解しうる動きも見られる。議会には強力にこれに反発する向きも見られるが、仮に脱却が進めば、さらなる核戦力削減が進む可能性も考えられる。これを事実上の NFU 採用と見る向きもある³⁶。しかし、まさに核戦力の量的削減に繋がる可能性が高く、おそらくはかなり小規模な核戦力保有でしか対兵力ターゲティングを放棄したことを示すことができないために、対兵力ターゲティングからの脱却は米国内で激しい抵抗にあうこととなろう。一部の同盟国が反対する可能性も高い。また、たとえそれが米口間の文脈において可能になったとしても、中国が数十発規模の戦略核の残存性に自信を持てるようになるとも、新たな拡散懸念国が核保有の欲求を低下せるとも考えがたい。つまり、仮に実現されれば重要な核軍縮措置にはなるであろうが、核兵器の役割低減措置としては、その効用はさほど高くはならないものと考えられ、大幅削減への強力な抵抗を排してまで追求される可能性は低いと解されるのである。

(December 17, 2011).

³⁵ “Background Briefing on Air-Sea Battle by Defense Officials from the Pentagon” (U.S. Department of Defense, November 9, 2011) <<http://www.defense.gov/Transcripts/Transcript.aspx?TranscriptID=4923>>, accessed on January 31, 2012.

³⁶ Hans M. Kristensen and Robert S. Norris, “Reviewing Nuclear Guidance: Putting Obama’s Words Into Action,” *Arms Control Today*, vol. 41, no. 9 (November 2011) <http://www.armscontrol.org/act/2011_11/Reviewing_Nuclear_Guidance_Putting_Obama_Words_Into_Action>, accessed on January 31, 2012. ただし、ここでは CPGS の放棄も必要とされているものと解される。また彼らは、対価値攻撃ではなく、対インフラ攻撃への傾斜を処方している。Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, “A Presidential Policy Directive for a New Nuclear Path,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Web Edition (August 10, 2011) <<http://www.thebulletin.org/web-edition/op-eds/presidential-policy-directive-new-nuclear-path>>, accessed on January 31, 2012.

おわりに

オバマ政権は、NPR 2010 および新 START によって、「核兵器のない世界」に向けた動きの「先導」と、核抑止の信頼性を維持する「用心」との間で、「絶妙のバランス」を体現したともいわれる³⁷。これは、米国がさらに踏み込んで「先導」役を続けることがきわめて難しくなっていることを意味している。新 START の交渉中から今日に至るまでに、さほど大幅な削減を規定したとはいえない同条約の実施についてさえも、数々の法的または政治的な条件が課されてきており、今後、行政府が十分な対応・配慮を怠るようなことがあれば、たとえ条約実施に支障が生じる事態を回避できたとしても、新 START、および NPR 2010 で打ち出された措置を超えた核軍縮措置をとることは、ほぼ不可能になっていくであろう。しかも、財政が逼迫する中、核抑止力や核・運搬手段開発基盤の維持、あるいはミサイル防衛などの通常戦力による補完・代替といった諸条件を満たしていくことも、いっそう難しくなっている。当然ながら、議会側にも財政健全化をより優先する勢力が存在するようになっており、核軍縮をめぐる米国の国内政治過程はますます複雑化しているといえる³⁸。

たしかに、深刻化する国防費削減の必要から、核近代化計画を部分的にペースダウンさせる動きがすでに顕在化しており、その関連予算を削減すべきとの主張が従来以上に支持を集める可能性も高くなってはいるが、通常戦力による代替など何らかの補完策を伴わない形で、核戦力の削減のみが広く容認される様子は見られない。むしろ、より多大な費用を要する通常戦力による補完がペースダウンし³⁹、結果的に核戦力への依存が維持・拡大されるという可能性も想定される。

実際、通常戦力による補完・代替については、いまだ不確実な計画が多く、開発・調達予算の膨張が懸念されているものも少なくない。上に見たように、現時点である程度の実

³⁷ 高橋杉雄「核兵器をめぐる諸問題と日本の安全保障——NPR・新 START 体制、『核兵器のない世界』、拡大抑止」『海外事情』第 58 巻第 7・8 号（2010 年 7・8 月）49 頁。

³⁸ 前述のように、特に下院において、政権の核近代化計画へのいっそうのコミットメントが強く求められる一方で、上下両院の歳出委員会では、核近代化計画の 2012 年度予算の減額が決定されるなどしている。

³⁹ 削減される国防費の支出に関する当面の方針は、U.S. Department of Defense, *Defense Budget Priorities and Choices* (January 2012) にまとめられている。この問題およびその影響については、Andrew Feickert and Stephen Daggett, “A Historical Perspective on ‘Hollow Forces’,” CRS Report for Congress (January 31, 2012); 森聡「アメリカの国防費削減をめぐる最近の動向」『国際情勢』第 82 号（2012 年 2 月）99-112 頁、なども参照。

質を伴っているのは、ほぼミサイル防衛に限られるといえる。少なくとも短・中期的には、ミサイル防衛も含め、既存または実証済みの通常戦力・技術を動員・強化して、同盟国・友好国の協力も得ながら、より効率的・効果的に運用する態勢を構築していけるかが重要になるであろう。ただし、それが成功したとしても、その結果、自動的に一定の核戦力削減、核兵器の役割低減が米国内で受容されるという保証はない。少なくとも NATO の DDPR や日米間の拡大抑止協議のような場では、上述のような形での地域抑止態勢の構築が、米国の「核の傘」と常に関連づけられながら論じられていく必要があるといえよう。

無論、そこでは、日本も含めた同盟国側は、通常戦力面における貢献を求められることとなろう。日本としても、米国にさらなる核軍縮措置を求めるのであれば、この点での貢献を拡大していかざるをえないものと考えられる。しかしながら、周知のように、今日、日本も含めた同盟国の多くは深刻な財政危機に直面しており、地域抑止態勢への貢献をさほど期待できない状況にあることも否定できない。結局は、同盟国の多くが、より安価な米国の核戦力への依存を、かなりの程度、維持することを選択する可能性が高いように思われる。

それでなくても、オバマ政権の核軍縮志向が後退しているとすれば、その原因は米国内のみではなく、少なくとも一部の同盟国にも存在する。それゆえ、「後退」を批判するのではなく、すでに「前進」が見られてきたこと、および既定の核軍縮措置が確実に実施されていくことを評価する姿勢が、同盟国にも求められているものと考えられる。当面は、特に米国内で、NPR・新 START 体制が「社会化」していけば、その先にさらなる核戦力削減の可能性が開けてくるものと見るべきなのではないか。もとより「どれだけあれば十分なのか」(how much is enough?) という問題への答えは、軍事科学だけではなく、大きく「政治」の結果によって決まるものである。NPR・新 START 体制が「十分である」、あるいは「十分すぎる」という認識の醸成は、まずは NPR・新 START 体制自体の浸透を待たねばならないといえよう。

また、核兵器の役割低減についても、特に米国が通常戦力において圧倒的優位にある場合のように、それによって必ずしも核保有の誘因が低下することにはならず、むしろ核兵器が「等価器」(equalizer)になると広く認識されやすい状況もあるという観点から、少なくともその効果や意義を過度に評価することには慎重になるべきように思われる。

第3章 戦略核兵器の削減に向けた課題 —警戒態勢の低減、ミサイル防衛の推進—

戸崎 洋史

はじめに

バラク・オバマ (Barack H. Obama) 大統領は、2010年4月8日の「戦略攻撃兵器の一層の削減および制限のための措置に関する米国およびロシアの間の条約」(新 START) 署名式で、条約の成立は「核兵器のない世界」に向けた「長い旅の第一歩に過ぎ」ず、「非配備の兵器を含む、戦略兵器および戦術兵器双方の削減に関するロシアとの交渉を追求することを望む」と述べた¹。しかしながら、これが容易でないことは、すぐに明らかになっていった。そこには、米露とも2012年に大統領選挙を控えてきたことに加えて、米露軍備管理に対する従前からの、あるいは新たな抑制要因が影響を与えてきたという現実があった。

与えられた課題は、警戒態勢の低減 (de-alerting)、およびミサイル防衛の推進が、そうした抑制要因の残る中で、米露による戦略核兵器の削減に与える含意を考察することである。まずは議論の前提として、米露軍備管理の変容と現状を概観することとしたい。

1. 米露軍備管理の変容²

冷戦期の米ソ軍備管理の主眼は、激しい核軍備競争の末に到達した相互確証破壊 (MAD) 状況を「制度化」し、戦略的安定の維持と二極構造の安定化を図ることであった。「危機における安定」および「軍備競争にかかる安定」からなり、「戦略戦争 (産業、国民、あるいは戦略戦力に対する攻撃を含む) を戦う公算が低い状態」³と定義された戦略的安定の維持には、米ソが互いに残存性の高い報復能力を持つこと、ならびに互いの報復能力を脅かす対兵力打撃能力や防御能力といった損害限定能力を追求しないことが要件に挙げられた。具体的には、弾道弾迎撃ミサイル (ABM) および個別目標複数弾頭 (MIRV) 化大陸間弾道ミサイル (ICBM) の管理に焦点が当てられた。効果的な ABM システムは他方の報復能

¹ “Remarks by President Obama and President Medvedev of Russia at New START Treaty Signing Ceremony and Press Conference,” Prague, Czech Republic, April 10, 2010 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-obama-and-president-medvedev-russia-new-start-treaty-signing-cere>>, accessed on February 18, 2012.

² 米露 (ソ) 軍備管理の変容に関しては、拙稿「米露軍備管理——単極構造下での変質と国際秩序」『国際安全保障』第35巻第4号 (2008年3月) 17-34頁を参照。

³ Paul Stockton, “Strategic Stability between the Super-Powers,” *Adelphi Paper*, No.213 (1986), p.3.

力を低下させ、また MIRV 化 ICBM は対兵力打撃に有効で先制攻撃にも使用されやすいと考えられたためである。米ソは、最初の二国間軍備管理条約として、ABM の配備や開発などに厳格な制限を加える ABM 条約を 1972 年に締結した。MIRV 化 ICBM についても、1979 年の第二次戦略兵器制限条約 (SALT II、未発効)、1991 年の戦略兵器削減条約 (START) で凍結や制限が盛り込まれ、1993 年に署名された START II では、ついにその全廃が規定された (ただし未発効のため実施されず)。他方で両国は、戦略的安定を脅かすとされた対兵力打撃を運用政策の根幹に据え、損害限定を目的とする先制核攻撃の実施、敵の大規模奇襲攻撃による「武装解除」前の核兵器の使用、あるいは敵の先制攻撃に対する迅速な第二撃 (対兵力打撃および対価値打撃をともに含む) の遂行を可能にする態勢を維持した。その一つの手段として、両国は核戦力を高度の警戒態勢下に置いた。

冷戦後、米露が冷戦期のように敵対する可能性、その二国間関係における核抑止力の軍事的な重要性がともに大きく低下する中で、米露軍備管理は、冷戦期に定義されたような「敵対する国家間における軍事的協力」としての「軍備管理」⁴から変容していった。そこでは、安全保障上の必要性がないと判断された核兵器の削減に加え、米露それぞれの目的や利益の反映が試みられた。ロシアは、弱体化する中でも「大国」としての地位を誇示すべく米国との戦略核兵器の「均衡」を維持するため、また米国に対する「異議申し立て」やソフト・バランスングの手段として、米露軍備管理を活用しようとしてきた。米国は、大量破壊兵器 (WMD) 拡散問題など米国が重視する様々な問題で依然として一定の影響力を持つロシアとの関係を、ロシアが求める核削減に応じることで「管理」する手段と位置付けていった。「米露軍備管理は、両国の軍事力をいかに規制するかに関する実質的な交渉というよりも、両国関係の性格についての対話になってきている」⁵のである。

米露軍備管理の主眼とされた「戦略的安定」の変容も無視できない。冷戦期にはもっぱら軍事的側面に焦点が当てられていたのに対して、冷戦後に米露が言う戦略的安定では、政治的側面の比重が増しているように思われる。ロシアが戦略的安定の重要性を述べる時、「国益、政治体制、大国としての地位などが保全され、米国の影響力や圧力に対抗するための究極的なパワーとしての対米報復能力が米国によって脅かされない状況」が強く意識

⁴ 軍備管理の代表的な定義としては、Thomas C. Schelling and Morton H. Halperin, *Strategy and Arms Control* (New York: The Twentieth Century Fund, 1961), p. 2 が挙げられる。

⁵ Schuyler Foerster, “The Changing International Context,” Jeffrey A. Larsen (ed.), *Arms Control: Cooperative Security in a Changing Environment* (Boulder, Colorado: Lynne Rienner Publishers, 2002), p. 44.

されているように見える⁶。2010年核態勢見直し報告（NPR）でロシアとの「戦略的安定の維持が今後も重要な挑戦になるだろう」⁷とした米国が、その戦略的安定をどのように定義しているかは定かではないが、「ロシアはもはや敵ではない」との認識を繰り返しており、軍事的側面にのみ焦点を当てているとは考えづらい。また米露は、他方に対する核抑止力の維持を、将来の不確実性に対するヘッジ、あるいは死活的な利益を保証する究極的なバックボーンと位置づけているように思われる。冷戦後の国際システムで重視されるパワーの要素は多元化しているが、核兵器の圧倒的な破壊力はパワーの較差を究極的には相殺する効果を持ち、一方の主張や要求の他国への強制・強要を難しくするからである⁸。それは、「核兵器が超大国および他の大国の死活的な利益を保証した」⁹という冷戦期の記憶によるものとも言えよう。

戦略的安定の変容は、MIRV化ICBMおよびミサイル防衛への厳格な規制が取り除かれるという形で、米露軍備管理にも反映された。戦略攻撃能力削減条約（SORT）および新STARTでは、戦略攻撃兵器の構成・構造は各自で決定すると規定され、MIRV化ICBMの保持が容認された。2002年6月には、米国の脱退通告に伴うABM条約の失効により、法的な制約なくミサイル防衛を推進することが可能となった。それは、ロシアが米国との戦略核の均衡を維持する手段としてMIRV化ICBMの保持を、また米国が「ならず者国家」の弾道ミサイルから自国や同盟国などを防衛する手段としてミサイル防衛の積極推進を、それぞれ重視したことに起因するものであり、双方はこれに妥協しえたのである。

同時に、米国がロシアのMIRV化ICBMへの、またロシアが米国のミサイル防衛への懸念を隠していないことは、二国間の戦略的安定や軍備管理の変容が移行期にあることの証左であろう。とりわけ米露軍備管理は、さらなる変容の時期に差し掛かりつつある。ロシアは、その戦略核兵器が縮減しつつも維持しうる規模に近づくなかで、米国との均衡の維

⁶ ロシアは、その核抑止について、（米国などによる）強制から自国を防護し、利益を前進させ、他国の尊敬を得るためのものであり、そのために米国と同等で、かつ他国よりも多い核兵器をロシアは保持する必要があると考えていると分析されている（James T. Quinlivan and Olga Olker, *Nuclear Deterrence in Europe: Russian Approaches to a New Environment and Implications for the United States* (Santa Monica: RAND, 2011), p.21)。

⁷ U.S. Department of Defense, “Nuclear Posture Review Report,” April 2010, p.XXX.

⁸ Richard J. Harknett, “State Preferences, Systemic Constraints, and the Absolute Weapon,” in T. V. Paul, Richard J. Harknett and James J. Wirtz, eds., *The Absolute Weapon Revisited: Nuclear Arms and the Emerging International Order* (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1998), pp.47-72.

⁹ T. V. Paul, “Power, Influence, and Nuclear Weapons: A Reassessment,” in Paul, et.al., eds., *The Absolute Weapon Revisited*, pp.21-22.

持を目的とした戦略核削減への関心を低下させていくであろう¹⁰。それは米国にとって、戦略核兵器の削減をロシアとの関係の管理に活用することが難しくなることを意味する。米国が引き続き核兵器の削減を重視する場合、対米ソフト・バランスिंगの手段などとして、ロシアが米露軍備管理を活用する余地は高まる。そこに、地域的・国際的な安全保障問題、抑止における通常戦力やミサイル防衛などの重要性の高まり、あるいは他の核兵器（保有）国との核のバランスなどといった要素が加わることで、新 START 後の米露軍備管理の方向性を一層掴みづらくしている。警戒態勢の低減、およびミサイル防衛の推進が米露軍備管理に与える含意についても、こうした文脈の中で考える必要がある。

2. 警戒態勢の低減

(1) 経緯と現状

米ソは冷戦期、多くの核兵器を、警報即発射（LOW：敵が核攻撃の実施を決定また着手しているが、それが弾道ミサイルの発射や爆撃機の発進などの形で実際に開始される前に、敵に対して行う核攻撃）、あるいは攻撃下発射（LUA：敵による核攻撃開始の警報を受けて、その核兵器が着弾（first impact）する前に、敵に対して行う核攻撃）といった高度の警戒態勢下に置いた。その狙いは、敵の大規模先制（核）攻撃で自国の第二撃能力が壊滅する前に核兵器を使用すること、敵の核戦力などへの攻撃によって自国が被る損害を限定すること、ならびにそうした態勢の維持により核兵器使用の意図と用意があるとのシグナルを送り、抑止効果を高めることとであった¹¹。

冷戦終結直後、1991年9月（米）および10月（ソ）の一方的措置の下で、警戒態勢に修正が施された。それは、政情が不安定化したソ連の核兵器の管理に対する米国の強い懸念を反映したものだ。まず米国は、戦略爆撃機のすべて、ならびに START の下で廃棄予定のすべての ICBM を警戒態勢から解除するとした。米国はその後、START により廃棄予定の戦略原子力潜水艦（SSBN）10隻についても警戒態勢からの解除を決定した。ソ連も米国の一方的措置を受けて、戦略爆撃機と 503基の ICBM（134基の MIRV 化 ICBM を

¹⁰ オバマ政権が発足当初に描いた戦略核兵器の削減規模は明らかではないが、交渉開始前には米政府関係者からも「1000発となっても驚きではない」（Tim Reid, “President Obama Seeks Russia Deal to Slash Nuclear Weapons,” *Times*, February 4, 2009 <http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/us_and_americas/article5654836.ece>）といった発言も見られた。これに対してロシアは、自国が維持できる規模、すなわち 1500 発以下への戦略核弾頭数の削減には消極的だった。

¹¹ Thomas H. Karas, “De-alerting and De-activating Strategic Nuclear Weapons,” *Sandia Report*, April 2001, pp.17-19.

含む)を警戒態勢から解除すると発表した。また米露は1994年5月に、戦略弾道ミサイルの照準解除(de-targeting)に合意している¹²。

しかしながら、両国とも配備ICBMおよびSLBMについては、依然として高度の警戒態勢を維持している。オバマ大統領は就任前、「核兵器発射前の警戒および決定の時間を高める相互的で検証可能な方法をロシアと検討する」と述べていたが¹³、2010年のNPRでは、将来的な可能性として「大統領が決定するまでの時間の最大化」(maximizing presidential decision time)を検討するとしつつ、戦略爆撃機については引き続き常時の警戒態勢から外す(off full-time alert)一方で、すべてのICBMは警戒態勢(alert)、また海洋の大多数のSSBNは常時(at any given time)発射できる態勢に置くとした¹⁴。ロシアは警戒態勢の現状を明らかにしていないが、配備ICBMおよびSLBMについてはLOWの態勢を維持しているとみられている¹⁵。

(2) 警戒態勢低減の提案

2010年の核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議で採択された最終文書の行動計画に、「国際的な安定および安全保障を促進する方法で、核兵器システムの運用状態の一層の低減における非核兵器国の正当な関心を考慮すること」が含まれたように、非同盟諸国を中心に、非核兵器国は警戒態勢の低減や解除を求めてきた。また、たとえば警戒態勢の低減を長く主張してきたブルース・ブレア(Bruce Blare)は、政策面・技術面の双方から包括的かつ段階的な施策を提案している(表1を参照)。

警戒態勢の低減を求める理由¹⁶には、第一に、事故、偶発的あるいは未承認での核兵器使

¹² 2010NPRによれば、米国はすべてのICBMおよびSLBMの照準を海洋に設定(open-ocean targeting)している(U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, April 2010, pp.25-26)。ロシアが講じている具体的な措置は必ずしも明らかではないが、おそらく弾道ミサイルにフライトプログラムを事前には設定しないなどの措置が取られていると思われる。

¹³ “Arms Control Today 2008 Presidential Q&A: President-elect Barack Obama,” *Arms Control Today*, Vol. 38, No. 10 (December 2008) <<http://www.armscontrol.org/2008election>>.

¹⁴ *Nuclear Posture Review Report*, pp.25-26. ただし、LOWは想定されていないと見られる(*Eliminating Nuclear Threats: A Practical Agenda for Global Policymakers*, Report of the International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament (ICNND Report), 2009, p.27)。

¹⁵ ICNND Report.

¹⁶ たとえば、Bruce G. Blair, “Increasing Warning and Decision Time (‘De-Alerting’),” International Conference on Nuclear Disarmament, Oslo February 26-27 2008; Bruce G. Blair, “De-alerting Strategic Forces,” in George P. Shultz, Steven P. Andreasen, Sidney D. Drell and James Goodby, eds., *Reykjavik Revisited: Steps toward a World Free of Nuclear Weapons* (Stanford: Hoover Institution Press, 2009)を参照。

用の防止が挙げられてきた。最近では、核兵器の使用にかかる指揮・命令システムや早期警戒システムなどへのサイバー攻撃も懸念されている。第二に、上記の点とも関連するが、誤った判断や警報・情報による核兵器使用の防止である。特に LUA では、戦略弾道ミサイル攻撃の警報を受けた後、4～10 分程度での核攻撃の決定および実行を迫られる。極度の緊張状態や時間的制約の下では、警報や情報の正確性を確認する余裕も限られ、誤判断の可能性は高まる。ロシアが 1995 年 1 月、アメリカ航空宇宙局 (NASA) によるオーロラ現象観測用の 4 段式ロケットの打ち上げを米国の SLBM 攻撃と誤認し、核攻撃の命令を伝達する大統領の「ブリーフケース」が史上初めて起動したケースは、警戒態勢低減の必要性を象徴するものとされた。

第三に、警戒態勢の低減は、先制攻撃の懸念と誘因をともに低下させ、危機における安定に資するとの主張である。そこには、運用政策の対価値打撃への移行、ならびに核兵器の一層の削減といった狙いも込められている。ブレアらは、警戒態勢低減下での米露の戦略核兵器のあり方について、(分単位ではなく) 数時間で発射可能な態勢に置く固定式・単弾頭 ICBM で構成される第一部隊 (first echelon) と、発射可能な態勢への配備まで数週間から数カ月を要するようにした SLBM、固定式 ICBM および道路移動式 ICBM などで構成される第二部隊 (second echelon) とするよう提案している。第二部隊については、再び警戒態勢を高めるとともに分散配備することで残存性を維持できるとし、米露の核弾頭数を 1000 発、さらには 500 発まで削減するなかで、仮に奇襲的な武装解除先制攻撃を受けても、双方 100 以上の都市への報復攻撃能力が保たれ、核抑止の安定性は維持されるとしている¹⁷。

(3) 批判

しかしながら、警戒態勢の低減には批判も少なくない。まず米露は、核兵器の発射命令を段階的に、また複数の人間で行うこと、あるいは核弾頭に発射統制装置 (PAL) など安全装置を組み込むことといった組織的・技術的な防止措置を講じており、事故、偶発的あるいは未承認で核兵器が使用される可能性は極めて低いとしている¹⁸。仮にそうした事態でも、

¹⁷ Bruce Blair, Victor Esin, Matthew McKinzie, Valery Yarynich and Pavel Zolotarev, "Smaller and Safer: A New Plan for Nuclear Posture," *Foreign Affairs*, Vol.89, No.5 (September/October 2010), p.13.

¹⁸ Amy F. Woolf, "Nuclear Force Posture and Alert Rates: Issues and Options," Discussion paper presented at the seminar on "Re-framing De-Alert: Decreasing the Operational Readiness of Nuclear Weapons Systems in the U.S.-Russia Context" in Yverdon, Switzerland,

照準解除された ICBM や SLBM は、照準の再設定なしには他方の領域には到達しない。誤認や誤警報も皆無ではないが、核兵器の誤使用に至らなかったことは、高度な警戒態勢下でも適切な判断がなされてきた証左ともいえる。1998 年に米露によって設置が合意された共同データ交換センター (JDEC) を活性化させ、弾道ミサイルや宇宙打ち上げ機 (SLV) 発射の共同モニタリング、あるいは危機時のコミュニケーションの強化を図ることで、誤認や誤警報のリスクは一層低減しようとの主張もある¹⁹。

なかでも厳しい批判は、警戒態勢の低減が逆に先制攻撃の誘因を高めかねず、また警戒態勢を再び高度化する競争が生起しうることなどで、危機における安定が低下する可能性に向けられてきた。これは、2010 年 NPR でも指摘された点である²⁰。特に弾頭の取り外しによる警戒態勢の低減は、核弾頭貯蔵施設が先制攻撃や盗難の絶好のターゲットとなりかねない。また核弾頭の運搬手段への再搭載をより迅速あるいは秘密裏に行う国が有利になるとの問題もある²¹。米国などが「戦略的安定性と危機における安定性を最大化するために、核兵器の発射を許可する前に、いかなる攻撃であれ、その事実、規模、出所を確認するのに最大限時間をとる意思がある」²²との方針を示すべきだという主張に対しては、核兵器着弾後は適切な対応の実施が難しくなることへの懸念もある。

少なくとも米露が第二撃能力の高い残存性を確信できない限り、警戒態勢の低減は戦略核兵器削減のペースを遅らせかねず、逆に戦略核兵器の削減が進めば、米露はより高い警戒態勢の維持が必要だと考えるかもしれない。核兵器の削減は、敵から見れば攻撃目標の減少を意味し、特に警戒態勢が低減されれば、それだけ「武装解除」が容易になるからである。「冷戦期のドクトリンは時代遅れであり、10 都市に対する報復が確証されたものであれば今日の抑止は安定する」²³とのブレアらの主張も議論の余地があろう。たしかに、対兵力打撃から対都市報復への運用政策の移行は、核兵器発射までに時間的余裕を作り出す。しかし、敵の先制攻撃から生き残った戦略核兵器による対都市報復は、敵の再報復による

21-23 June 2009; Leonid Ryabilhin, Viktor Koltunov and Eugene Miasnikov, “De-Alerting: Decreasing the Operational Readiness of Strategic Nuclear Forces,” Discussion paper presented at the seminar on “Re-framing De-Alert: Decreasing the Operational Readiness of Nuclear Weapons Systems in the U.S.-Russia Context” in Yverdon, Switzerland, 21-23 June 2009.

¹⁹ Ryabilhin, et.al., Ibid.

²⁰ *Nuclear Posture Review Report*, pp.25-26.

²¹ K. C. Bailey and F. D. Barish, “De-Alerting of U.S. Nuclear Forces: A Critical Appraisal,” Lawrence Livermore National Laboratory, August 21, 1998, pp.8-14; Ryabilhin, et.al., op.cit.

²² モートン・H・ハルペリン「21世紀における核兵器の役割」防衛省防衛研究所『主要国の核政策と21世紀の国際秩序』平成21年度安全保障国際シンポジウム報告書(2010年)17頁。

²³ Blair, et.al., “Smaller and Safer,” p.10.

対都市攻撃の可能性により抑止されるとの、冷戦期にも議論された「脆弱性の窓」にも類する状況に直面しかねない。

(4) 警戒態勢の低減に向けて

そうだとすれば、米露による警戒態勢の低減と戦略核兵器の削減の両立には、まず戦略核兵器の高い非脆弱性の確保、ならびに指揮・命令・通信（C3）の抗堪化や冗長性の強化が必要だといえる。2010年NPRでも、「大統領が決定するまでの時間の最大化」のための施策として、「米国の指揮・命令システムに新たな投資を行う」こと、即時発射の誘因を一層低減し得るICBMの新しい設置方法を模索することを挙げている²⁴。米空軍は、移動式ICBMの開発も検討しているとされる²⁵。ロシアも、新型の移動式ICBMおよびSLBMの開発・配備により、戦略核戦力の残存性への自信を深めれば、警戒態勢の低減に前向きになるかもしれない。逆説的ではあるが、核軍縮に逆行するとみなされる核戦力の近代化や強化が、警戒態勢の低減にはプラスに働きうるのである。

留意すべきは、少なくとも戦略核兵器の一部について、米露が他の第三国を念頭に高度の警戒態勢下に置く必要があると考える時、米露間の文脈でも警戒態勢の低減に踏み切れない可能性があることである。また、一部の戦略核兵器に関する高度の警戒態勢が、本当に「一部」に留まっているのか、秘密裏に多くの戦略核兵器を高度の警戒態勢下に置いているのではないかとの疑念も残りうる。米国は、拡大核抑止（核の傘）の信頼性を維持すべく、迅速な対兵力打撃による損害限定を可能にするために、全面的な警戒態勢低減の実施は難しいと考えるかもしれない。ロシアは、発展する米国の通常攻撃戦力が戦略核兵器に替わって対兵力打撃を担う可能性への懸念から、戦略核兵器の警戒態勢を低減できないと考えるかもしれない。そして、一方が高度の警戒態勢を維持する限り、他方も同様の対応を取らざるを得ないと考えよう。

そうだとすれば、少なくとも二国間の文脈で米露による戦略核兵器の警戒態勢の低減が可能になるためには、核兵器の持つ役割がさらに後景に退くような二国間関係の一層の変容が必要なのだと思う²⁶。そうした状況はまた、第三国との核バランスにも左右される

²⁴ *Nuclear Posture Review Report*, pp.25-26.

²⁵ Elaine M. Grossman, "U.S. Air Force Eyes Mobile Options for Future ICBM," *Global Security Newswire*, February 10, 2012
<<http://www.nti.org/gsn/article/us-air-force-eyes-mobile-options-for-future-icbm/>>, accessed on February 18, 2012.

²⁶ Woolf, "Nuclear Force Posture and Alert Rates."

が、戦略核兵器の一層の削減を容易にするであろう。

3. ミサイル防衛の推進

(1) ABM 条約とその失効

ABM 条約は冷戦期、米ソ間の戦略的安定および軍備管理の礎石と称された。ABM を配備する国は、これによる迎撃の可能性を高めるべく、敵の戦略核戦力に対する先制攻撃の誘因を高めうる。逆に相手国は、ABM 網を凌駕しうる規模の戦略核兵器と運用態勢を整備する必要性に駆られるよう。質的・量的に高い迎撃能力を持つ ABM の配備は、「危機における安定」および「軍備競争にかかる安定」を、ともに脅かすと考えられたのである。

ただ、米国のミサイル防衛開発は、ABM 条約成立後も程度の差はあれ途切れることはなく、新たな構想が打ち出されるたびにソ連（ロシア）が強い懸念を示し、二国間軍備管理の動向にも影響を与えた。START 交渉ではソ連が戦略防衛構想（SDI）問題とのリンケージを強く主張したし、戦域ミサイル防衛（TMD）・本土ミサイル防衛（NMD）構想はロシアの START II 批准を遅らせる要因となった。米国は冷戦後、「ならず者国家」の弾道ミサイルに対する限定的なミサイル防衛能力を発展させるとし、ロシアの戦略核抑止力を脅かす意図も能力もないと繰り返したが、ロシアの懸念が払拭されることはなかった。

ブッシュ（George W. Bush）政権発足後の数年間は、その意味では例外的な時間であったといえる。ブッシュ政権は、ABM 条約からの脱退を決定するとともに、戦略弾道ミサイルの迎撃能力を持つ地上配備迎撃ミサイル（GBI）の配備を含め、積極的なミサイル防衛計画を示したが、ロシアの対米批判は極めて抑制的であり²⁷、ABM 条約失効の前月の 2002 年 5 月、両国はわずか半年の交渉で SORT に署名した。しかしながら、これはミサイル防衛問題の「解決」というよりも、9・11 テロ後の米国のパワーの高まりと対テロ問題に関する米露協調関係の進展を背景としつつ、米国とともに条約の下で戦略核兵器を削減したいロシアと、ABM 条約脱退へのロシアの不満を抑えつつ対テロ戦争などでロシアの一層の協力を得たい米国の、いわば妥協が生み出した成果であった²⁸。この例外的な時間は長くは続かず、米国の圧倒的なパワーがイラク戦争後に陰りを見せ始め、逆にロシアが経済状況の

²⁷ “Televised statement by Russian President Vladimir Putin, December 13,”

<<http://www.acronym.org.uk/docs/0112/doc01.htm>>, accessed on December 25, 2007>.

²⁸ 米国による ABM 条約脱退、ならびに SORT の締結を巡る米露の動向に関しては、拙稿「米露間軍備管理問題——『新しい戦略関係』への移行と課題」松井弘明編『9.11 事件以後のロシア外交の新展開』（日本国際問題研究所、2003 年）27-59 頁を参照。

好転などを背景に再び「大国」としての自信を取り戻していくなかで、ブッシュ政権が 2007 年に打ち出した GBI10 基を含むミサイル防衛システムの東欧配備計画に、ロシアは再び批判を強めていった。

(2) 欧州 PAA と米露軍備管理

2009 年に発足したオバマ政権は、イランの短・中距離弾道ミサイルの脅威を強調する情報機関の評価を反映したとして、同年 9 月に新たな欧州配備ミサイル防衛計画を発表した。この欧州「段階的・適合的アプローチ」(PAA)では、「既に技術的に証明され、費用対効果が高く、脅威に対応できる方法を導入する」として、GBI 東欧配備を撤回し、中距離弾道ミサイル攻撃への対応を主眼とする SM-3 迎撃ミサイルを主軸に据え、イランなど中東諸国の弾道ミサイル攻撃から欧州を防衛すべく、ミサイル防衛システムを段階的に NATO 諸国の海および陸に配備していくとした²⁹。

ロシアは当初、メドベージェフ (Dmitry A. Medvedev) 大統領が「責任ある対応」と述べるなど、この決定を好意的に評価していた。しかしながら、2009 年 10 月にポーランドやチェコが、また 2010 年 2 月にルーマニアやブルガリアが相次いで米国の新しい欧州配備計画の受け入れを表明すると、ロシアは態度を硬化させていった。

ロシアの反発は、新 START 交渉にも反映された。ロシアは、新 START にミサイル防衛問題を法的拘束力のある形で盛り込むよう繰り返し要求するとともに、メドベージェフ大統領が「ミサイル防衛に触れることなく戦略核戦力について議論するのは狡猾である」³⁰と述べるなど、米国をさかんに牽制した。これに対して米国は、欧州配備ミサイル防衛システムがロシアの核抑止力を脅かす意図も能力もないとしてロシアの理解を求める一方、新 START 下でのミサイル防衛の規制には強く反対した。新 START は、START が失効する 2009 年 12 月までの成立が目指されていたが、ミサイル防衛問題を巡る対立もあり、署名に至ったのは 2010 年 4 月 8 日であった。

²⁹ Barack H. Obama, “Remarks by the President on Strengthening Missile Defense in Europe,” September 17, 2009
<http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-by-the-President-on-Strengthening-Missile-Defense-in-Europe/>, accessed on July 8, 2010; “Fact Sheet on U.S. Missile Defense Policy: A ‘Phased, Adaptive Approach’ for Missile Defense in Europe,” The White House, September 17, 2009
<http://www.whitehouse.gov/the_press_office/FACT-SHEET-US-Missile-Defense-Policy-A-Phased-Adaptive-Approach-for-Missile-Defense-in-Europe/>, accessed on July 8, 2010.

³⁰ “U.S.-Russia Nuclear Deal 95 Percent Agreed upon, *Reuters*, January 24, 2010
<<http://www.reuters.com/article/idUSTRE60N1FJ20100124>>.

(3) 新 START とミサイル防衛

結果として新 START には、ミサイル防衛に関する実質的な法的規制は盛り込まれなかったが、条約の前文には、「戦略攻撃兵器と戦略防御兵器の間の相互関係の存在を認識」するとし、「この相互関係は戦略核兵器が削減されるに従いより重要になること、ならびに現在の戦略防御兵器は両当事国の戦略攻撃兵器の有用性および有効性を損なわないこと」という、両国の立場が併記された。そしてロシアは、この一文を盾に、米国への攻勢を強めていった。まずロシアは、条約署名時の一方的声明で、新 START は米国のミサイル防衛能力の質的・量的改善がないという条件において有効であり、条約からの脱退を規定した第 14 条 3 項で言及される「異常な事態」には、ロシアの戦略核戦力を脅かすような米国のミサイル防衛能力の改善が含まれるとした³¹。

これに対して米国は、国家安全保障会議 (NSC) のマッケオン (Brian McKeon) が、一方的声明の発表は米露 (ソ) 軍備管理の歴史において珍しくなく、ロシアの一方的声明はロシアの立場を明らかにしたに過ぎないと述べ³²、クリントン (Hillary R. Clinton) 国務長官も、米国はロシアの一方的声明に同意しておらず、拘束もされないこと、条約の前文はミサイル防衛計画にいかなる制約も課していないこと、「戦略攻撃兵器と戦略防御兵器の関連性」は START でも言及されていたことを強調した³³。米上院も、2010 年 12 月の批准承認の際に採択した決議に、新 START は、ミサイル防衛の配備にいかなる制限も課していないこと、条約の前文、ならびにロシアの一方的声明は米国に法的義務を課するものではないことを明記した。

するとロシア議会は、2011 年 1 月の新 START 批准法³⁴で、ロシアが新 START を履行する条件に戦略防御兵器が他方の戦略攻撃兵器の能力および有効性を損なわないことをあげ、戦略攻撃兵器と戦略防御兵器の相関関係が記された新 START の前文なしには条約は署名され得なかったことを強調し、この前文を履行に際して全面的に考慮すべきであること、

³¹ “Statement of the Russian Federation Concerning Missile Defense,” April 8, 2010 <<http://www.state.gov/documents/organization/140408.pdf>>.

³² Brian McKeon, “A New START in Prague,” *The White House Blog*, April 8, 2010 <<http://www.whitehouse.gov/blog/2010/04/07/a-new-start>>.

³³ Hillary Rodham Clinton, Secretary of States, “Congressional Testimony on the New START Treaty,” Senate Foreign Relations Committee, May 18, 2010.

³⁴ ロシアの批准法を米務省が英訳したものは、Arms Control Wonk のホームページに掲載されている <<http://lewis.armscontrolwonk.com/archive/3481/Russian-new-start-resolution>>.

そしてロシアが条約から脱退するような状況として、米国やその他の国がロシアの戦略核戦力の有効性を大幅に低下させ得るミサイル防衛システムを配備することを明記した。

その間もロシアは、たとえば米国によるポーランドへの PAC-3 関連施設の配備が開始されると、なぜロシアとの国境付近に配備されるのか、と不快感を露わにした³⁵。また、2018年以降に配備予定の SM-3 ブロック II A および II B が、ロシアの戦略弾道ミサイルを迎撃する能力を持ちうるとの懸念を繰り返した。

米国はここでも、欧州配備 MD システムの対象がイランなど中東諸国であり、「ロシアの戦略核戦力を損なう能力を持つものではなく、それが可能になりうるようなシステムの発展を模索しているわけではない」³⁶などとして、ロシアの理解を得ようとしてきた。しかしながら、ロシアはこれに納得せず、米国や NATO による「一方的」なミサイル防衛の推進は、戦略弾道ミサイルの増強、さらには新 START からの脱退を招くと繰り返し警告した。メドベージェフ大統領は、2011年11月23日の演説で、ミサイル防衛突破能力を持つ戦略弾道ミサイルの配備、ミサイル防衛システムを無力化する適当かつ効果的で低コストな措置（サイバー攻撃と見られる）、カリーニングラードへのイスカンデル・ミサイルの配備、さらなる軍縮・軍備管理措置のとりやめ、また新 START からの脱退といった対抗措置を講じる可能性を明言した³⁷。さらに、プーチン (Vladimir Putin) 首相は2012年2月20日、米国と並ぶ戦略核抑止力の維持、10年間に400基の ICBM および SLBM の導入を打ち出すとともに、米・NATO のミサイル防衛計画について「軍事・技術的な対抗措置は効果的で相手より強力なものになる」と強調した³⁸。こうした姿勢を裏付けるかのように、ロシアは2012年1月末、ミサイル防衛突破能力を持つ機動性弾頭 (MaRV) を備えた新型 SLBM の配備を年内に開始すると発表した。2010年7月には、やはり MaRV を搭載する新型 ICBM の RS24 の配備を開始した。これらは、老朽化する戦略核運搬手段の更新ではあるが、米国のミサイル防衛計画への対抗という意味が全くないとは考えにくい

³⁵ “Russia Concerned about U.S. Missile Defense Plans,” *Xinhua*, April 23, 2010 <http://news.xinhuanet.com/english2010/world/2010-04/23/c_13263475.htm>, accessed on April 26, 2010; 『産経新聞』2010年5月27日。

³⁶ Ellen Tauscher, “Transatlantic Missile Defense: Phase II and the Lead Up to the NATO Chicago Summit,” Atlantic Council Missile Defense Conference, Washington, DC, October 18, 2011 <<http://www.state.gov/t/us/175693.htm>>, accessed on February 6, 2012.

³⁷ “Statement in Connection with the Situation Concerning the NATO Countries’ Missile Defence System in Europe,” November 23, 2011 <<http://eng.kremlin.ru/news/3115>>, accessed on February 6, 2012.

³⁸ “Putin and the Army (Part I),” *Russian Defense Policy*, February 20, 2012 <<http://russiandefpolicy.wordpress.com/2012/02/20/>>, accessed on March 1, 2012.

米国のミサイル防衛計画は、「限定的」なものである。非戦略弾道ミサイル迎撃用のミサイル防衛システムの配備が軌道に乗り始めたばかりであり、GBI の配備数も、オバマ政権下で当初の 44 基から 30 基へと縮小された³⁹。2012 年 3 月には、GBI を 2016 年までに 38 基配備するとの修正を示したが⁴⁰、欧州配備ミサイル防衛システムとあわせても、この規模と能力では、新 START の下で 1550 発の戦略核弾頭を配備できるロシアの戦略核抑止力にさほどの影響も与えない。ロシアは、GBI や SM3 といった中間段階ミサイル防衛への十分な対抗措置を講じることが可能だとの分析もある⁴¹。

それでもロシアが強い懸念を示してきた理由には、米国のミサイル防衛能力の将来的な発展の可能性、ならびに技術的な格差からロシアが米国とのミサイル防衛に関する「均衡」を達成する難しさがあるろう。米国のミサイル防衛能力が向上すれば、米国に比肩する核抑止力を持つ「大国」としてのロシアの地位を脅かすことになりかねない。またロシアは、米国によるミサイル防衛の推進を、相互抑止の否定と、米国の「卓越」を確立する試みだとも受け止められてきた⁴²。加えて、東欧を含む旧ソ連圏は、ロシアが「特権的利益圏」⁴³と称する地域であり、そこでの米国によるミサイル防衛配備は、それが PAC-3 であったとしても勢力圏を侵害する行為だと映っているのである。

ロシアの対抗措置が、米国との戦略核の均衡を維持する上でロシアに少なからず利益を与えている新 START からの脱退に至るとは現時点では考えにくい。しかしながら、上述のように、ロシアが米国との戦略核兵器の均衡を維持するために新たな米露軍備管理条約を締結する必要性は低下しつつある。ロシアが今後、ミサイル防衛問題を口実に米露軍備管理の推進に難色を示す可能性、あるいは米露軍備管理の推進を米国のミサイル防衛に制動を加える好機と捉える可能性は高まっていくと思われる。

他方、米国がミサイル防衛の制限を受け入れるとも考えにくい。2010 年 2 月の弾道ミサ

³⁹ U.S. Department of Defense, *Ballistic Missile Defense Review Report*, February 2010, pp.15-16.

⁴⁰ “Pentagon Outlines Work to Improve Homeland Missile Defense,” *Global Security Newswire*, March 9, 2012
<<http://www.nti.org/gsn/article/pentagon-outlines-improvement-plans-homeland-missile-defense/>>.

⁴¹ たとえば、Yousaf Butt and Theodore Postol, “Upsetting the Reset: The Technical Basis of Russian Concern over NATO Missile Defense,” *FAS Special Report*, No.1 (September 2011) などを参照。

⁴² Alexei Arbatov and Vladimir Dvorkin, *Beyond Nuclear Deterrence: Transforming the U.S.-Russian Equation* (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2006), p.93 などを参照。

⁴³ Dmitry Medvedev, “Interview given by Dmitry Medvedev to Television Channels Channel One, Russia, NTV,” August 31, 2008.

イル防衛政策見直し報告 (BMDR) や同年 4 月の NPR にも明記されたように、ミサイル防衛の推進は、とりわけ地域安全保障の文脈において、核兵器の役割と数を縮減しつつも抑止を維持する重要な手段の一角を占めるものと位置づけられているからである。また米国は、米国との安全保障関係の強化を目的としてミサイル防衛関連施設の受け入れを表明してきた東欧諸国の「見捨てられ」の懸念にも配慮しなければならない。国内的にも、保守派から表明される、北朝鮮やイランの ICBM 開発に対応すべく本土防衛用のミサイル防衛をより積極的に推進すべきとの主張、あるいはオバマ政権の対露「リセット」がロシアへの一方的な譲歩であったとの不満⁴⁴も無視できない。ミサイル防衛に制限を課す軍備管理条約の批准が米国上院で承認されるとは考えにくいという事情もある。米国は、ロシアの意向にかかわらずミサイル防衛を引き続き積極的に推進すれば戦略核削減問題、さらにはこれを超えた様々な問題でのロシアの対抗措置や異議申し立てにより米国の国益が逆に損なわれる結果となりかねず、逆にロシアとの関係を重視すれば国内からの強い批判にさらされかねないというジレンマを抱えているのである。

(4) ミサイル防衛協力の可能性

米・NATO とロシアの間では、ミサイル防衛問題に関する協力のあり方が議論されてきたが、妥協点を見出せずにいる。たとえばロシアは米国に、ミサイル防衛がロシアの戦略弾道ミサイルを対象とせず、戦略核抑止力を脅かさないとの法的な保証を行うよう求めているが、米国は、ロシアの戦略核抑止力を脅かす意図も能力もないことを文書化する用意はあるものの、法的拘束力のあるコミットメントやミサイル防衛に関する制限には合意できないとの立場を崩していない⁴⁵。

タウシャー (Ellen Tauscher) 米国務次官は、ロシアとのミサイル防衛協力を通じて、ロシアの抑止戦力や戦略的安定を脅かす能力がないことを示すことができると述べたが⁴⁶、そ

⁴⁴ Ariel Cohen, Baker Spring and Michaela Bendikova, "Reset Regret: Obama's Cold War-Style Arms Control Undermines U.S.-Russian Relations," *WebMemo*, No.3296 (June 20, 2011), p.1; Sally McNamara, "The Failure of the 'Russia Reset': Next Steps for the United States and Russia," *Backgrounders*, No.2637 (January 5, 2012).

⁴⁵ たとえば、William J. Burns, "Interview with Kommersant's Elena Chernenko," Moscow, Russia, January 16, 2012 < <http://m.state.gov/md181295.htm> >, accessed on February 7, 2012; "U.S. Offers Nonbinding Pledge to Russia on European Missile Shield," *Global Security Newswire*, January 19, 2012 <<http://www.nti.org/gsn/article/us-offers-non-binding-pledge-russia-missile-shield/>>, accessed on January 21, 2012..

⁴⁶ Ellen Tauscher, "Transatlantic Missile Defense: Phase II and the Lead Up to the NATO

のあり方についても米・NATO とロシアの隔たりは大きい。米・NATO は、米・NATO とロシアがそれぞれミサイル防衛を開発・運用し、センサー情報や早期警戒衛星情報の共有などで連携したいと考えているのに対して、ロシアはミサイル防衛の開発段階から協力し、運用にあたっては迎撃の分担地域を定める「セクター式」を導入するよう求めている。

ロシアのリャボコフ (Sergei Ryabokov) 第一国務次官によれば、いかなるミサイル防衛協力も、「平等で責任あるメンバーとするため、共有された責任、情報交換および意思決定を持つ共同のシステムとならなければなら」ず、個別のシステムの構築は、米・NATO のシステムがロシアの安全保障利益に対して使用され得るとの懸念を残すものとなるという。ただ、ロシアの提案には、米国との「同等性」、ならびに「特権的利益圏」をミサイル防衛問題を通じて示したいという意図も伺える。もちろん、米国・NATO がロシアのそうした提案を受け入れる可能性は低い。「セクター方式」では、結果的に弾道ミサイルの迎撃がなされない可能性があることに加えて、ロシアが東欧諸国を自らの迎撃担当区域に加えようとするかもしれないからである。また、ミサイル防衛計画へのロシアの「対等な参加」に対しては、米国などの最先端のミサイル防衛技術がロシアに流出する可能性への懸念もある。ロシアの関心は米国・NATO とのミサイル防衛「協力」ではなく、能力の「制限」であるとの不信も根強い⁴⁷。

NATO は、2012年5月のNATO サミットまでにロシアとのミサイル防衛協力に関する合意をまとめたいとの考えを示しているが、見通しは明るくない。米露は「限定的な弾道ミサイル攻撃に対する地球規模の防衛構想」(GPALS)以降、たびたびミサイル防衛協力を模索したが、成果をあげることはできていない。ミサイル防衛協力の実現は、戦略的安定の維持、あるいは(戦略)核兵器の大幅削減の好ましい条件を創出する大きなステップ⁴⁸、あるいは戦略的トランスフォーメーションを達成する「ゲームチェンジャー」⁴⁹になりうるが、逆に言えばそれほど難しいプロセスなのである。

警戒態勢の低減と同様に、米露関係の一層の変容なしには、ミサイル防衛と戦略核兵器

Chicago Summit,” Atlantic Council Missile Defense Conference, Washington, DC, October 18, 2011 <<http://www.state.gov/t/us/175693.htm>>, accessed on February 6, 2012.

⁴⁷ Baker Spring, “Seeking the Right Balance in U.S.-Russia Missile Defense Cooperation,” *WebMemo*, No.3428 (December 7, 2011), p.1.

⁴⁸ Alexei Arbatov, Vladimir Dvorkin, Sergey Oznobishchev and Alexander Pikaev, “NATO-Russia Relations: Prospects for New Security Architecture, Nuclear Reductions, CFE Treaty,” IMEMO RAN, 2010, p.7.

⁴⁹ Euro-Atlantic Security Initiative, “Missile Defense: Toward a New Paradigm,” February 2012, p.2.

削減をともに推進することは、やはり容易ではないのであろう。米露は、相互抑止を超えて信頼および協力を基盤とする新しい戦略関係に移行するという目標⁵⁰を持ちつつ、当面は、米国によるミサイル防衛の推進が米露軍備管理を逆行させないよう、漸進的に信頼醸成措置や透明性措置を積み重ねていく他ない。ロシアが懸念する SM-3 ブロック 2A の配備も、既存の計画では 2018 年ともう少し先であり、時間が切迫しているわけでは必ずしもない。

米・NATO とロシアのミサイル防衛協力の推進に際しては、中国がこれを自国に対する潜在的な脅威と認識することは⁵¹、常に留意すべきである。無論これは、対中関係の文脈で米国や同盟国がミサイル防衛の推進にブレーキをかけるべきだということではない。日米が北東アジアでミサイル防衛を推進し、他方で中国が戦域・戦略双方のレベルで弾道ミサイル能力を強化する中で、この地域でもミサイル防衛問題に関する活発な戦略対話が行われる必要があるように思われる。

おわりに

米露関係において核兵器が持つ含意は、後景に退きつつも深淵に及んでいる。それだけに米露軍備管理は、たんなる二国間の核バランスや抑止関係といった軍事的側面にのみ焦点を当てればよいという、単純なものではなくなっている。加えて、安全保障環境の多様化・複雑化により、両国は核問題について二国間関係以外の様々な要素を勘案せざるを得ず、これがまた、米露の核関係に少なからず影響を及ぼしている。米露関係が現状に留まる限り、二国間の戦略核兵器の削減は SORT から新 START への戦略核兵器の削減幅と同様に、あるいはそれ以上に、漸進的なものとなるのであろう。警戒態勢の低減、ミサイル防衛の推進という 2 つの問題も、こうした文脈の中で考える必要がある。米露関係、その中での核兵器の役割の一層の変容にどれだけの時間を要するかは分からないが、その間は、警戒態勢の低減もミサイル防衛の推進も注意深くなされるとともに、米露が自らの能力と意図を他方に丁寧に説明していく努力が求められる。そうした取り組みなしになされる警戒態勢の低減やミサイル防衛の推進は、戦略核兵器の削減に好ましい影響を与えるとは考えにくい。

⁵⁰ James M. Acton, Edward Ifft and John McLaughlin, “Arms Control and Deterrence,” George P. Shultz, Sidney D. Drell and James E. Goodby, eds., *Deterrence: Its Past and Future* (Stanford, Hoover Institution Press, 2011), p.294.

⁵¹ Wu Riqiang, “Global Missile Defense Cooperation and China,” *Asian Perspective*, Vol.35, Issue 4 (October-December 2011), pp.595-615.

表1：警戒態勢の低減に関する提案

	実施までの期間	措置	戦略的安定への影響		「核兵器のない世界」の促進
			透明性・検証可能性	事故・未承認の発射のリスクの低減	
オプション1 即時大規模発射を終了するための手続的変更	再び警戒態勢を高度化するまでの期間	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の戦争計画・命令から即時発射を削除、戦略戦争計画から大規模攻撃オプションを削除、潜水艦を目標の範囲の外に 緊急時戦争命令から即時発射を終了 戦略戦争計画から大規模攻撃を終了 潜水艦を目標の範囲の外に置く 	有益	有益	有益
	短期的；すぐに実施可能		低い	有益	
オプション2 即時大規模発射を廃止するための物理的変更	時間から日単位	<ul style="list-style-type: none"> 地上配備ミサイルの技術的変更、海洋配備ミサイルから重要な構成要素を分離 米ICBM：「セーフ措置」（遠隔発射管理からの切り離し；メンテナンステームがサイロに戻り、セーフテイ・スイッチを無効化するまで発射できない）；戦略ミサイル（サイロ）を外部の発射コントロールから分離 米SLBM：哨戒中は修正された警戒態勢を維持；その間は電子「インバーター」をオフに 露固定式ICBM：ガス・ジェネレーターの除去 露SLBM：インバーターのような装置；哨戒中は兵器システムをオフに 	有益	有益	有益
	すぐに即時に実施可能		有益；相互信頼を構築		
オプション3 物理的変更	日から週単位	<ul style="list-style-type: none"> • 広範の弾頭戦力の現地での弾頭取り外し；実戦配備戦力を終了し、警戒態勢が解除された予備戦力の依存；広範的予備戦力の分散化 	かなり有益	かなり有益	かなり有益
	1～3年		かなり有益	かなり有益	
オプション4 物理的変更	日から数週間単位	<ul style="list-style-type: none"> • 核弾頭を現場配備から地上の弾頭貯蔵所へ→再構築のための時間；実施には前提条件が必要 • 広範的弾頭戦力を弾頭貯蔵庫に 	かなり有益	かなり有益	かなり有益
	4～6年以上の中期的		かなり否定的でも有益でもある；転換点 (tipping point) においては危険	きわめて有益	
	小規模であれば日単位；数百であれば週から数ヶ月単位		一定の状況においてのみ高い；適切な検証措置は多国間ベースで緊密な協力を通じての得られる高い透明性が必要	きわめて有益	きわめて有益

(出典) Bruce G. Blair, “Der alerting Strategic Forces,” in George P. Shultz, Steven P. Andreasen, Sidney D. Drell and James Goodby, eds., *Reykjavik Revisited: Steps toward a World Free of Nuclear Weapons* (XXXXX: XXXXX, 2009), pp.51-53, 72-101.

第4章 透明性、不可逆性、検証可能性

- 新 START 後の監視・検証措置 -

佐藤丙午

1. 新 START と査察

米露両国は2010年4月8日に新 START に調印し、米ロ両国の議会の批准を経た後、2011年2月5日に発効した¹。新 START では戦略ミサイル等の計算方法を修正した上で、両国が7年間で配備と未配備の ICBM、SLBM、戦略爆撃機搭載のミサイルを800発まで（配備数は700発が上限）削減することが合意された。さらに、弾頭については、「三本柱」への搭載弾頭数を、それぞれ1550発を上限とすることが合意された。新 START の条約期間は10年であり、延長により15年間効力が維持される。

新たな弾頭と投射システムの帰属ルールに基づいて「数」を計算した場合、特にダウンロード（保有能力より低いレベルで運用）した弾頭や投射手段や、核投射能力を排除した戦略爆撃機などの扱いが問題となった（ゼロベースで計算するかどうか）。カウンティングを実際の搭載数（actual-load counting）で行う場合、兵器システムの運用状況の通報と詳細な現地査察の頻繁化が必要になる。カウンティング・ルールの変更は、戦略能力の破棄と通常兵器への転用を容易にするための措置でもある。これは、現地査察を許可することで可能になる（相手側の懸念を払拭できる）。

新 START における監視（monitoring）と検証（verification）措置は、START I に基づく措置よりも簡略化され効率的になったと評価されている²。その反面、米議会での批准プロセスでは保守派より監視・検証措置の弱体化が指摘されており、米国政治において、監視・検証措置が安全保障政策の関係者の間でも大きな議論を呼ぶ主題であることを示している。もともと、新 START では、条約に基づく規制対象物の定義、相互の戦力と運用に関する情報を収集する国家技術手段（National Technical Means: NTM）の活用、条約での規制対象となっている兵器の数と種類、そして配備場所に関する包括的なデータベースの作成、データ交換の過程で必要となる情報の確認のための査察（inspection）などが合意されている。したがって、新 START の監視・検証に関わる措置に欠陥があるのではなく、こ

¹ 米国議会での批准は2010年12月22日に行われ、上院で71対26の賛成多数で可決され、ロシア議会（Duma と連邦委員会）では2011年1月25日と26日にそれぞれ承認された。

² U.S. Department of State, “Announcement of the New START Treaty,” March 26, 2010, <http://www.state.gov/secretary/rm/2010/03/139147.htm>.

れら措置の信頼性がどのような形で担保されるかという問題が、政治的な議論を生むという側面があるのであろう（監視・検証のタイムスケジュールについては図 1 および資料 1 参照）。

軍備管理・軍縮条約において、条約参加国が合意内容を忠実に履行していることを相互に確認することは、条約の意義の根幹をなす。つまり、履行担保は条約を締結することと同等の意義を持つのである。INF 条約より導入された査察検証等の措置は、START I においては特に検証の手段を中心に非常に強化され、国家技術手段と、相互に連動した措置がそれら手段を補完して検証措置の枠組みが構成された。1991 年に国務省がまとめた START I の要点において、検証については以下の要素が説明されている³。

まず、国家技術手段（NTM）では、衛星などの検証手段の使用、その使用を妨害する行為の禁止と、NTM からの隠蔽の禁止が規定されている。テレメトリー（軌道分析データ）については、両国は一定の例外を除き、ミサイル非常実験のテレメトリー情報への完全なアクセスを相互に保証すると共に、全ての飛翔実験のテレメトリーの記録と分析結果を提供することが義務付けられている。データ交換と通知については、条約締結前に START I 対象兵器システムと関連施設の数、場所、技術特性に関する情報を交換し、その後更新情報も定期的に交換するとしている。さらに、片方の要請により、年間 7 回を上限として、陸上及び鉄道移動ランチャー、および指定した場所での戦略爆撃機の展示を求めることができる。

監視措置について、START I では相互に移動式 ICBM の組み立て施設において、兵器の長径と円形の監視を認めており、米国は SS-25 の最終組み立て施設が存在するボトキンスク（Votkinsk）と、SS-24 の同施設があるパブログラード（Pavlograd）に監視施設を設置する権利を有している。ロシアはピースキーパー（Peacekeeper）を製造するユタ州のプロモントリー（Promontory）のシオコル（Thiokol）戦略運用施設における権利を有している。将来的に移動式 ICBM 組み立て施設が新設された場合には、監視施設も新設される。現地査察（On-Site Inspection）は 12 種類の方式が合意されている。それらは、ベースライン・データ、データ更新、新施設、疑問施設、再突入体、実験後分散、コンバージョンもしくは廃絶、閉鎖、元申告施設の査察、そして、技術特性展示、戦略爆撃機ベースライン展示、である。コンプライアンスに関する疑問が生じた場合は、共同コンプライアンスと査察委

³ “START: Basic Provisions of the Treaty,” July 29, 1991, <http://dosfan.lib.uic.edu/acda/factshee/wmd/nuclear/start1/strtbasi.htm>

員会 (Joint Compliance and Inspection Commission: JCIC) で解決されることになっている。

START I に比べて、新 START における監視・検証措置が後退しているとする批判は、合意項目と内容をだけを比較すると妥当な面がある。しかし、米ロ関係の変化や、両国の核戦力の戦略的な重要性の変化、さらに、監視や検証技術等の進展を組み込むことで効率化を進めることが可能になり、START I の監視・検証措置の複雑さに起因するコストの削減要求を満たす必要が存在するなど、新 START をめぐる環境自体が大きく変化しており、その内容が変化するのは不可避だったのであろう。ただし、米国内には、START I の監視・検証措置の包括性を評価し、それが米ロの間の信頼を醸成したとの評価から、その措置だけを条約から取り出して延長すべきとの意見もあった⁴。このことから、START I における監視・検証措置が、安全保障面や信頼醸成においても、大きな成果を生んだことが伺えると同時に、新 START の措置に対する米国内の期待度が、START I に比べて高くなかったということが言える。

新 START における監視・検証措置は、基本的に START I の方式を踏襲している。しかし、新 START では、START I のような制限と禁止措置が盛り込まれておらず、さらに監視・検証措置に関する前提が大きく異なっている。START I では、ソ連が米国との約束を掻い潜って秘密裏に核兵器を配備することを探知し、それを防止することを主目標としていた。つまり、米国は START I においては明確な目標を持ち、ソ連の核戦力の不透明性を払拭し、実態を把握すると共に、把握漏れを防止することを目指していた。実際に、START I の監視・検証措置はロシアの核戦力の実態の透明性を向上させ、ロシアが秘密の核計画を持ち、確認できていない戦略拠点を運用していることに関する米国の懸念を払拭することに貢献した。もしソ連国内に START I で捕捉できなかった、ソ連時代から続く秘密の核計画が存在したとしても、それら施設は START I の 15 年間に適切なメンテナンスがされずに、運用が困難になっていることが予想されている。

⁴ ルーガー (Dick Luger) 上院議員は、第 111 議会第 1 セッションに、S.2727(To provide for continued application of arrangements under the Protocol on Inspections and Continuous Monitoring Activities Relating to the Treaty Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms in the period following the Protocol's termination on December 5, 2009)を提出している。

2. 新 START における監視・検証措置

新 START の監視・検証措置の特徴は、START I と比較して簡素化されている点にあるが、前述したように、その主要項目については大きな変化は見られない。

新 START では第 10 条 (START I では第 9 条) で国家技術手段の活用が規定されているが、その条文については START I とほぼ同一である。条文では、両国が条約条文の遵守状況の査察を確実にするために、これら手段を利用するとしており、その手段は国際法に基づいた合法的なものである必要があるとしている。さらに、両国は、相互に技術手段の使用に干渉しないことと、隠蔽しないことを規定している。

START I から新 START への変更の一つに、テレメトリーの相互通知の問題がある。テレメトリーは、ミサイルの飛行実験中のデータ (燃焼時間、ミサイルの加速度、再突入体の解放までの操作頻度などの情報が含まれる) である。START I では、飛行実験の際にデータの開放を目的に、テレメトリーのデータに対して暗号化等の情報保全措置を掛けることが禁止され、ジャミング及び短波での情報送信も禁止されていた。新 START 交渉の過程において、新型移動式 ICBM の開発を進める必要があるロシアが、MM やピースキーパーという開発済みのミサイルを保有する米国との間で、テレメトリーを交換することに難色を示したことがあった。交渉の結果、テレメトリーの交換は、米ロ同回数で、年回 (カレンダー年) 5 回以内、BCC を通じて交換対象のミサイルテストの指定を行うという形になった。これは、無条件に全てのミサイルテストのテレメトリー交換が可能であった START I に比べて、情報交換の面での大きな変更となった。

新 START において、ミサイルの投射重量の制限はなく、最大弾頭数で計算するのではないことを考えれば、テレメトリーの交換は、相手のミサイル能力を測定する上で必ずしも必要な措置ではないとの見方がある。さらに、テレメトリーの交換 (情報送信とデータの交換) 以外にも、相手のミサイル実験を監視する手段が存在することを考えると、この措置が安全保障上必ず必要な措置であると判断できない面があるのは否定できない。しかし、透明性の拡大と、相互の戦略核兵力に対する理解を深化させることを重視した判断から、テレメトリーの交換が新 START に残された面がある⁵。

⁵ ロシアの新型ミサイルのデータに対するアクセスが制約されるとして、データ交換の方法を制限したことを批判する意見も存在する。The New START Working Group, “New START: Potemkin Village Verification,” Backgrounder, No. 2428, June 24, 2010. さらに、透明性の拡大が目的であるとする意見も存在する。Greg Thielmann, “New START Verification: Up to the Challenge,” ACA Threat Assessment Brief, May 17, 2010.

ロシアが新 START の監視・検証を回避して、秘密の核戦力を配備している可能性を排除する試みについては、START I よりも規制が緩和されている。START I では、最終組み立て施設における現地監視事務所の設置、unique identifier と呼ばれる移動式 ICBM のシリーズ番号管理、移動の事前通報（訓練用の移動も通報の対象であった）、「揺り籠から墓場まで」監視方式の採用などが知られる。

新 START では、移動式 ICBM や弾頭の二次限度数や、非配備の移動式 ICBM とランチャーに対する規定がないが、総量としての制限が存在するため、米ロ共に相互の保有数を確認する必要がある。新 START では、ミサイル最終組立施設周辺や門前での監視を許可していない。ただし、前述のように、過去 15 年の監視・検証経験の存在と、実態としてロシアの製造レベルの低下、国家技術手段の洗練化等によって、米国側はロシアの状況を把握することが可能になっている。さらに、現地査察官の常駐については、ロシアは米国がピースキーパーの駆動機の生産を終了した際に、査察官を撤収している。米国も、ロシアがかつて地上発射の ICBM の SS-25 を生産し、現在 SS-27 (Topol-M) と RS-24 を生産しているボトキンスクの現地査察事務所を、START I の失効に対応して、2009 年 12 月に閉鎖している⁶。

新 START では、移動式 ICBM を含む規制対象の兵器が生産施設等から移動される場合には、48 時間の事前通報義務がある。しかし、破棄に関する通報や、破棄後の査察等の手続きは規定されていない。しかし、全ての ICBM、SLBM、戦略爆撃機には管理番号が付けられているため、データベース交換で配備等の変更は確認できるようになっている。管理番号がそれぞれの独自のものでなく、相手が指定するものであるため、不正行為等の可能性が生じる点や、破棄（実験での使用後の管理問題）後の査察が不十分であるとして、新 START が米国の情報収集能力を損なっているとの批判は存在する。ただし、ボトキンスクにおける監視活動等は、既に形骸化していたとの指摘も存在しており、米国は、新 START の下で実施される監視活動でも情報収集に問題がないと判断したのであろう⁷。新 START の下で実施される現地査察は、12 種類の現地査察方式が存在した START I に比べて簡素化

⁶ ボトキンスクでの生産数と割合は減少しており、査察の意義が小さくなっており、ブッシュ政権は 2008 年 10 月に査察施設閉鎖に合意し、2009 年 12 月に大きな議論を呼び起こすことなく閉鎖され、査察官は撤収した。

⁷ According to one U.S. inspector, monitoring at Votkinsk “was very monotonous. We could have months go by without inspecting a missile.” See Elaine M. Grossman, “U.S. Treaty-Monitoring Presence at Russian Missile Plant Winding Down,” Global Security Newswire, November 20, 2009, quoted in Woolf, p.18.

されている。新 START では、相互に年間 18 回の、短期通報でランダムな現地査察を行うことが合意されており、そのうち 10 回を配備及び未配備の戦略システムの検証（タイプ 1 の検証と呼ばれる）、残りの 8 回を未配備の戦略システムの検証（タイプ 2 の検証と呼ばれる）の実施が規定されている⁸。なお、2012 年 7 月 19 日の段階で、2012 年 2 月 5 日から 2013 年 2 月 4 日の間に実施予定の検証活動のうち、米国はタイプ 1 を 5 回、タイプ 2 を 3 回実施しており、ロシアはタイプ 1 を 6 回、タイプ 2 を 3 回実施している⁹。START I 発効時にソ連は 70 施設を検証の対象と指定したが、新 START の下では 35 施設（site diagram の提供を受けた施設）に減少し、その中の複数の施設は新 START の失効前に閉鎖される予定となっている¹⁰。

国務省が新 START 発効 1 周年の 2012 年 2 月 5 日に発表した進捗報告では、現地査察の手続きを通じて米ロ間の対話は緊密さが増しており、相互信頼は向上していると評価している。データ交換を通じて相互のデータの妥当性が確認されるなど、信頼醸成という意味では同様の効果が期待されており、衛星による監視手段の活用など、相互の国家技術手段による確認担保と合わせて、監視・検証が二国間関係に良好な影響を及ぼしている例と言えるであろう。

前述の国務省の進捗報告では、条約発効以降 1 年間で、両国は核危機削減センター（Nuclear Risk Reduction Center）を通じて 1800 回以上の核兵器の数、配備場所、技術特性等に関する通知交換を実施しているとしている。相互通知では、戦略爆撃機が母国を離れる 24 時間前の事前通知が含まれる。さらに、米ロは 6 カ月毎に包括的データベースの交換を実施しており、特定の兵器システムの現状（配備、メンテナンス、退役等の状況が確認できる）について相互が把握するメカニズムの下にある、後者のデータベースの交換は条約上の義務ではないが、相互の戦略核兵器の状況を監視下に置くことで、信頼醸成が深化すると期待されている。

条約上求められている展示について、ロシアは 2011 年 3 月に RS-24 移動式 ICBM とラ

⁸ タイプ 1 の査察は、ICBM 基地、潜水艦基地、そして配備もしくは未配備の兵器システムの貯蔵施設および戦略爆撃機の基地で実施される。この査察の目的は、相手国が条約上の義務を履行しているかどうかを、兵器システムベースで確認することであり、申告データの信頼性と、実際の配備状況の確認等を同時に実施している。タイプ 2 の査察は、貯蔵された未配備のシステムと、通常兵器用に転換されたシステムに対して実施される。これには、ICBM と SLBM の装填機器、貯蔵施設、修理施設、そして実験施設などが含まれる。

⁹ <http://www.state.gov/t/avc/newstart/c52405.htm>

¹⁰ START I では、旧ソ連諸国（ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナ）に所在する施設が指定されていたこともあり、START では検査受け入れ施設の数は半減することになった。

ンチャーの展示を行っている。米国も、核搭載機能を除去した B-1B の展示を行い、新 START の対象外であることを証明したことに加え、核搭載可能な戦略爆撃機の B-2A の展示を実施している。展示は、ミサイル等の特別な技術特性を相手に示す目的で実施される。この他にも、ミサイルのテレメトリーの公開や、新 START に基づく監視・検証等の履行について協議を行う二国間協議委員会（Bilateral Consultative Commission: BCC）が 2011 年 4 月に第 1 回の会合を実施する等（BCC は年間 2 回の開催が義務付けられている）、米ロ両国は条約に基づいた措置を進展させているのである¹¹。

3. 監視・検証措置の評価

新 START と START I の監視・検証措置を比較すると、米ロ相互の条約順守の確認手続きにおいて、条約で規定された手続き数や詳細さの点で新 START が後退したと評価されるのは妥当であろう。しかし、監視・検証の必要性の面から評価した場合、新 START がロシアに対して融和的であり、不正行為の探知能力に限界があるとする評価は正しくなく、START I 以後進展した政治的及び技術的な変化が、新 START の監視・検証措置の意義を変化させた結果と評価すべきであろう。

監視・検証措置は、条約締結国が完全かつ忠実に条約を遵守することを確認することで、安全保障を担保する措置である。ただ、相手国の不正行為を探知した場合には、すでに戦略的リスクが発生している状態であり、探知能力と、それに対する即応体制を準備したとしても、非遵守をめぐる不確実性が存在するのは避けられない。

このリスクをどのように評価するかという問題とは別に、不確実性の存在にもかかわらず、新 START の監視・検証措置が、米国のロシアの戦略核兵器等に対する情報アクセスを担保しているとの主張は否定できない。さらに、新 START に基づく監視・検証体制が、米ロ間に一層の透明性向上を可能にするとの評価もあろう。ただし、情報へのアクセスや信頼醸成にとって、新 START の監視・検証措置は必要不可欠であるかという問いを重ねたとき、これら好意的な評価に対する疑問が生じるのも事実である¹²。

そこで、新 START 批准の前段階の議論を想起し、監視・検証措置の実際の価値を再検証

¹¹ 国務省は 2012 年 4 月 6 日に、同年 3 月 1 日までに米ロの情報交換の結果を発表している。<http://www.state.gov/documents/organization/178270.pdf>

¹² Peter Baker and Helene Cooper, "Obama Completes Arms Control Deal With Russia," New York Times, March 25, 2010.

することにしよう。新 START 批准を進める上で、オバマ政権は START が米ロの戦略的安定性を強化し、米国の安全保障を向上させることができると主張していた。さらに、米国が NPT 上の義務やオバマ大統領の 2009 年 4 月のプラハ演説で主張した「核兵器なき世界」の実現に真剣に関与する姿勢を示すことで、核兵器の獲得を目指す可能性がある国家を思いとどまらせることができ、核不拡散の目標を同時に追求することができるとしていた。

新 START を批判する意見としては、対ロ不信感に基因するものを除くと、ロシアは軍備管理条約の存在とは無関係に戦略核兵器の削減をする可能性が高く、二国間の条約自体が必要ではなかったというものがある¹³。ロシアとの戦略的関係を重視する立場から見ると、新 START の監視・検証は、軍備管理合意を締結して目に見える成果を生み出すこと自体を目的とした措置であり、それ自体に軍事面での効果が期待できるものではない。それゆえ、START I を通じて米ロ間には戦略レベルでの信頼関係が構築されており、新たに関係構築を目指す措置は必ずしも必要ないという主張もあった。

新 START の監視・検証措置批判の中で、後者の点は極めて重要である。監視・検証措置に意義を認める場合、START I からの継続性を重視するものと、そこに戦略的な意義を確認するものが存在する。これに対し、新 START における監視・検証措置の不毛さを説く意見では、そもそも相手国の不正行為を発見し、対処する能力を準備することで、相手の不正行為を防止することを目的とする措置は、自国側に対処能力と意思が欠けている場合には有効ではないと主張する。能力と意思の欠落は、信頼関係が構築されて不正行為が安全保障上のリスクにつながらない場合、もしくは相手の不正行為に対するそもそもの無関心から生じる。

かつてラムズフェルド (Donald Rumsfeld) 国防長官は、2002 年のモスクワ条約批准をめぐる上院外交委員会の公聴会で、戦略的攻撃能力削減条約 (モスクワ条約もしくは SORT 条約) に監視・検証措置に関する文書等が欠けていることについて、「(ブッシュ政権) は詳細な検証措置を条約に含める必要がないと考えている」と断言している。ラムズフェルドは、米ロ共に条約の内容を回避することに利益は無く、それぞれの意図と削減数に関する一方的宣言を文字上に確認するだけで十分であるとしている¹⁴。モスクワ条約では、

¹³ Keith B. Payne, "Evaluating the U.S.-Russia Nuclear Deal," Wall Street Journal, April 8, 2010, p. A21.

¹⁴ U.S. Congress, Senate Foreign Relations, Treaty on Strategic Offensive Reductions: The Moscow Treaty, Hearing, 107th Cong., 2nd sess., July 17, 2002, S. Hrg. 107-622 (Washington: GPO, 2002), p. 79, quoted in Woolf, p.8.

START I に基づく監視・検証措置が継続していたという背景もあり、詳細な措置は必要なかった面がある。したがって、モスクワ条約の時点で、米ロ共に相手の不正行為に対抗する意思と能力を保有しておらず、それまでに構築した信頼関係で十分とする了解が存在していたのであろう。

START I の成果が背景にあることに留意する必要があるが、既にモスクワ条約の時点で監視・査察の安全保障上の意義が問われていたことを考えると、新 START の下でのこれら措置の当為性は厳密に検証する必要がある。つまり、監視・検証措置の存在が、ロシアの違反行為や、それに伴って生じる安全保障上のリスクを軽減できるかどうか不明な場合、措置の存在の意義を何に見出すかという問いに答える必要がある。既に述べたように、START I の監視・検証措置を再導入するのではなく、より簡略化された措置で合意したということは、監視・検証措置の意義が変化したということになる。

オバマ政権は、監視・検証措置が全く実施されないよりも、不完全でも存在することを優先した。ロシアの条約遵守を監視する措置は、どのようなレベルなものであろうと、合意がなければ存在しない。一般的に、条約条文には一定の曖昧さが残るゆえに、相互の条約条文の解釈は異なってくる。さらに、相手国の行動（軍事態勢と運用）の詳細に関し、完全情報に基づく理解は不可能であり、相互の認識にはギャップが生じる¹⁵。これら問題の存在が不可避だとすれば、可能な限り条約と手続きの解釈を近づけた上で、相手側の不正行為が判明した時点で、どのような行動を取るかという問題が焦点となる。すなわち、新 START の監視・検証措置は、条約遵守の担保を高いレベルに設定するか、それとも低いレベルで満足するかということになり、それは実態及び認識の両面で、相手国との関係に左右されることになる。

この検証問題は、米議会上院での新 START 批准手続きの最大の争点であった。米国には、条約上の義務をロシアが忠実に履行することに対する疑問や、ロシア側に米国の核関連の情報を過度に公開しているのではないかとの批判が見られた。議論の焦点の一つは、監視や検証措置の意義を、通知義務の拡大や現地査察などの協調的手段の、戦略的な適合性で評価するものであった。

監視・検証の価値を、手段の適合性のみで評価することに対して、議会調査局（Congressional Research Service: CRS）のウォルフ（Amy Woolf）は反論している。ウ

¹⁵ Amy F. Woolf, “The New START Treaty: Central Limits and Key Provisions,” CRS Report to Congress, February 14, 2012.

ウォルフは検証措置の重要な点は、各種手段をウェブ上に配置することで、相手国が合意内容に沿った行動を取っているかを確認する点にあるとしている。重要なのは、相手国の不正行為を防止するために、不正行為に伴うコストを上げ、当該行為自体をとるインセンティブを下げる点である。ウォルフはこの手段として、条約（上の約束）、監視（**monitoring**）、分析（**analysis**）、評価（**evaluation**）、そして問題解決行為（**resolution**）をあげている¹⁶。

ウォルフによると、条約（上の約束）は他国の活動を監視する際の指針と基準を規定するもので、直接的に規制される行為と、規制されたことによって付帯的に発生する効果（規制、義務、協調的行動）が存在するとしている。監視は、相互がそれぞれ保有する国家技術種手段等を活用して行う行為である。とくに、国境外から実施する行為として写真偵察、衛星、レーダー、電子偵察などが知られるが、合意に基づく現地査察等も存在する、軍備管理の義務の履行監視に必要なデータは、インテリジェンスを通じても収集されるが、收拾された情報は、軍事的能力評価に有効であるが、それが条約上の義務に従ったものかどうかを評価するのは困難であるとしている。

分析過程は、監視システムで収集されたデータを相手国の軍事力や軍事活動の全体像を構築するために加工する作業である。データ収集は多種多様な手段で行われるが、分析には技術的な評価に加えて政治的な判断も入るため、相手国が条約上の義務を果たしているかどうかに関する評価には、一定の不明瞭さが介在するのは否定できない。さらに、收拾されたデータ分析と評価を通じて下される判断は、相手国の行為が受容可能なリスクかどうかを基準に実施されるため、政治的な側面が強いことを理解する必要がある。そして、受容可能でないと判断した場合、最悪の場合は条約破棄を含めた各種選択肢を活用して、不正行為を是正しようと試みる。この場合の選択肢は、原状回復や報復措置まで含まれる。

米国内における議論で指摘された新 START の監視・検証措置の一つの問題は、どちらかが合意内容に反した不正行為を行っていたことが判明した場合、どのような懲罰措置を課すべきか、という点に関する説明が政権側からないという点にあるとされたことがある。一般的に、不正措置に対する懲罰は、不正に伴う利益を上回らないと抑止効果が期待できないが、信頼醸成向上を目的とした条約審議過程で損益計算が明確化されることはない。ただし、批准過程で見られた米国内のロシアの合意非遵守に対する懸念の大きさを考えると、懲罰的措置の採用が困難な核問題、なおかつ不正行為があった場合の安全保障上の影

¹⁶ Amy F. Woolf, "Monitoring and Verification in Arms Control," CRS Report to Congress, December 23, 2011.

響が極めて大きい問題において、条約上の誓約を無条件に信頼すべきというのは難しい側面があるのも理解できる。

したがって、たとえ監視・検証措置の効力が弱かったとしても、不正行為の存在の確認を行い、その行為に対する政府のリスク評価を国内的に納得させる上で、一定の目に見える措置が規定されていることには意義がある。重要な点は、これら措置で不正行為が発見された場合に、対抗措置等をとる政治的意思があるかどうかということである。つまり、条約参加国に政治的意思が無く、それを担保する実効的な手段を持たない場合、監視・検証措置自体が二国間関係を損なう起点になる可能性があるのである。そうになると、むしろ監視・検証措置を可能な限り拘束力が低いものに留め、相手側の条約遵守に期待することが望ましいということになる。さらに、もし相互の信頼関係が深いのであれば、強力な監視・検証措置を設ける必要が無い、ということにもなる。

4. START 後の監視・検証問題の行方

前述のウォルフの反論は、「核兵器なき世界」を目指す米国の大目標の下で、新 START の監視・検証体制は政策手段の一つのピースに過ぎず、重層的かつ同時進行的に推進されるべき政策手段群の相互作用に注目すべきとしているのであろう。したがって、新 START の監視・検証措置は、戦略核兵器の削減及び破棄という局面でのみ妥当性が存在し、別の政策課題では、別の政策手段等を柔軟に活用すべきということになる。もっとも新 START で効力が検証された政策手段については、別のプロセスに援用されることになる。

この点について、ゴッテモーラー (Rose Gottemoeller) 次官代理 (軍備管理と国際安全保障) は、2012 年 1 月 24 日の軍縮会議 (Conference on Disarmament: CD) において、新 START の履行が米ロ関係に良好な影響をもたらしていると紹介し、両国は次のステップについて議論を開始していると述べた。ゴッテモーラーはこの他にも、米ロのプルトニウム管理と破棄協定 (U.S.-Russian Plutonium Management and Disposition Agreement: PMDA) の発効 (2011 年) を報告し、両国が 34MTN 以上の余剰兵器級プルトニウム処理 (核兵器 17,000 発分) を実施すると発表している。さらに、NPT 第 6 条の義務を果たすため、核兵器国との間で核軍縮に関連する検証と信頼醸成措置について定期的な対話を始

めたとしている¹⁷。

2012年2月に、ゴッテモラーは、情報時代における「ゼロに到達」するための道具箱と題した演説において、「ゼロ」を実現するための方法について説明している。ゴッテモラーは、オバマ大統領のプラハ演説はレトリック上の姿勢を示したものとした上で、「ゼロ」を実現する現実の過程は、新STARTに始まる段階的なプロセスを経るものと説明している。その上で、ゴッテモラーは、2011年10月のスタンフォード大学と2012年1月のワシントン大学で、「ゼロ」に至るための政策手段に関する大胆なアイデアを披露したと主張し、同年2月のイェール大学での演説では、三つ目の政策手段について問題提起したのである¹⁸。

ゴッテモラーは、スタンフォード大学演説において、軍備管理と不拡散検証に対するソーシャルメディアと公開ソース技術の活用を提案し、ワシントン大学では新メディアが外交政策の変革を迫っていると説明した¹⁹。そして、イェール大学演説では、存在するすべての政策手段を活用する方策についてアイデアを披露している。それによると、米国が直面する大きな課題は、非配備の弾頭と非戦略核兵器（一般的に戦術核兵器と呼ばれる）の制限であり、米国はこの問題の重要性に気が付いているが、その政策手段を特定出来ていないとしている。特に、米ロが保有する核兵器の数が減少し、監視対象の部品等が小さくなるにつれ、履行監視と検証の困難さが増すとしているのである。

ゴッテモラーは、この問題に対処するための道具として、公式な交渉と条約（たとえば、START Iに基づいてロシアに常駐していた米国の査察官は、条約の失効と共に退去しており、情報の透明性に問題が生じるとの指摘があった）、相互行動（第41代ブッシュ大統領が1991年9月27日に発表した、海外に配備した地上発射の短距離核兵器の撤収等を内容とする大統領の核イニシアチブは、同年10月にゴルバチョフ大統領が核砲弾や地雷等の廃絶発表につながった）、相互信頼醸成措置（米国が自発的に核の貯蔵数を公表する等、軍事的な透明性を向上させる措置）、実験室（Lab）レベルの協力（核施設の安全を向上させるための措置で、1994年12月に米ロの間で締結された、弾頭保全・安全交換協定など）を挙げている。それぞれの措置は単独ではなく、直面する脅威に対応して最適化される必要がある。ゴッテモラーは、これらに加え、協調的脅威削減計画（Cooperative Threat

¹⁷ Rose Gottemoeller, "Opening Statement at the Conference on Disarmament," January 24, 2012.

¹⁸ Rose Gottemoeller, "Arms Control in the Information Age: The "Getting to Zero" Toolbox," Global Zero Conference at Yale University, February 18, 2012.

¹⁹ Rose Gottemoeller, "From Telegraph to Twitter: Arms Control Diplomacy in the Information Age," University of Washington, Seattle, Washington, January 17, 2012.

Reduction: CTR)、拡散対抗イニシアチブ (Proliferation Security Initiative: PSI)、核テロに対抗するためのグローバルイニシアチブ (Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism: GICNT) などを挙げている²⁰。

つまり、監視・検証措置は、その完結性が問題なのではなく、各種手段との連動性が担保されていることが重要ということになる。新 START では、監視・検証措置が配備と非配備の核兵器システムに踏み込んだことと、協力の文化が維持・継続されたことに最大の意義を見るべきなのである。そして、協力が継続したことは、新 START 後の軍備管理交渉の動向にポジティブな影響を与えることが予想される。

5. 今後の課題：新 START 後に向けた課題

新 START 後のアジェンダとして、非戦略核兵器（戦術核兵器）や非配備の核弾頭の制限に踏み込む必要があるとの主張があるが、貯蔵されている非配備の弾頭等を検証可能な形で制限し、透明性を高めることについて、米ロ両国が納得できる措置を、監視・検証措置単独で整備することは困難であろう。米国議会には、非配備の弾頭等の軍備管理交渉を進めること自体に反対し、それが安全保障上の脅威となるとする主張がある。さらに、ロシアの配備核弾頭数の減少が加速すると、米国のミサイル防衛がロシアの大きな脅威になり、次期交渉においては、核戦力と共にミサイル防衛の制限と規制を要求してくる可能性が高い。

また、配備核弾頭数を 1000 発以下まで規制する場合、核兵器国であるフランス、イギリス、中国を含めた多国間軍備管理交渉を開始する必要がある。しかし、実効的な監視・検証措置を含めた多国間の核軍備管理交渉は史上初の試みとなるため、その行方を予想することは難しい。さらに、核兵器保有国であるイスラエル、インド、パキスタンを取り込みつつ、北朝鮮やイランなどの非合法的な核兵器保有国に対処する必要がある。新 START は二国間の自発的な措置であるが、核兵器国と核兵器保有国等を自発的に軍備管理交渉に誘導

²⁰ 2012 年に米ロは南極条約に基づいた共同サプライズ査察を実施しているが、核兵器の無配備を相互に検証する措置は、直接的に START の監視・査察に関する合意に含まれるものではないが、信頼醸成措置としては重要な意味を持つ。START で規定された監視・査察措置以外に、個別の条約で規定された措置も戦略的な意味を持つのである。

する手段、もしくは NPT などの既存の国際枠組みの下で軍備管理を進める手段をいかに規定していくか、という課題は、新 START 後の核軍備管理における重要な課題である。

このため、10 年もしくは 15 年後に予定される、新 START の後継条約に向けた二国間の軍備管理交渉、また 2015 年の NPT 再検討会議後の核軍縮に向けたグローバルな取り組みなどを推進するためには、数の問題（抑止の信頼性につながる）に加え、監視・検証の方法（透明性の向上）が論点となるのは明白である。それゆえに、新 START 後継条約の検討過程では、査察検証措置に関する新たな道具が必要になる。後継条約に直接関係するものとして、まず、非配備等（メンテナンス、訓練、貯蔵、退役準備等）の戦略核兵器の査察と、戦術核兵器の監視・検証措置がある。さらに、NPT との関連で必要な措置としては、多国間での査察措置の実施と、非核兵器国（イスラエル、インド、パキスタン）に対する検証の実現があるであろう。

新 START の監視・検証措置で、今後予想される軍備管理交渉に貢献できるものとして、検証制度が戦略部隊の運用の障害にならない措置がある。新 START では、相手国側の違反行為を探知する能力を相互に技術的に担保する共に、情報交換及び通報を頻繁に実施することが合意されている。これは、より簡素化された監視・検証措置が、ポジティブな効果を生んだ例と解釈できよう。

多国間の監視・検証措置の実施において、まず探知の容易さをどの程度許容するか、そして違反者に対する影響（非コンプライアンスが探知された後に）をどのレベルで担保するか、という問題を考慮する必要がある。特に、「恐怖の均衡」下にある国家（米ロ）の違反行為と、最小限抑止能力に限定される国の違反行為には、対処の方法に大きな差がある。たとえ現地査察を強化したとしても、核兵器生産や運用能力に差がある多国での軍備管理軍縮条約では査察漏れが多数発生することが予想される

さらに、軍備管理の前提となる、交渉当事者間の信頼の問題を考慮する必要がある。

信頼醸成の前提となるのは、交渉当事国間の信頼である。軍備管理軍縮交渉において、相手の執行措置を信頼するに至るために必要な環境と条件の整備は、この措置の中核に位置付けられる。米ロ間では、1987 年に米ソ間で成立した NRRC Agreement に基づき、両国政府間の対話及び情報交換チャンネルが設立され、米国は 1988 年 2 月 22 日に NSDD-31 で核リスク削減センター（NRRC）を設立している（資料 2）。NRRC は、INF 条約の際に両国政府間の情報交換に大きな役割を果たした。米ロ間の新 START に基づく監視・検証措置を実施するに当たり、過去 22 年間の対話の蓄積（査察官の個人的信頼関係を含め）が大

きな意味を持ったことは言うまでもない。

さらに、情報公開を通じた信頼醸成措置の一つとして、米国は貯蔵核弾頭数の公開（2009年9月に公開されたデータでは、貯蔵核兵器の弾頭数は5113で、1967年レベルから84%、冷戦の崩壊時より75%減少している。94-2009までの間に8748発が破棄されている）、自発的もしくは条約上の検査レジームへの協力、軍と軍もしくは科学技術研究所間の相互訪問を実施している。

2009年にロンドンで、また2010年にはパリにおいて、透明性・査察・信頼醸成に関するP5会合が開催された。会合では、2010年のNPT再検討会議最終文書の履行に関する関与が確認されると共に、核ドクトリン等の情報交換を行い、自発的透明性の向上や信頼醸成措置について話し合いを持った。そこで、査察の技術的問題を検討する目的で、核の定義と用語法（Nuclear Definitions and Terminology）の作業部会の立ち上げに合意している（専門家会合も同時に設置）。そして、ここでの検討を受け、P5会合は核兵器の報告について、2014年の準備会合に案を提案することを検討している。次回のP5会合は、2012年の準備会合に合わせて開催される。

6. 「戦術核」と「弾頭破棄」の検証について

戦術核問題と弾頭破棄は、共に大きな問題を含む課題である。自国の安全保障や軍備管理軍縮を考えたとき、履行状況を検証しつつ推進することに利益はある。これらが抑止体制に与える影響は考慮すべきであろう。これに加え、未配備等の核兵器の存在が、査察や信頼醸成措置の不確実性に対する担保となっていた面をどのように評価するかという問題がある。これまで、軍備管理・軍縮条約の対象外となる未配備の核兵器の存在を両者が暗黙に許容することで、心理的および戦略的な安心感を持つことができた。その曖昧さを除去することに、政治的な正当性はあるが、それに伴う不確実性に対処する政策的弾力性が失われる。

もっとも、新START後の政治指導者が、どれだけ「核兵器なき世界」の実現に関与するかは不明であるが、削減された核弾頭及び投射手段を逆転（増加）させないためには、合意された監視・検証措置を推進・強化する必要がある。米国では、エネルギー省のNNSAを中心に、重要核インフラと情報の保護、地質学的証拠の収集などが実施されてきた。弾頭破棄では、90年代後半に開始された、エネルギー省のDismantlement Study Group (DSG) の研究成果がある（秘密指定、後に情報公開された）。DSGでは、9つの検証方法

が検討された。

DSG の研究は、検証に関する技術的問題が検討されたが、そこからもっと大きな問題が明らかになったとの指摘がある。まず、核弾頭の定義が明確ではなかった。特に、核弾頭の構成と内容は各国の秘密情報が含まれるため、既存の条約等では明確にされてこなかった。このため、米ロにおいても核弾頭の検証方法について理解が進んでいない（戦術核兵器をめぐる最大の問題が、弾頭とは何かという定義であるとされる）。特に、今後「核兵器なき世界」を目指すのであれば、そこで言う「核兵器」とは何かを明確にする必要が出て来る。さらに、核と通常兵器との、相互転換性が高まると、外形的な判断基準を適応するのが困難になる。また、核兵器生産のレベルと内容をどのように定義するかという問題も、不可逆性を検討する場合に非常に重要なものとなる。同様に、破棄・破壊の定義も多国間で共有する必要がある。

今後の監視・検証問題としては、以下の枠組みが考えられる。

まず戦略及び戦術核兵器の配備と非配備等を合わせた単一のシーリングを設ける方法がある。米ロの異なる兵器体系で運用される兵器の種類は、それぞれの判断に委ねる（兵器システムの軍備管理軍縮には最小限の関与。今回の新 START における Freedom of Mix の思想）。この場合の査察検証は、核兵器（及び投射システム）に加え、核兵器貯蔵施設が含まれる。

もう一つが、非配備等（非配備と退役保管中の核兵器）の核兵器に別個のシーリング及び措置枠組みを設ける方法である。非配備等の核兵器には、理論的に再使用の危険があるため、この破壊には軍縮上、大きな意義がある。

戦術核兵器の軍縮問題は、必然的に浮上する案件である、この問題は、各国の安全保障問題が絡むため、二国間のみならず、多国間での検討が必要になる。戦術核兵器の問題は、現地に配備されているが、兵器庫で管理されているものと、退役して廃棄を待っているものに分けて考える必要がある。前者は、米ロ及び NATO 内での信頼醸成の向上、情報の交換、そして一方的な開発中止宣言（及びその実施など）である。後者では、現地査察等の方法が考えられる。いずれの方法も、秘密情報の共有が必要となるので、保護措置の厳格化が前提条件となる。

いずれにせよ、短期的には米ロ間の軍備管理交渉の課題は、戦術核に移っていくことが予想される。戦術核が、米ロそれぞれの同盟戦略において重要な意味を持つため、この軍備管理を支える監視・検証措置においても、同盟関係の中で考察していく必要があるのだ

ある。

以上

第5章 核軍縮に向けた多国間枠組みの活用

秋山 信将

本章の目的は、核軍縮の促進において「多国間枠組み」をどのように活用すべきか、という問題意識の下、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進、核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉という、核兵器不拡散条約（NPT）を支える二つの重要な多国間条約プロセスの現状と見通しについて分析をする。そしてそれを受けて、不拡散軍縮イニシアティブ（NPDI）をその他の多国間の政治的プロセスの活用と方策について論じる。

核軍縮を促進するうえで、「多国間枠組み」の重要性という意味では二つの視点が想定される。第一に、核軍縮の「多国間化」の実現、という核兵器国の中で核軍縮を米ロ以外へと波及させる道筋をめぐる議論である。すなわち、従来核兵器の削減への取り組みは、主としてアメリカとロシアの二国間での、戦略核兵器の管理及び削減を中心とした核軍備管理・軍縮条約のプロセスか、もしくはアメリカ、イギリス等、各国のユニラテラルな核兵器管理政策を通じて実施されてきた。米ロの核軍備管理・軍縮交渉は、両国の戦力の均衡とそれによる両国の戦略的関係の安定性の確保を原則としていた。しかし、この二国間の戦略核兵器の保有量が一定程度まで削減されれば、今後は戦略バランスの視点、あるいは地域安全保障の論理から、他の核兵器保有国、すなわち、中国に加え、NPT 非加盟国のインド、パキスタン、さらにはイスラエルも含む核保有国による核兵器の削減、もしくはその前段階としての何らかの形の核軍備管理のプロセスが必要になってくるであろう。特に、米国、ロシア、中国という大国間の戦略バランスをどのように構築するのか、もしくは、「バランス」ではないとしても、それらの国の中でより安定的な軍事的関係（戦略的関係）を維持するのに適切な各国の核兵器保有量についての合意をどのように達成するのかが課題となろう。

第二に、先に挙げた、CTBT、FMCT という二つのフォーマルな多国間条約およびその形成過程がどのように核軍縮の進展に活用出来るかという視点である。これらの条約の意図するところは、既存の核兵器数を削減するという意味での核軍縮ではなく、CTBT の場合には核兵器開発という垂直拡散の防止および、新たな核兵器国の出現の防止という水平拡散の防止を通じて、また FMCT の場合、核分裂性物質の生産を禁止することで核兵器の総数の上限を規定することを通じて、核軍縮を促進する環境の醸成を図るものだと言え

る。また、これらの条約の交渉過程の中で、各国が核軍縮に関与することを約束することによる信頼の醸成という効果も期待される。したがって、CTBT の発効促進のプロセス、および FMCT の交渉プロセスは、それ自体信頼醸成および核兵器の安全保障における役割の低減を確認することによる軍縮促進の効果を持つ。

以下では、NPT 運用検討会議のアジェンダ・セッティングの機能、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉開始に係るいくつかの論点、それに CTBT とアメリカの備蓄弾頭管理計画の関係性から見るアメリカの CTBT 批准への動向について分析する。

1. 多国間枠組みと軍縮アジェンダ：NPT 運用検討会議の議論から

近年、第一次戦略核兵器削減条約（START I）以来、戦略核の削減を実施してきた米ロが新 START によって更なる核兵器数の削減に合意する一方で、中国の核戦力の近代化や、NPT に加盟していないインド、パキスタンの核戦力の充実ぶりは、国際社会における「核なき世界」を目指す中でそれに水を差す動きとして注目される。

従来の核軍縮の動きとしては、アメリカによる単独の政策や、一連の START 条約のような米ロ二国間のイニシアティブが主たるものであった。しかし、米ロの核軍縮が進展している一方で、中、印、パ、それにイスラエル、北朝鮮、イランの動きなどを見れば、米ロのイニシアティブだけでなく、従来の核軍縮のトレンドとは異なる独自の動きをしているこれらの国々をどのように関与させていくかが重要になってくる。これらの国々が自国の核兵器の削減に取り組むようにならない限り「核なき世界」の実現はあり得ない。したがって、これらの国々の関与をどのように得るのか、その道筋を構想する必要がある。

日本の安全保障にとって死活的に重要なのは、北朝鮮の核廃棄と中国の核軍縮である。特に後者については、通常戦力も含めた軍事力の拡張も相まって、アジア太平洋におけるアメリカおよび日本（およびその他のアジア諸国）との間の安定的戦略関係をどう規定するかは、同地域の安全保障において核兵器の役割を低減させ、将来的に核兵器の削減につなげていくという意味では、単に核兵器の問題のみに焦点を当てるだけでは核軍縮の促進という観点からは不十分であると言えよう。

そのような中で、多国間枠組みの活用を考えるうえで重要なのは、多国間協議の限界を理解したうえで、これら特定の国々を関与させるだけでなく、核軍縮という政策領域における国家の行為・行動を規定する規範・ルールの設定の有効性について確認することである。

る。すなわち、核軍縮という政策領域における政策のディスコース（言説）やアジェンダを規定し、そうして設定された枠組みの中で国家間関係が営まれることで、核軍縮という領域において各国が取り組むべき優先課題が規定されていく（すなわちそれは「核軍縮」という政治的ゲームの性質を形成する）のである。いわゆる核軍縮・核不拡散レジームを構成する原則や規範、規則、もしくは政策概念を議論し、アジェンダ設定を行う場として多国間枠組みは重視できよう。

NPT 運用検討会議の最終文書には、一般的には法的拘束力はないと言われてはいるが、政治的な約束としてこれらをどう実現していくかについて、核兵器国は一定程度の政治的義務を負うことになる。したがってこのような多国間会議においてアジェンダがセットされれば、それは、今後の核軍縮の価値規範に沿って当該国の行動を評価するにあたってのガイドラインのような役割を果たすことになろう。現時点においては国家の行動を規定する規範とはなっていないとしても、少なくともそのような論点があることをある意味では公式な会議の場から提示したことによって、新たな規範の形成への過程にもつながりえる。

たとえば、2010年 NPT 運用検討会議における最終文書は核軍縮の分野において、表現が弱められたとはいえ、いくつかの新しい考え方や具体的な措置などが盛り込まれている。今回の文書としては初めて、核兵器のもたらす人道的な惨害および人道法との関連性（行動計画 I.A.v）や、核兵器禁止条約（NWC）（行動計画 I.B.iii）への言及があった。人道法との関連性の指摘は、今後核兵器の使用に対する制約を高め、核ドクトリンや安全保障戦略における核兵器の役割に変更をもたらす可能性を示唆する¹。例えば、核兵器の使用に関する国際規範の変化は、核攻撃のターゲットの選定において、都市などを標的とすることを許容する条件の厳格化や、ターゲットを軍事目標に絞ったとしても、軍事目標を破壊するために発生する派生的な民間への二次被害の許容度の変化などがもたらされる可能性がある。これらは、とりわけ限定的な規模の核戦力しか持たない国にとって、どのような標的を想定した抑止戦略を構築するのかという意味で自国の核抑止の維持にとって重要な論点となる。

また、NWC は、これまで市民社会での議論を中心として発展してきた概念であるが²、

¹人道法への言及に対しては、まずフランスが反対し、引き続いて英国が反対を唱えた。結局最終調整の結果、フランス、英国は反対を取り下げ、関連する国際法の中の一つとして人道法を位置付けるような表現を用いることで、言及がなされた。

² International Association of Lawyers against Nuclear Arms (IALANA), International Network of Engineers and Scientists against Proliferation (INESAP), and International Physicians for the Prevention of Nuclear War (IPPNW), *Securing Our Survival (SOS): The*

2008年10月、潘基文国連事務総長は、ニューヨークの東西研究所（East West Institute）が主催した国連本部でのシンポジウムで演説し、「核なき世界」を「世界的な公益」と位置付け、核兵器の「使用」のみならず、「保有」そのものも禁止されるべきとして、核軍縮に関する5項目の具体的提案を行った³。その中には、「確固たる検証システムに裏うちされたNWCの交渉開始を考慮すべき」であるとの言及がなされていた。それ以降、各国政府の中にも、この考え方を支持する国が現れ、今回の会議では、ノルウェー、スイス、オーストリアなどの欧州諸国の中にもNWCに賛成する国が現れてきた。言うまでもなくその実現に向けては乗り越えなければならないハードルは高い。NPT内外の核保有国のうち一部でも条約に参加しない場合には、NWCができたとしてもその実効性には疑問符が付く。その一方で、対人地雷やクラスター爆弾の禁止条約の成立過程では、市民社会と有志国から始まった流れが、参加国の普遍性の確保という点ではもの足りないものの、条約の成立とともに国際規範の形成を近づけたともいえよう⁴。

核兵器国による具体的な核軍縮の措置、とりわけ核兵器の役割の低減の措置について述べられているAction 5であるが、ここには、あらゆる種類の核兵器のグローバルなストックパイルの削減⁵（Action 5 (a)）、核兵器の軍事、安全保障概念、ドクトリン及び政策における役割の低減（Action 5 (c)）、核兵器システムの運用態勢の低減（Action 5 (e)）、誤った核兵器の使用のリスクの低減（Action 5 (f)）、透明性の向上と信頼醸成（Action 5 (g)）などが具体的な措置として挙げられている。核兵器国は、その実施状況を2014年の準備委員会までに報告するよう要請され、2015年の運用検討会議でその報告を評価、次のステップを検討するという事になっている。当初エジプトをはじめとするNAMが主張したのは、2025年（あるいはそれ以降）までに「核なき世界」を確立するという目標であり⁶、そのために

Case for a Nuclear Weapons Convention, 2007, pp.46-106.

³ Secretary-General Ban Ki-moon, “The United Nations and Security in a Nuclear-Weapon-Free World,” October 24, 2008, <http://docs.ewi.info/SGRemarks.pdf>.

⁴ これらの兵器と核兵器の最大の違いは、核兵器の場合、極めて戦略的意味が高く1か国でも参加しなければ他の核兵器国が参加しない公算が大きい

⁵ 「あらゆる種類」という表現は、戦術核を含むことを意味する。戦術核については、ドイツを中心に、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スウェーデンなどの欧州諸国から、米ロが戦術核の削減を交渉すべきとの、議論が提起された。またNAMは、NATOと米国の核共有（nuclear sharing）に対して反対を表明した。結局のところ、「戦術核」と明記しないこの表現で落ち着いた。

⁶ Statement of the Group of Non-Aligned States Parties, delivered by H.E. Ambassador Hisham Badr, Permanent Representative of Egypt to the United Nations in Geneva, Main Committee I, Review Conference to the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, New York, 7 May 2010, http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/revcon2010/statements/7May_Non%20Aligned

は2014年に特定の期限内での核の廃絶について議論する会議を開催すべきというものであった。議論の過程においては、NAMの主要委員会Iの演説や各国の発言において2025年という期限は絶対的なものではなく、いわば目標として設定されるもので、核兵器国のコミットメントを明確にするという意図が明らかにされたが、核兵器国からはこうした期限を切った核軍縮への約束への抵抗が強く、最終的にこの期限を明記する案は退けられた。

また、最終文書のAction2において言及されている核軍縮の3つの原則、すなわち、不可逆性、検証可能性、そして透明性については、上記の核兵器の非人道性の定義やNWCよりもより政策的にインプリケーションが大きい。すなわち、これらの原則、核軍縮という政策領域における重要な概念として定着すれば、各国が講じる軍縮のための措置の価値（それが核軍縮の進展に適っているかどうか）の判断基準となりえる。

特に透明性については、各国の核戦力についての透明性なくしては、核軍縮が進んでいるのかどうか評価することは不可能である。最終文書では、Action5(g)において核兵器国がその向上と信頼醸成に努めるよう言及されている。核保有国が核軍縮を進めるうえで、まずその出発点を確定させることや実際にお互いどのような措置によって核軍縮、すなわち脅威削減を行っているかを相互に確認するという意味でも、透明性の重要性について共通の認識を持つようになることを促すという点で、最終文書において核軍縮の「原則」の一つとして言及されたことは望ましい。

中国は、核戦力の不均衡により自国の脆弱性を核戦力の不透明性で補う核抑止戦略を採用しているために、最終文書の審議過程において言及に抵抗した。その一方で、2010年の運用検討会議の会期中、中国を除く核兵器国は、この透明性という概念に沿った行動を取り、それはある意味では透明性という概念の核軍縮という政策領域における重要性を高めることにつながった。米国のクリントン国務長官は一般演説において米国の核兵器のストックパイルの総量を公表すると述べ⁷、その直後に国防総省のホームページに、5,113発の核弾頭を保有していることが発表された⁸。ロシアも翌週には新START条約が両国の議会で批准されれば自国の核兵器数を公表すると述べ、そのほか、イギリスも225発の核弾頭のうち、160発が運用されていることを公表した。フランスはそれ以前に核兵器数の上限が

%20Movement.pdf.

⁷ *Remarks at the Review Conference of the Nuclear Nonproliferation Treaty*, Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, The United Nations, New York City, May 3, 2010, <http://www.state.gov/secretary/rm/2010/05/141424.htm>.

⁸ Fact Sheet 'Increasing Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,' May 3, 2010, <http://www.defense.gov/news/d20100503stockpile.pdf>.

300 発であることを明らかにしている。

あわせて、核兵器解体から発生した余剰核物質を国際原子力機関（IAEA）へ申告し、軍事用に再利用されないよう管理することを促す（Action 16）ことは、核保有国の説明責任を果たすうえでも、信頼醸成を図っていくうえでも重要である。ただし、中国は透明性の問題を、「対中包囲網」として見ているふしもある⁹。確かに中国の透明性を高めることは必要であるが、どのように中国に透明性のための措置を実施するよう促していくか、その方法については、NPT だけでなく、FMCT をめぐる交渉を含めたジュネーブの軍縮会議（CD）やその他の協議の枠組みを活用していくことなど、工夫が必要となろう。

CTBT については、米国は 2010 年 NPT 運用検討会議においてはその批准を目指すことを明確にしている。Action10 では、すべての核兵器国の CTBT 早期批准を求め、NPT 非締約国を含む未批准国の批准奨励における核兵器国の特別な責任を確認している。また CTBT が発効するまでの間の核実験のモラトリアムを確認している（Action 11）。非核兵器国は、核兵器国による新しい兵器の開発や核兵器の近代化に対する懸念を表明し、こうした活動を行わないことを行動計画に入れようとしたが、核兵器国の反対により最終文書には盛り込まれなかった。

「消極的安全保証」をめぐる議論については、最終文書では、Action8 において、すべての核兵器国は消極的安全保証に関する既存の約束を重視し、すべての締約国に対する供与を奨励するとある。米国の『核態勢見直し』では、NPT の不拡散義務を遵守する国に対しては核兵器を使用しないとの記述があり¹⁰、これは、NPT の規範提供力を強化する意味では望ましい点である。英国は同様な措置について検討すると述べている。ロシア、フランスはこの点について触れていないが、ロシアについては、戦術核を中心に、通常戦力における脆弱性を核兵器によって補完するという方針を取っている以上、このような約束をすることは困難であろう。中国は、独自の軍縮政策の方針として宣言的政策を重視し、無条件の消極的安全保証を宣言している。しかし、多くの国は、中国の核戦力の構成や配備状況などが不透明であり、その意図を判断することは困難であるとして、中国の宣言的政策については信頼を置いていない。

⁹ 中国は、透明性は、「原則」ではなく、核軍縮を進める方策であり、核弾頭数の透明性よりもドクトリンの透明性が重要であると主張する。中国は、先行不使用や無条件の消極的安全保証をドクトリンとして打ち出しており、他の核兵器国もこれに倣うべきとする。

¹⁰ *Nuclear Posture Review Report*, April 2010, p. viii.

2. FMCT

2010年のNPT運用検討会議の最終文書では、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始にも触れていた。FMCTはCDにおいて直ちに交渉を開始すべきとされ(Action 15)、核兵器国は、軍事目的のために不要とされたすべての核分裂性物質の貯蔵を、IAEAに申告することを約束することが奨励された(Action 16)。FMCTの交渉については、唯一の多国間軍縮交渉の場とされているCDでの交渉の早期開始が望まれていたが、CDは10年以上デッドロックの状態にあり交渉の早期開始が困難な状況にある。そこで、当初の報告書案では、2011年までにFMCTの交渉が開始できなければ、CDの外(例えば国連総会からのマンデートを受けた形などが想定される)に交渉を持っていくことなどが提案されていたが、ロシアやフランス、それに多くの非同盟(NAM)諸国の反対によってこれは取り下げられた。また、FMCTが成立するまでの間、核兵器国が核分裂性物質の生産のモラトリアムを宣言することを明記する案も、中国の反対によって削除された。最終的にCDをどのように動かしていくか、という問題について報告書では、Action7において、国連事務総長によるCDの作業を支援するためのハイレベル会合の開催を促している¹¹。NPT運用検討会議の議論からもわかるように、FMCTの早期交渉開始については、表面的には反対をする国はないものの、実際にはそのスコープ(どこまでをFMCTのマンデートに含めるのか、すなわちこれからの生産の禁止のみを対象とするのか、それとも既存の核分裂性物質の保有も対象とするのか)や各国の安全保障環境などへの影響をめぐり、立場が異なっているために、実際の交渉開始はそれほど容易ではない。また、NPT運用検討会議において問題提起もなされているが、コンセンサスを意思決定のルールとしているCDを交渉のアリーナとする以上、CDに参加する65カ国すべてが同意するような交渉開始の条件を追求する必要がある。

CDにおけるFMCT交渉開始のネックとなっているのが、パキスタンの反対である。実際にはパキスタンの反対に隠れた各国の思惑もあるとみられるが、ここでは、パキスタンの議論を中心にFMCTに慎重な議論について述べたい。

パキスタンの軍縮会議代表大使のザミール・アクラムは、2011年1月25日のステートメントで、2008年にNSGがインドとの原子力関連の取引の制限を解除することに合意したことを理由としてCDにおけるFMCT交渉開始に反対した。アクラムによれば、この決

¹¹ この会合は実際に2010年9月の国連総会のマージンにおいて開催された。

定は南アジアにおいて、「パキスタンの安全保障上の国益を損なう原因である、地域の核分裂性物質の備蓄の非対称性がさらに強調されてしまう」¹²。

パキスタンを筆頭に、NSG がインドをガイドラインの例外とする決定に反対する国々は、インドが国際的な原子力市場にアクセスできるようになったことにより、海外市場から発電用のウランを調達し、国内の限られたウラン資源は軍事用に回すことが可能になり、その結果核戦力の拡充につながりえる、と批判する¹³。

NSG に係る動きについては、パキスタンはアメリカによるインドの NSG 加盟の呼びかけについても、「無責任な動き」であり、南アジアの安全保障環境をさらに不安定化させると、反対する。さらにパキスタンはしたがって、自国の抑止力の信頼性を確保するための措置を取らなければいけないと主張する¹⁴。

またパキスタンは、単に将来の生産を禁止するだけではなく、現存する核分裂性物質のストックパイルも規制に含まれるべきであるとの立場を主張している。この立場は、軍縮会議において G77 諸国を中心に他国の支持を得ている。他の NPT 上の核兵器国については、「余剰」のストックパイルの廃棄の動きはある（たとえば協調的脅威削減プログラム以降に見られる米ロの高濃縮ウランのブレンドダウン計画など）ものの、この既存のストックパイルの透明性を向上させ規制することを交渉開始の前提とした場合、各国の安全保障政策上より複雑な問題を提起することになる。とりわけ、非対称な核戦力の中で抑止力を担保しようとした場合に、透明性を高めることは脆弱性を高めることにつながる。既存のストックパイルを条約の対象に含めることにした場合、まずは各国がどのくらいの核分裂性物質を保有しているか、条約の遵守の判断基準となる基点を設定するためにいわゆる「冒頭申告」が必要となろう。となれば、当然ながら各国は保有する核分裂性物質の総量を明

¹² Statement by Ambassador Zamir Akram, Permanent Representative of Pakistan to the UN and Other International Organizations, at the Conference on Disarmament, January 25, 2011, http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/cd/2011/statements/part1/25Jan_Pakistan.pdf.

¹³ なお、パキスタンは NSG 加盟国である中国から原子力協力を受けている。この協力について中国は、中国が NSG に加盟する前の取り決めであり、祖父条項が適用されるため、現行の NSG のガイドラインの対象外であるとする。しかし、事実としてこの協力によりパキスタンは、インドと同様に核兵器製造により多くの資源を振り向けることが理論上可能になることに間違いはない。

¹⁴ Akram のコメント、*Arms Control Today*, December 2010.

らかにし、なおかつ検証を含める場合には当然ながら検証の対象となる物質の所在・形状等についても明らかにする必要がある。すなわちすべての核分裂性物質を検証しようとするれば、完全な透明性が求められることになりかねない。もちろん、その中間的な措置として、少なくとも民生用の核分裂性物質の転用を禁止するという一方で、軍民利用の明確な分離と民生用核分裂性物質及び施設の申告を行うという考え方も存在している。しかし、中国やインド、パキスタンなどでは、軍民施設の明確な分離がなされておらず、また要員についても両者の間の区別は存在しないと見られていることからその実現可能性については更なる検討が必要となろう。

核能力の秘匿性は、戦力の規模における不利を補完すると考えら、こうした戦力の不均衡が存在する以上、透明性の向上につながる措置は回避することになるであろう。したがって、インドも中国も、そしてこのような主張をしているパキスタン自身も、これに同調しない可能性が高く、交渉の開始に進展は見られない可能性が高い。

ただし、このような核戦力の非対称性の解消を交渉開始の前提とすることは、FMCT 交渉を進めようとする側からすれば、現実的には受け入れ可能ではない。このような主張が支持される背景にある、

そこで、FMCT の、①検証の範囲（条約が規制の対象とする核分裂性物質としてどこまで含めるのか）、②要求される検証の実効性のレベル（どの程度の信頼性〈confidence〉を求めるのか）、③不遵守や不遵守が疑わしい場合に取られるべき措置の3領域それぞれについて諸段階を想定し、実際に各国がそれぞれの領域についてどの程度であれば受け入れが可能であるのか、各国の立場を収斂させていくアプローチが必要となろう。そしてこのようなクライテリアの設定のためのプラットフォームとして、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の積極的活用が望ましい。

3. CTBT および弾頭備蓄計画

(1) CTBT 批准のメリット・デメリット

オバマ大統領は、CTBT への批准を公約している。その一方で 2009 年 4 月のプラハにおける「核なき世界」演説においては、「安心、安全、効果的な核兵器を維持する」と明言し

ている¹⁵。オバマ政権は、CTBT 批准と核抑止力の維持の両立は可能であると考えていることを示している。

オバマ政権が CTBT の批准を重視する一方で、連邦議会においては、これに慎重な姿勢が伝統的に根強い。古くは、1992 年 1 月 4 日に、ジョン・カイル (Jon Kyl) 下院議員 (共和党) は、ソ連が核実験のモラトリアムを宣言したことに対応してアメリカも 9 か月のモラトリアムを確立させるというブッシュ政権の提案¹⁶に反対する演説で次のように述べている。「核抑止力を持つ限り、それが安全で信頼できるものであることを担保するために実験をしなければならない」¹⁷。核実験の可能性を法的に閉ざすことに抵抗する議論は議会において根強く、99 年の上院による CTBT 批准法案否決の際や、近年に至るまで繰り返されている。1999 年にアメリカ議会上院が CTBT 批准法案を否決した際には、3 つの点が主たる論点となった。第一に、米国は CTBT 批准後も核抑止力を維持できるのか、第二に、CTBT の検証システムは効果的だと言えるのか、第三に、CTBT を批准することが米国の安全保障に資するのか、であった。

しかし、こうした核実験必要論に対する有力な反論も、政府内外から公表されている。例えば、Jeanloz は、99 年の議論において法案が否決される要因となった 3 つの争点について、そのいずれも CTBT の批准への妨げとなることを否定する¹⁸。第一に、CTBT の批准が 米国の核抑止力を損なうという議論については、93 年以降モラトリアムが維持されてきたにもかかわらず、94 年から実施された核備蓄管理計画 (SSP) の成果もあり、現在に至るまで核抑止力が維持されている実績を強調する。第二に、CTBT の検証システムの実効性に対する疑問¹⁹であるが、CTBT の国際監視制度²⁰の整備が進んだ結果、過去 10 年

¹⁵ REMARKS BY PRESIDENT BARACK OBAMA, Hradcany Square, Prague, Czech Republic, April 5, 2009, http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-By-President-Barack-Obama-In-Prague-As-Delivered.

¹⁶ ブッシュ政権 (当時) は、核実験をしないことの見返りに、備蓄核兵器の耐久化に係る計画の支援や経年劣化問題の評価等、コンポーネント等の更新や再製造、および科学的、工学的基盤の維持などを求めた。Cf. Stockpile Stewardship Program Introduction, DOE/NV—1017, September 2004.

¹⁷ Daryl G. Kimball, “Reconsider the Nuclear Test Ban,” *Arms Control Today*, April 2011, <http://www.armscontrol.org/print/4755>.

¹⁸ Raymond Jeanloz, “Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty and U.S. Security,” George P. Shultz, Steven P. Andreassen, Sidney D. Drell, and James E. Goodby, eds., *Reykjavik Revisited: Steps Toward a World Free of Nuclear Weapons* (Stanford: Hoover Institution Press, 2009), pp. 369-398.

¹⁹ 検証をめぐる問題については、ブッシュ政権当時、米国政府が検証義務を伴う FMCT に反対していた際に、最大の論点となっていた。

²⁰ 地震学的監視観測所、放射性核種監視観測所、水中音波監視観測所、および微気圧振動監視

の間に地下核爆発実験の探知能力を大きく向上させていること、国家技術手段（National Technical Means）などにより、検証結果の相互確認がかなりの程度可能になったことで、CTBT の検証システムへの信頼性が高まった。第三に、CTBT 批准が米国の安全保障に資するかどうかという点について、確かに、CTBT は核実験を要しない型の核兵器（小規模、ガンバレル型）の開発を阻止することができない点などの限界はある。しかし、CTBT に批准したとしても米国の相対的な優位性は脅かされない。また、テロリストと核兵器の結びつきが国際安全保障上の脅威として認識されるようになってきている中、核軍縮の規範の強化の一環として核実験禁止は重要であると説く。

また、2011年9月23日に開催されたCTBT発効促進会議でのエレン・タウシャー軍備管理・国際安全保障担当国務次官の演説でも、CTBT 批准を米政府が推進する理由として以下のように述べている²¹。IMS は、現在ほぼ 85%完成しており、100%完成すれば地球全体をカバーでき核実験の検証のみならず津波警報や原発事故から発生した放射能の追跡など、非検証関連目的についても効用が期待できるとする。また、核抑止力については、SSP の下で開発した広域査察方式とコンピュータモデルにより、核実験を実施していた当時よりも核兵器の作動および機器の老朽化の影響についてよりわかるようになってきたとし、こうした技術的な進歩を念頭に、上院に対して批准を働きかけていきたいとする。

2009年にオバマ大統領がCTBT 批准を求めた時期に要請して設置された全米科学アカデミーのCTBT の技術的問題を検証する委員会報告（2011年初めに完成も、機密事項のレビューにより公表は2012年3月）でも、SSP は1999年当時に予期されていた以上に成功であり、予見しうる将来において核爆発実験を実施しなくても安全、安心、かつ信頼のおける核兵器の備蓄を維持することは可能であると結論付けている²²。またアメリカ独自のモニタリング及びIMS も1999年に予想されていたよりも高いレベルにあるとしている。

また、IMS とNTM の効用についても強調する。これらの検証手段により秘密裏の核爆発実験の実施を困難にし、それによって新しいタイプの核兵器の開発を困難にする。もし、

観測所が世界中に合計 321 か所設置されている。

²¹ Remarks, Ellen Tauscher, Under Secretary for Arms Control and International Security, New York City, September 23, 2011, at CTBT Article XIV Conference, <http://www.state.gov/t/us/173890.htm>.

²² Committee on Reviewing and Updating Technical Issues Related to the Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty; Policy and Global Affairs; National Research Council, The Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty: Technical Issues for the United States, 2012, http://books.nap.edu/catalog.php?record_id=12849&utm_medium=email&utm_source=The%20National%20Academies%20Press&utm_campaign=NAP+mail+new+4.03.12+A&utm_content=Downloader&utm_term=#toc.

最新の二段階式核融合型兵器（水爆）を配備しようとするならば、数キロトンの実験をしなければその性能に信頼を持つことができないが、そのようなテストは IMS と NTM によって探知可能であるとする。さらに、現地査察が条約違反の抑止効果を持つことについても論じている。

では、小規模な核兵器開発についてはどうか。これについては、確かに CTBT があろうとなかろうと技術力のある国ならばそのような核兵器の開発は可能ではある。しかし、このような核兵器が米国に再び核実験を実施して対抗することを必要とするほどの脅威を与えることはない論じている。

こうした報告書以外に核実験不要論に賛成する議論には、国際安全保障環境全体への影響の観点からの議論もある。CTBT が発効すれば、それにより、中国、インド、パキスタン、そして将来的にはイランなどが核実験をできなくなることにより、それらの国々が核戦力の強化を図ることが難しくなる点を重視するものがある。すなわち、中国などの場合、核兵器の小型化や多弾頭化などの技術的課題があり、これらを克服すれば核戦力の大幅な向上につながる、という高いインセンティブがある。またイランについては、核開発の成功を核実験によって検証するとともに、示威効果も期待できよう。したがって、CTBT が発効すれば²³、垂直、水平の両方向において核拡散の歯止めとしても期待がされうることになる。

しかし、アメリカにとっては、すでにモラトリアムの実施によって条約上の義務は満たしているうえに核兵器の信頼性の維持という課題に対しては SSMP 等で対応が可能である一方で、CTBT が未発効のままであれば、このようなグローバルなレベルでの核拡散や軍拡のリスクが高まることのほうが、安全保障上のリスクとしては重大であり、その意味では自国の将来への裁量を確保しておくことによる利益よりも、失うものは大きいともいえる。NAS の報告書起草委員会のメンバーであるリントン・ブルックス元 NNSA 長官は、「実際問題として、米国が再び実験をすることがないことはほとんど確実だ。実験に対する政治的なハードルは極めて高い」との見方を示している²⁴。もしそのような見方が妥当だとすれば、外交上の観点からも米国は自らが批准し、発効促進を働き掛けるほうがメリットはより大きいと言える。

²³ これらの国々が発効要件国になっていることに留意。

²⁴ Daryl G. Kimball, "Technical Study on Test Ban Cites Progress", Arms Control Today, April 2012, http://www.armscontrol.org/act/2012_04/Technical_Study_on_Test_Ban_Cites_Progress.

(2) CTBT と備蓄核兵器の維持

CBTT において、未臨界実験を含む核爆発を伴わない実験をどのように扱うかは、CTBT 交渉プロセスにおいて活発な議論があった。CTBT は、1996 年の国連総会での条約採択から既に 10 年以上経過しており、次第にその交渉の過程が明らかになっている。NPT 上の 5 核兵器国は、軍縮会議において 1994 年会期中に秘密会合を持ち、そこで核兵器の能力維持に必要な「条約により禁止されない活動 (activities not prohibited)」、すなわち、核兵器の安全性試験、低威力実験及び流体核実験、実験施設での実験、シミュレーション実験、平和的核爆発実験を条約のスコープから除外することに合意したとされる²⁵。最終的には、条約では「ゼロ・イールド」すなわち核爆発を伴わない実験を除外することが採用され、それによって、未臨界実験、コンピューターシミュレーション、レーザー核融合実験、流体力学実験などが条約違反にならないことになった。確かに法的に見れば、このような実験の違法性は問われないことになるが、条約の目的でもある、究極の核廃絶を目指すという立場からすれば、核兵器の、抑止を含む安全保障における役割を認めるこのような措置は、条約の精神に反することであり NAM 諸国や NGO からの批判は根強い。また、このような「ゼロ・イールド」を基準として上記のような実験を許容すると、それらは技術力に優る核兵器国により有利となり、事実上核軍縮よりも、むしろ核不拡散に資するのではないかと疑問も生まれてこよう。

他方で、現実の国際安全保障環境の中で、核抑止や核兵器国によって提供される拡大抑止が果たす役割は依然として小さくないという認識がある以上、自国の安全保障政策上、および国際安全保障秩序の維持の観点から、核兵器の信頼性²⁶と安全性の確保が必要であるという見解も成り立つ。

2011 年に国防総省が発表した『アメリカのグローバル・リーダーシップの維持：21 世紀の国防における優先課題』においても、縮小された核戦力と抑止力の関係について次のように述べられている。

「我々は、潜在的な敵を抑止し、同盟国や安全保障上のパートナー国に対してア

²⁵ Rebecca Johnson, *Unfinished Business: The Negotiation of the CTBT and the End of Nuclear Testing*, UNIDIR, 2009, P58.

²⁶ なお、備蓄核兵器の信頼性の定義は、「指定された威力（誤差 10%以内で）をターゲットにおいて発揮できる蓋然性」とされる。Jonathan Medalia, “Nuclear Warheads: The Reliable Replacement Warhead Program and the Life Extension Program,” *CRS Report for Congress*, RL33748, December 3, 2007, p.10, <http://www.fas.org/sgp/crs/nuke/RL33748.pdf>.

アメリカの安全保障上の関与を保証するために、いかなる状況においても耐え難い損害を与えうることを敵に予見させうるだけの核戦力を展開するであろう。抑止の目標は、保有する核兵器の数およびアメリカの国家安全保障戦略上の核兵器の役割の両方において核戦力の縮小によっても可能である。²⁷⁾

しかし、このような縮小された規模の核戦力による抑止力の維持には、これらの核戦力の信頼性を確保する必要がある。しかし、アメリカでは、1970年に配備が開始されたICBMの弾頭W62をはじめとして、多くの核弾頭が冷戦期の製造によるものであり、起爆装置だけでなく、核分裂性物質の状態など、設計想定通りの威力を維持できているかどうかの問題となる。しかし、1992年の核実験モラトリアム以降、これら備蓄された核兵器の性能は実際の爆発実験によって確認されておらず、設計寿命を過ぎたこれらの核弾頭の信頼性をどのように確保(確認)するのかは、核抑止力を維持するうえで重要な課題となっている。

また、核実験を最後に実施して20年が経過し、核兵器を実際に起爆させたことのある技術者が退職等により減少し、核兵器に関する技術基盤や核兵器の製造に係る産業基盤の喪失の可能性に対する懸念もある。

こうした懸念から、核実験の権利を法的に放棄することになるCTBTへの批准と発効についての反対は根強い。

核兵器の信頼性の確保という観点からすれば、アメリカの備蓄弾頭維持管理計画(SSMP: Stockpile Stewardship and Management Plan)は、このような核軍縮の要請(「核なき世界」の理念との整合性)と、安全保障戦略上の要請(抑止力の信頼性の維持)の妥協点であるともいえる。

SSMPは、2010年4月のNPRにある、「備蓄弾頭維持計画(SSP: Stockpile Stewardship Program、1994年議会承認)²⁸⁾と、「備蓄弾頭管理計画(SMP: Stockpile Management

²⁷⁾ Department of Defense, *Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense*, January 2012, p.6.

²⁸⁾ なお SSP の下では、核弾頭の「寿命延長計画(LEP: Life Extension Program)」が実施されており、検査を実施し底で発見された劣化したコンポーネントを新しいものと交換し検査を実施し底で発見された劣化したコンポーネントを新しいものと交換し核弾頭とそのコンポーネントの寿命を20年から30年延長(B61は20年、W76は30年)している。

<http://nnsa.energy.gov/ourmission/managingthestockpile/lifeextensionprograms>.

また、「信頼性のある代替核弾頭(RRW: Reliable Replacement Warhead)計画は、2005年会計年度に議会によって承認されたが、これは、弾頭の信頼性を高めるために、大体コンポーネントを開発することになっていた。

しかし、RRW関連の予算は、2010年会計年度において議会から削除された。RRWの問題点およびRRW計画の中止に対する懸念についての評価は、核弾頭の信頼性および核抑止力の信頼性について重要な論点を含む(たとえば、従来の核弾頭は威力が大きすぎて二次被害を抑えるこ

Program)」を合わせた形で翌月にエネルギー省国家核安全保障庁 (NNSA) から発表された。

2010年4月のNPRにおいてあげられていた、「安全で、信頼性が保証され、かつ効果的な備蓄核兵器の維持」のための施策とは、以下のとおりである²⁹。

- ・ 核実験を実施せず、CTBTの批准、発効を追求する。
- ・ 新たな核弾頭を開発せず、核兵器の寿命延長計画 (LEP : Life Extension Program) は、すでに実験された設計に基づく核コンポーネントのみを使用し、新たな軍事的ミッションの支援や軍事的能力の提供を行わない。
- ・ 核弾頭の安全性、保全性、信頼性を担保するためのオプションについて、議会からマンデートを与えられた備蓄管理計画に合致する形で、ケースバイケースで研究を行う。LEPアプローチの範囲には、既存の核弾頭の更新、別の弾頭の核コンポーネントの再利用、そして核コンポーネントの交換が考慮される。(すなわち、ここでは、RRWの要素である既存弾頭の設計デザインの変更は含まれていない。³⁰)

SSMPは、備蓄弾頭、科学技術・工学基盤、生産及び研究所インフラ、連邦及び外部契約事業者といった、核兵器関連コンプレックスの主要要素のあり方についての方向性を示すもので、新規の各部連津性物質の生産や追加的な地下核実験を行わずに核兵器備蓄を安全、安心、かつ効果的なものとして維持していくことを目指す³¹。また、特筆すべきは、附属D (Annex D) 「2011会計年度の核セキュリティ複合施設の近代化及び更新に関する2か年計画及び予算評価」においては、弾頭の備蓄の構成等及びその維持に必要とされるインフラについて解説したうえで、今後10年間にわたって核関連予算を増額する必要性が述

とができず使用しにくいという点など) が、ここでは触れない。これらの点については、次の論文を参照。

剣持暢子「米国の備蓄核兵器に関する一考察」、『防衛研究所紀要』第13号第2巻、2011年1月 p.93~115。

²⁹ 2010 Nuclear Posture Review

³⁰ なおオバマ大統領は新たな核兵器の開発を中止する方針であるが、この「新型核兵器」の定義については、必ずしも明確ではないところもある。2003年国防授權法 sec3143によれば、そこには「2002年までに備蓄もしくは生産されていないピットあるいは密封されたサブアセンブリ (canned subassembly)」を含まれる。したがって、これらの部分に新しい設計のものを導入することは禁止されていることになる。他方で、ミサイル等の運搬手段についてはこれに含まれていないとされる。

³¹ “Message from the Secretary”, FY2011 Stockpile Stewardship and Management Plan Summary, May 2010, p.iii, <http://www.ucsusa.org/assets/documents/nwgs/stockpile-stewardship-mangement-plan-summary-fy2011.pdf>.

べられている³²。米国政府全体の予算が縮減され国防予算が削減される中でこのような増額の必要性が述べられていることは異例であるが、他方、上述のような核兵器関連コンプレックス等のインフラの適正サイズ化や近代化、経費削減のためのガバナンスやビジネス慣習の効率化など、財政面への配慮も含まれた形になっている。しかし、このような支出計画については、3つの核兵器関連の国立研究所の所長は米国の核戦力を維持するための適切な支援であるとしている³³。なお、2012年3月現在、このような予算措置により、2009年末にオバマ大統領に対し、核兵器の削減は核抑止の近代化計画が前提であり、代替やコンポーネントの再利用を含む寿命延長のあたらなアプローチを含む弾頭近代化への予算付けを求める書簡を提出した40名の共和党議員のうちいくらかは支持を獲得できたと見られているがどの程度獲得できたかどうかは不明である³⁴。

SSMPについてはまた、新START条約化において米国が核兵器の削減をしていくうえで核兵器の信頼性を維持するという事が前提となるため、そのための計画としても有効であると見られている。当然核軍縮の観点から見れば、「核なき世界」を究極的な目標としたときの「過渡的」な措置と位置づけるべきであろうが、現在の安全保障環境が劇的に変容する可能性が小さい以上、議会などにおけるCTBT批准反対派のみならず、米ロ関係から米国の安全保障を見る観点からもその必要性が論じられよう。

また、CTBTの発効促進が米国の優位性を固定化するという、米国の安全保障上の効用があるということは、逆に他国からすれば核実験の禁止は自国の安全保障上の脆弱性を補完する機会の喪失を意味することになる。とりわけ米国との間で友好関係が存在しない国にとってみれば、その意味は小さくない。その場合、米国がCTBTに批准したからといって、そのような国が批准するとは限らない。

³² Annex D—FY2011 Biennial Plan and Budget Assessment on the Modernization and Refurbishment of the Nuclear Security Complex, http://www.fas.org/programs/ssp/nukes/nuclearweapons/SSMP2011_annexD.pdf.

なお、2012年度のNNSAの核兵器コンプレックスの予算は、72億ドルで2009年度から13%増加している。2013年度予算では、76億ドルを計上しているが、これは2012年度の予算からさらに5%の増加を示すものである。

³³ Issue Brief “Science Replaces Nuclear Tests”, *Arms Control Today*, Vol.2, Issue 14, Nov 2, 2011, <http://www.armscontrol.org/issuebriefs/Science-Replaces-Nuclear-Tests>.

³⁴ Cole J. Harvey, “Nuclear Stockpile Modernization: Issues and Background,” *NTI Issues and Analysis*, February 15, 2010, <http://www.nti.org/analysis/articles/nuclear-stockpile-modernization/>.

3. 今後に向けて

これまで、NPTにおける核軍縮アジェンダのセッティングと規範醸成機能、FMCT 交渉開始をめぐる政治と技術面における各国の思惑とそれを乗り越える方策の可能性、そして米国による CTBT 批准の可能性を SSMP との関連性から議論してきた。これらの議論は、米国が核軍縮を主導するリーダーシップを発揮しうるのかという点にも関心が向くが、それよりもむしろ、米ロ以外の核保有国が核軍縮を実施していくために、CTBT および FMCT はどのような効果が期待されるのか、あるいはどのような障害があるのかという視点が重要であろう。その観点からすると、NPT が核軍縮をめぐる具体的な措置（すなわち、それを実施していくことが核軍縮という目標を誠実に希求しているとみなされるような措置）をめぐるトレンド（＝核軍縮のアジェンダ）を設定する役割があり、そうした中で 2010 年の議論では核兵器の役割の定義や政治的な意義付けが、従来の CTBT や FMCT などに加えて重要なイシューになってきたことを示している。

また、FMCT については、パキスタンの主張が示すように、FMCT が、将来の可能性のみを対象とするのであれば、現在の核をめぐる戦略的關係（優位・劣位關係）の固定化につながるという懸念を、相対的に弱い立場にある核兵器国がどう乗り越えるのか、あるいはそれを超越するような安定的戦略關係に関する相互理解を確立することが可能なのかが、問われよう。

またそれとは逆に米国の立場からすれば、CTBT という、政策の自由度の幅を拘束するような国際条約への批准が、米国の核抑止力の維持にとっていかに障害にならないかという疑念の解消を条件としていることは、他国にしてみれば米国が引き続き優位を維持できることを国際条約が担保するとも理解でき、その意味では米国の批准が、それだけで発効要件国の中で未署名もしくは未発効の国、とりわけいわゆる「懸念国」の批准の誘因になるとは考えにくいとも理解することができよう。

したがって、こうした枠組みを実際に活性化させていくには、発効促進および交渉の中でどのような外交戦略を構築するかが重要である。そこでは、このような多国間枠組みにおける交渉でレバレッジを効かせるための国家間連合（coalition）作りと、そうした国家間連合を作りそれを通じて推進していく政策アイデアがカギとなる。その意味では、日本がオーストラリアと主導して非核兵器国 10 か国で構成する核不拡散軍縮イニシアティブ（NPDI）が、2010 年 NPT 運用検討会議の最終文書の行動計画実施を促進するとして、い

くつかの課題において共通認識を醸成し、共同歩調で促進していくことは、核兵器国と非核兵器国の間をつなぐ穏健かつ有力な取り組みとして評価することができよう。その中で、日本の安全保障に資するための多国間外交戦略づくりと多国間枠組みの活用という問題意識から、どのアジェンダをどのような枠組み（フォーラム）の中で追求していくのか、より効果的な交渉のパッケージづくりを NPDI での議論を通じて行い、そのようなパッケージのあり方を多国間で提示しながら、議論を方向付けること、そしてそれらに同調する仲間づくりの一環としての NPDI の効果的な活用の必要性が認められる。

第6章 「新 START 後の核軍縮：日本にとっての意味合いの検討」

阿部信泰

1. 新 START 及びその後の米ロの段階的核戦力削減

(1) 拡大抑止への信頼性の維持

- ① 米ロ間の交渉の結果、そしてさらには米国自身の核戦略の変貌と軍事予算削減の圧力の結果、米国の核戦力は漸減していくものと見られる。この過程においては日本側からする米国の核を含む拡大抑止に対する信頼性を維持していくことが重要である。さもなければ、日本側から米国の核戦力削減を減速してほしいとの要望が出され、あるいは出される状況が醸成され、結果として核削減の阻害要因となりかねない。
- ② こうした観点からは、日米の外交・防衛責任者間の拡大抑止に関する協議を随時行い、日米間の信頼性を維持していくことが望ましい。その際には、短期的な北朝鮮・中国の脅威に対処するという視点だけではなく、長期的に世界の核戦力を漸減の方向に持っていくことが日本の基本的な利益である点が踏まえられなければならない。
- ③ 2009 年末の岡田外相からクリントン国務長官に宛てた書簡にあるように日本としては、米国がどのようにして拡大抑止を維持するかについては重要な関心を持っているが、その態様について注文を付ける立場にはない。
- ④ 究極的には米国の拡大抑止は米国の戦略核戦力を含む総合的な戦力によって担保されるものである。戦略核戦力については、核弾道弾搭載の原潜の数は数的に削減されることはあっても、最も生存性の高い戦略核抑止力として存続するものと見られる。残りの ICBM と戦略爆撃機については、いずれかがやがて廃止される可能性なしとしない。ICBM については、信頼性・正確性の点で優れているが、先制攻撃に対する生存性の問題があり、現在のようなサイロ式から移動式に変えることによって存続を図る考えもあるが、ロシアや中国のような疑似専制国家と違って民主主義国家米国では移動車両通過地域住民との関係などで実現は容易ではないと見られる。爆撃機については、敵の空域への侵入能力への懸念が残り、最も廃止される可能性が高いと見られる。ただ、米空軍の有人爆撃機への信奉には

根強いものがあるので、巡航ミサイルあるいは UAV のプラットフォームとして戦術的用途も含めた多目的戦力として生き残る可能性もある。このような戦術用途も含む核戦力が残ることは同盟国に対する拡大抑止の信頼性維持に寄与し得る。

- ⑤ 戦術核あるいは戦域核戦力としては、艦船搭載巡航ミサイルが退役した後には、戦闘爆撃機あるいは戦略爆撃機による核爆弾投下が残された手段である。いずれにせよ核弾頭は米国本国に引き揚げられているので、そこから前方に再配備して使用するか、本国から直接爆撃機で攻撃目標まで運搬することになる。この際、問題となり得るのは、日本への核弾頭の持ち込みあるいは核搭載航空機の日本領域通過の問題である。2010年に外務省による所謂「密約」の調査結果が発表された際、政府は非核3原則の堅持を表明したが、同時に核兵器搭載米国艦船・航空機の領域通過に関する米国との間の暗黙の了解を否定したり、廃棄するとは表明しなかった。この点も日米当局者間協議で議論される可能性があるが、有事の際の米国の核拡大抑止力の信頼性を維持するとの観点からはこのような曖昧性が維持された方が有効と考えられる。

(2) 多数国間核軍縮交渉の開始

日本周辺、特に中国との間で緊張を緩和し、軍拡競争を低減するためには、中国をできるだけ早く多数国間核軍縮交渉の枠組みに取り込むことが望ましく、さもなければやがて核戦力を含む中国の軍備拡充・近代化は米口の核削減プロセスの減速・阻害要因となり得る。このためには米国(及び日本)と中国との戦略対話を推進し、かつ実体のある対話を実現して両者間の戦略的意図、軍備拡大の意図などについて相互の透明性を高めて、そのプロセスを通じて、中国の(核を含む)軍備拡張を一定限度に収めることが望ましい。このような対話の伏線としてトラック2の対話を進めることも有益であり、関係研究機関あるいは広島県が進めている平和構想(ラウンドテーブル開催構想)を支援することも考えられる。

2. 北朝鮮の非核化

2度の核実験を経て北朝鮮は核兵器の戦力化を着実に進めていると見られ、

金正日から金正恩への指導者継承によってもこの路線は継承された。北朝鮮をよく知る専門家の見方として、北朝鮮がその体制維持を賭けて取り組んでいるこのプロジェクトを容易に放棄するとは見られない。従って、現実的には、長期的に北朝鮮の基本的態度変更を待ちつつ、抑止と防衛、対話と圧力の路線を日米韓間で緊密な連携を保ちつつ進める他、余技はないと見られる。こうした観点から、以下の点に留意すべきである。

- (1) 6カ国協議など交渉の窓口は開けて置く。
- (2) 部分的ないし検証できない譲歩との取り引きは極力回避する。検証可能で、かつ抜け道を防ぎ得る部分的取り引きであればギリギリ考えられないわけではない。(例えば、ヨンビョンだけのウラン濃縮凍結がどれだけの意味があるかは極めて疑問。拡散停止も魅力的であるが検証は極めて困難。)
- (3) 北朝鮮の弾道ミサイルを対象にしたミサイル防衛の構築は日米間で粛々と進める。(中国を刺激しないためできるだけ low key で進める。)
- (4) 日米韓3国間の防衛協力を徐々に進める。日・韓間の協力推進がむずかしい課題だが、反日感情を刺激しないよう low key で実務的な協力を中心にまず進める(例、ミサイル、海上からの侵入・工作活動に関する情報交換、有事の際のロジスティック支援の想定演習)

3. 国際的な動きの推進

- (1) CTBT の発効促進 (米大統領選挙後に米の条約批准の動きを支援する。)
 - ① 拡大抑止の必要性を強調し過ぎて批准反対論に材料を提供しないよう留意する。
 - ② CTBT 国際監視網のデータ解析能力を高めることを支援して、CTBT の隠れた実験探知能力証明を支援する。
- (2) FMCT 交渉の開始促進 (ジュネーブにおける交渉開始努力に加えて、2国間でパキスタンの説得努力を行う。例：パキスタンへの政府特使の派遣、ただし、外交的・形式的譲歩はしても実質的な譲歩はしない。)
- (3) 中東決議に関する国際会議の支援 (次回の NPT 検討会議の成功のために不可欠、国際会議への日本の関心を表明して会議にオブザーバー参加を確

保、主要国に政府特使（中東和平担当政府代表）を派遣して、各国に前向き
の対応を呼びかける等。）

- (4) 米ロ核軍縮プロセスの側面的支援（米ロ新 START に続いて米ロが次の段階の核軍縮に積極的に取り組むことが重要なので、日本側からも適切な機会に米ロ間核軍縮継続の重要性を指摘するとともに、このための現実的な議論が政府内外で進められるようグローバル・ゼロ、日豪国際委員会（ICNND）のフォローアップなどの動きを支援する。

4. NPT 運用検討会議の文脈で

上述の中東国際会議に加えて、

- NPDI グループの活動支援、
- 核軍縮報告フォーマットの作成支援、
- 核兵器使用の非人道性に関する議論を推進する。

5. その他の留意点

- 欧州における戦術核の削減交渉が行われる場合には、ロシアの戦術核が欧州部からアジア部に移転されないよう注意する。
- FMCT 交渉において使用済み燃料の再処理を含む核燃料サイクル活動が阻害されないよう注意する。（ICNND の議論でも、核廃絶の過程で使用済み燃料に再処理を放棄することが一時提案された。）

6. 非政府機関の活動への関与・支援

- (1) ICNND のフォローアップ：アジア太平洋指導者ネットワーク：（日本からの政治レベル（福田康夫、河野洋平、岡田克也、川口順子の各メンバー）の参加を確保するためには何らかの支援が必要。）
- (2) 広島国際平和拠点構想：（核軍縮、核テロ対策、平和構築のための支援と人材養成、これらのための研究と広範な活動が 2012 年度から動き始める。広島県・市でも財政的措置を考えているが、国内外の支援も期待しており、対応が望まれる。）
- (3) 日米韓 3 極核問題対話：（東アジア地域において究極的に核兵器のない世

界を目指すためにはその過程において日米韓 3 国間の緊密な協力を構築・維持することが不可欠であり、このため 3 国間でのトラック 1、トラック 2 の対話を促進する。)